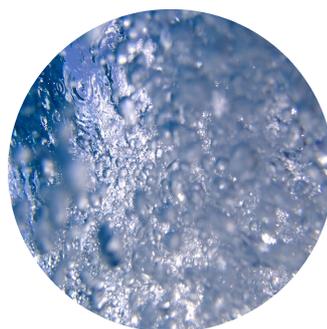
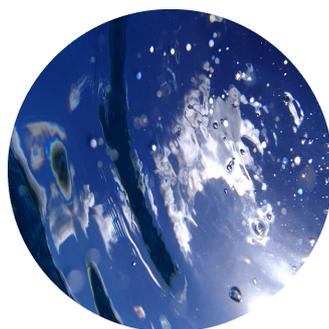
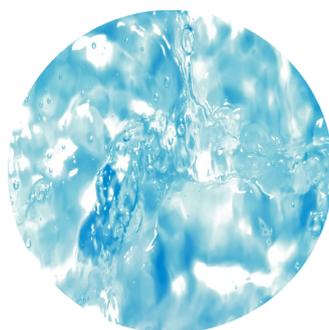


春日部市新水道事業ビジョン (経営戦略)改定版



令和8年(2026年)3月改定

春日部市上下水道部

春日部市新水道事業ビジョン (経営戦略)改定版

令和8年(2026年)3月改定

春日部市上下水道部

春日部市新水道事業ビジョン(経営戦略)改定版

目次

<u>第1章 改定趣旨と位置付け</u>	・・・	1
1. 改定の趣旨	・・・	2
2. 計画の位置付け	・・・	3
3. 計画期間	・・・	4
4. SDGs	・・・	7
<u>第2章 水道事業の概要</u>	・・・	9
1. 春日部市の地勢	・・・	10
2. 水道事業の概要	・・・	11
<u>第3章 水道事業の現状と課題</u>	・・・	29
1. 市水道事業ビジョンにおける目標達成状況	・・・	30
2. 水道事業が直面している外部環境の変化	・・・	33
3. 水道事業が抱えている内部課題	・・・	36
4. 課題点のまとめ	・・・	53
<u>第4章 水道事業の将来像</u>	・・・	55
1. 将来像・施策体系	・・・	56
2. 計画給水人口と計画給水量	・・・	58
<u>第5章 施策の概要</u>	・・・	59
1. 安全（安全で安定した水道水の供給）	・・・	60
2. 強靱（災害対策の充実）	・・・	65
3. 持続（経営の健全化）	・・・	74
<u>第6章 投資及び財政計画(春日部市水道事業経営戦略)</u>	・・・	79
1. 経営戦略について	・・・	80
2. 経営における課題点	・・・	80
3. 経営比較分析表を活用した現状分析	・・・	81
4. 水道事業の効率化・健全化に向けた取組	・・・	84
5. 投資計画	・・・	85
6. 財政計画	・・・	89
7. 今後検討を要する事項	・・・	103
<u>第7章 計画のフォローアップ</u>	・・・	105
<u>資料編 業務指標 財政計画の詳細 用語解説 審議会開催状況</u>		

第1章

改定趣旨と位置付け

第1章 改定趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨

春日部市の水道事業は、昭和29年（1954年）に給水を開始して以来、人口増加による水需要の増加に対応するため、これまで6期にわたる拡張事業を実施してきました。平成17年（2005年）には、旧春日部市と旧庄和町の合併に伴い、両市町の水道事業を統合し、現在の春日部市水道事業となりました。

令和6年度（2024年度）末現在では、給水人口は約22万9千人、普及率99.9%に達し、水道は健康で快適な市民生活や産業活動を支える重要なライフラインの一つとなっています。

本市水道事業では、平成30年（2018年）3月に、それまでにあった「春日部市水道事業基本計画～春日部市水道ビジョン～」を全面的に見直し、50年、100年先を見据えた新たな本市水道事業の将来像とその実現に向けた取組をまとめた「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」（以下「市水道事業ビジョン」という。）を策定しました。

市水道事業ビジョンの策定に当たっては、厚生労働省^{※1}が平成25年（2013年）3月に策定した「新水道ビジョン」に対応し、年齢別の人口構成や合計特殊出生率の推移を鑑みた今後の人口減少、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の被害を踏まえ、水道事業が将来にわたって継続していくための課題の解決方策と、方策実施の財政面での裏付けとなる財政計画を作成しました。

その後、市水道事業ビジョンの策定から8年が経過したため、市水道事業ビジョンの取組について点検し、内容を見直す時期を迎えました。加えて、8年の間に物価上昇が急激に進んでおり、財政計画における経費の見込みが実態と乖離した状況にあります。

また、本市水道事業では、今までに水道事業全体としての施設整備計画となる水道事業基本計画や、長期的な施設更新の見通しであるアセットマネジメント計画、管路更新計画など、個々に計画を策定してきましたが、それぞれの計画の策定期間が異なっていることから、個々の計画間での整合が完全には図られていない状態にありました。

これらのことから、市水道事業ビジョンの内容の見直しと並行して、水道事業基本計画、アセットマネジメント計画を見直し、それぞれの計画の整合を図り、本市

※1：令和6年（2024年）4月から水道事業の管轄は厚生労働省から国土交通省と環境省（水質基準に関するもののみ）へと移管されました。

水道事業の将来像実現に向け統一された指針として「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定版」（以下「本ビジョン」という。）を策定しました。

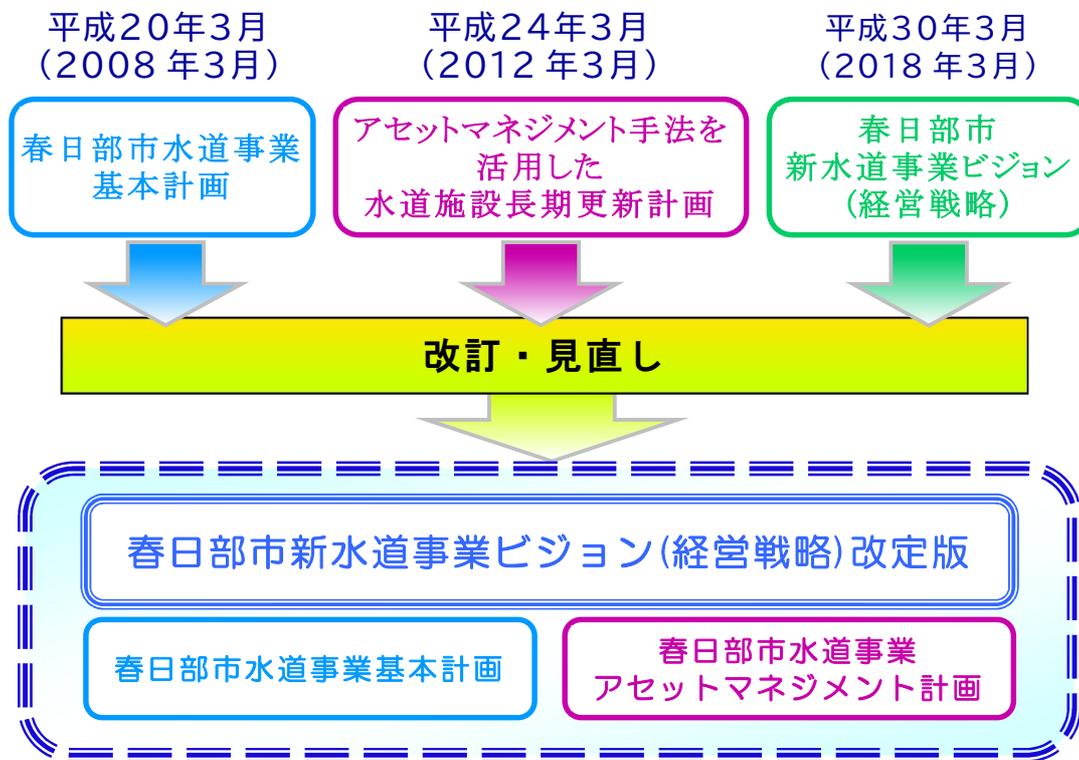


図1-1. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定版等の改定のフロー

2. 計画の位置付け

本市は、市の最上位計画として平成30年度（2018年度）を初年度とする「第2次春日部市総合振興計画※2」において、「市民が主役」「まちの魅力を創る」「共に未来へチャレンジする」をまちづくりの理念として掲げ、まちの将来像の実現に向けて、新たなまちづくりを進めています。第2次春日部市総合振興計画における後期基本計画では、上水道事業に関わる施策として施策6-5-1「安全で安定した上下水道の充実」を掲げています。

本ビジョンは、この第2次春日部市総合振興計画との整合性を図るとともに、市水道事業ビジョンを継承し、厚生労働省が策定し、現在は国土交通省が所管している「新水道ビジョン」及び総務省が策定を求めている公営企業の「経営戦略」の内容を併せ持つものとして策定しました（図1-2参照）。

※2：春日部市のすべての計画の基本となる最上位計画。計画期間は平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）までの10年間。



図1-2. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定版の位置付け

3. 計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年度とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗度などへの的確に反映するため、3年から5年ごとに計画を再点検し、見直しを図っていきます。

		← 計 画 期 間 →																		
年度	平成20	……	平成29	平成30	……	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	……
	2008	……	2017	2018	……	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	……
	春日部市総合振興計画		第2次春日部市総合振興計画																	
	春日部市水道ビジョン		春日部市新水道事業ビジョン(経営戦略)																	
	春日部市新水道事業ビジョン(経営戦略)改定版																			
	点検・計画見直し								点検・計画見直し											

図1-3. 計画期間

国土交通省 新水道ビジョン

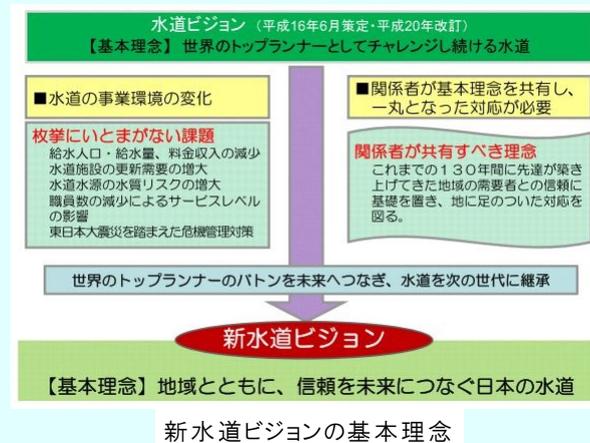
出典：国土交通省「新水道ビジョン」引用
(策定当初は厚生労働省の所管)

1. 新水道ビジョン策定の背景

厚生労働省は、平成16年に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示する「水道ビジョン」を公表し、平成20年にその時点における水道事業の状況を踏まえて内容を改訂しました。平成25年に、人口減少と東日本大震災の経験を踏まえ、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、水道ビジョンの再改訂ではなく、新しいビジョン（新水道ビジョン）を公表しました。

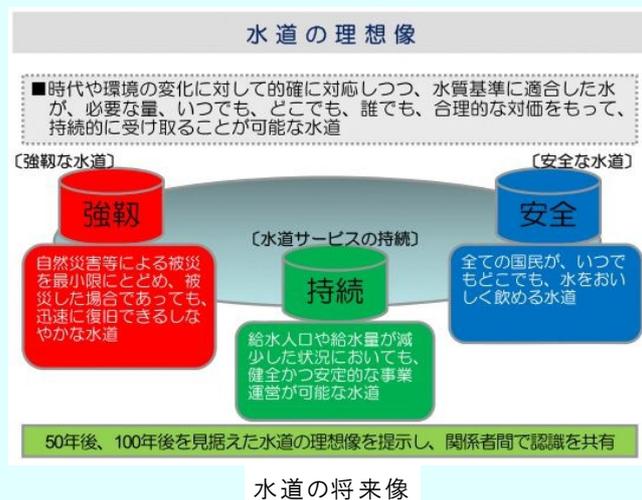
2. 新水道ビジョンの基本理念

新水道ビジョンでは、水道の給水対象としてきた「地域」とその需要者との間において築きあげてきた「信頼」の概念を重要視し、関係者が共有する基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」としています。



3. 水道の理想像

水道利用者にとって望ましい水道とは、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道と言えます。このような水道を実現するためには、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の3つが必要です。



新水道ビジョンでは、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の将来像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとします。

○安全な水道

安全の観点からみた水道の将来像は、水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持や飲用井戸等の衛生対策が徹底されることにより、すべての国民が、いつでもどこでも、おいしく水を飲めることです。

○強靱な水道

強靱の観点からみた水道の将来像は、老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道が実現され、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道が構築されることです。

○水道サービスの持続

持続の観点からみた水道の将来像は、給水人口や給水量が減少した状況においても、料金収入による健全かつ安定的な事業運営がなされ、水道に関する技術、知識を有する人材により、いつでも安全な水道水を安定的に供給でき、地域に信頼され続ける近隣の事業者間において連携して水道施設の共同管理や統廃合を行い、広域化や官民連携等による最適な事業形態の水道が実現することです。

4. SDGs

本ビジョンの施策の実施においては、本市の最上位計画である第2次春日部市総合振興計画においてもSDGs（持続可能な開発目標）を推進していることから、同様に、水道事業の施策で達成できる範囲でSDGsを取り入れていきます。

SDGsは平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

SDGsは、貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための以下の17の目標と169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

水道事業の概要

2. 水道事業の概要

1) 水道事業の沿革

本市水道事業（合併前の春日部市）は昭和27年（1952年）4月に簡易水道^{※1}として創設され、昭和29年（1954年）4月から給水を開始しました。

当時の計画給水人口は5,000人、計画一日最大給水量は750m³/日でしたが、その後、昭和33年（1958年）9月に簡易水道事業から上水道事業^{※2}に代わり、以来6期にわたる拡張事業を行ってきました。

これまでの6期にわたる拡張事業では、人口増加と生活水準の向上による水需要の増加や給水区域の拡張に対応するため、浄水場の築造及び機能の増設を行ってきました。

旧庄和町の水道事業は、昭和33年（1958年）3月に簡易水道として創設され、その後、昭和38年（1963年）3月に簡易水道事業から上水道事業に代わり、以来5期にわたる拡張事業を行ってきました。

平成17年（2005年）10月には、旧春日部市と旧庄和町が合併し、新たな春日部市が誕生しました。この合併に伴い、両市町の水道事業を統合し、現在の春日部市水道事業となりました。

また、同年に、厚生労働省より水道事業が自らの地域特性や社会環境、事業の現状を適切に評価した上で描く理想像を効率的に実現するためのオリジナルマスタープランである「地域水道ビジョン」の策定が通知されたことを受け、平成20年（2008年）3月に「春日部市水道事業基本計画～春日部市水道ビジョン～」（以下「市水道ビジョン」という。）を策定しました。

市水道ビジョンの策定以後、施設整備の主体を拡張事業から老朽化施設の更新及び耐震化事業に移して事業を運営していく中で、東日本大震災の発生など、本市水道事業の置かれている環境はさらに変化していきました。

市水道ビジョンの策定から10年が経過することを踏まえて、これまでのビジョンの内容を見直し、水道事業の新たな将来像である厚生労働省の「新水道ビジョン」と地方公営企業の安定的な経営継続のために総務省から策定を求められている「経営戦略」の内容を含めた「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」を平成30年（2018年）3月に策定し、現在に至っています。

※1：計画給水人口が5,000人以下の水道事業をいいます。

※2：計画給水人口が5,000人を超える水道事業をいいます。

第2章 水道事業の概要

●春日部市水道事業



●旧庄和町水道事業

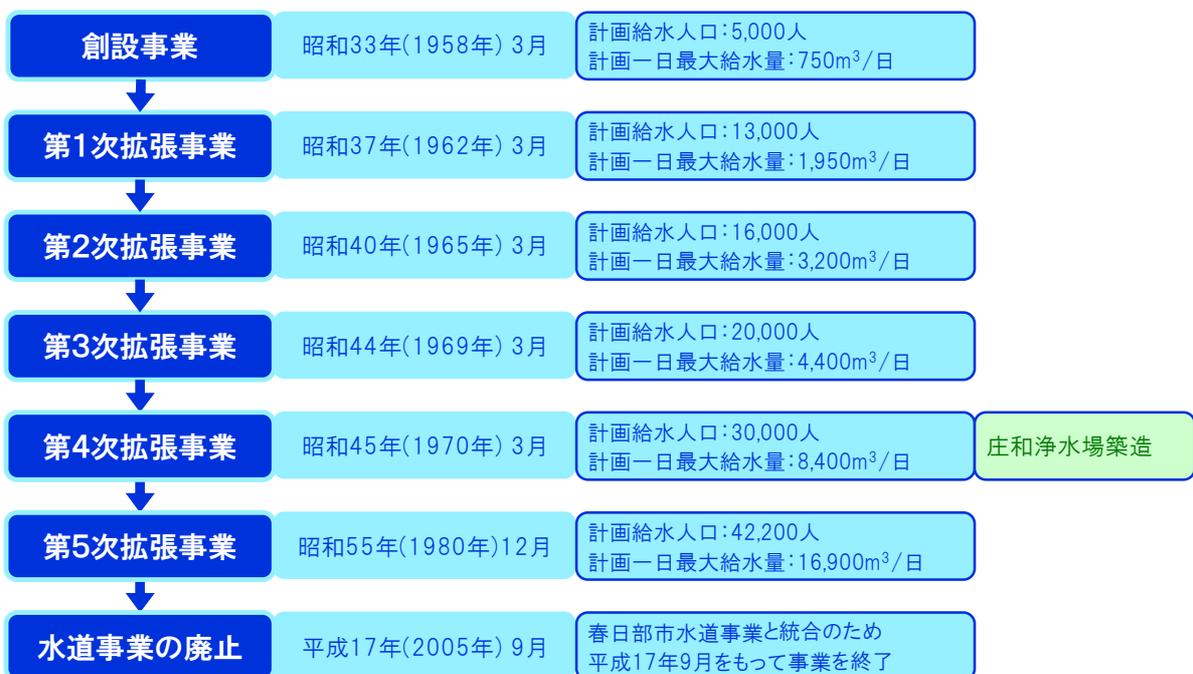


図2-2. 水道事業の沿革

2) 水源

本市水道事業は、表流水と地下水を水源としており、水源の水量のうち、約9割が表流水となっています。表流水は利根川水系のダムから放流され、利根川、江戸川を経て、埼玉県企業局（以下「県企業局」という。）の庄和浄水場（以下「県庄和浄水場」という。）で浄水処理されて、市内全域に供給されています。

これは、利根川上流にあるダムなどの貯水施設から、計画的に水を放流し、常に安定して水を供給できるシステムであり、水需要が大きく変動する場合や渇水時にも安定した水源の確保が可能です。



図2-3. 利根川上流ダム位置図

表2-1. 利根川上流ダム

番号	利根川水系ダム	竣工年	有効貯水量
①	藤原ダム	昭和33年(1958年)	3,101万m ³
②	相俣ダム	昭和34年(1959年)	2,000万m ³
③	菌原ダム	昭和41年(1966年)	1,322万m ³
④	矢木沢ダム	昭和42年(1967年)	11,550万m ³
⑤	下久保ダム	昭和44年(1969年)	12,000万m ³
⑥	草木ダム	昭和52年(1977年)	5,050万m ³
⑦	渡良瀬貯水池	平成2年(1990年)	2,640万m ³
⑧	奈良俣ダム	平成3年(1991年)	8,500万m ³
⑨	ハッ場ダム	令和2年(2020年)	9,000万m ³
⑩	南摩ダム	令和8年(2026年)予定	5,000万m ³

3) 本市の水道水

本市水道事業は、水源水量の約9割を県庄和浄水場から送られてくる埼玉県営水道の浄水（以下「県水」という。）でまかっています。残りの約1割については、地下水を水源とし、浄水場で浄水処理を行い、水道水としています。

県水は、埼玉県庄和浄水場で浄水処理された後、送水ポンプで浄水場の配水池に送られ、貯えられます。

また、浄水場で造られる水道水は最初に揚水ポンプで深井戸※³からくみ上げます。くみ上げられた水は、着水井に送られ、細かい砂を取り除きます。次に、混和池で水に含まれる菌類を次亜塩素酸ナトリウムを注入して消毒します。さらに、混和池からろ水機へ送られ、鉄やマンガンなどの不純物を取り除いてきれいな水道水にして、配水池に送られます。配水池で県水と一緒にになり、配水ポンプで各家庭に送られます。

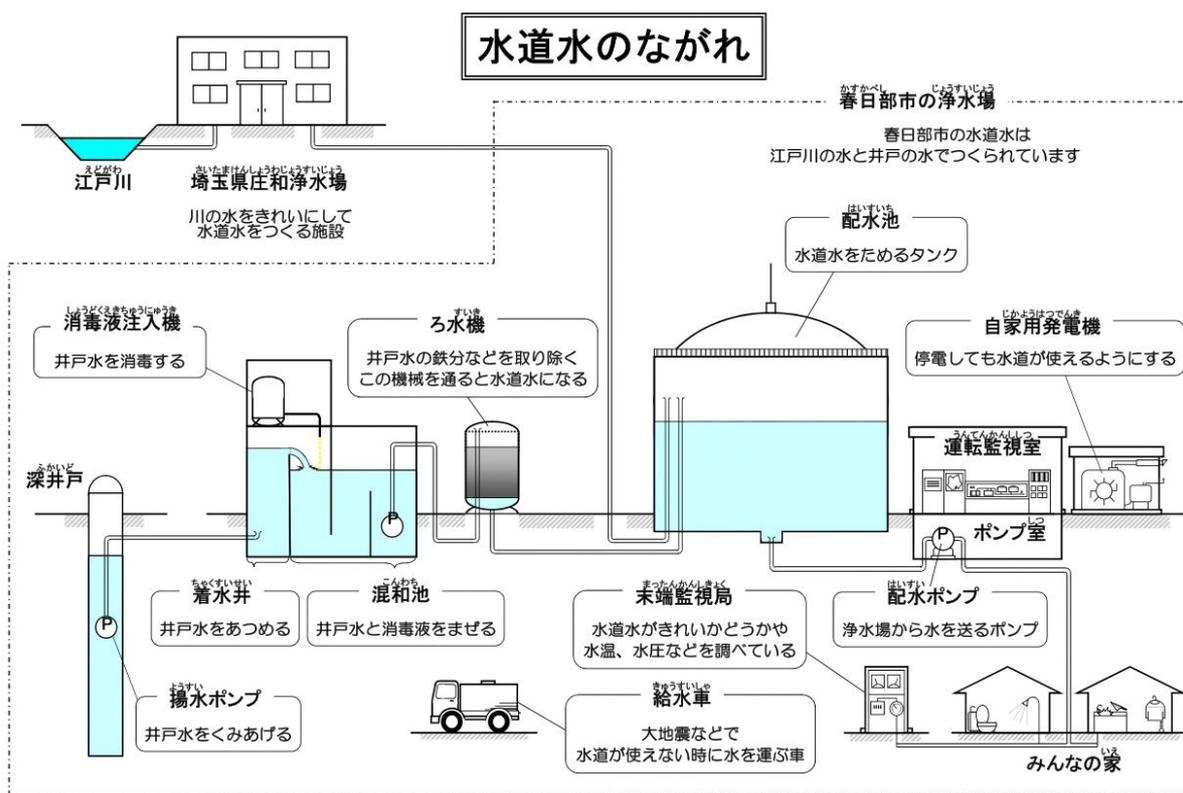


図2-4. 水道水の流れ

※3：地表の影響を受けにくい地下水を取水する井戸。天候や地表条件に左右されにくく、水質が安定しています。

4) 水道施設

市内には、東部浄水場、西部浄水場、南部浄水場、北部浄水場、春日部市庄和浄水場（以下「庄和浄水場」という。）の5か所の浄水場があります。

水源は、県水と20本の深井戸を用いています。県水は、県庄和浄水場から送水され、東部浄水場、西部浄水場、庄和浄水場で受水しています。南部浄水場と北部浄水場については、西部浄水場から両浄水場へ県水を送水しています。

表2-2. 浄水場の概要

施設名	最大給水能力	水源内訳
1 東部浄水場	17,600m ³ /日	県水・深井戸
2 西部浄水場	44,400m ³ /日	県水
3 南部浄水場	11,600m ³ /日	県水・深井戸
4 北部浄水場	16,400m ³ /日	県水・深井戸
5 庄和浄水場	16,900m ³ /日	県水・深井戸
合計	106,900m ³ /日	

表2-3. 深井戸施設の概要

区分 井戸名称	さく井 完成年月	深度 [m]	水中ポンプ 設置年月	揚水管 口径×長さ [mm×m]	ポンプ仕様 口径・出力 揚水量・揚程	揚水量 [m ³ /h]
1 東部浄水場 1号井	昭和44.3	411	平成28.2	125×60	125mm・30kW・1.5m ³ /分・60.8m	109
2 " 2号井	昭和45.4	406	平成23.3	150×72	125mm・30kW・2.1m ³ /分・58m	110
3 " 3号井	昭和46.3	350	平成20.3	125×85.2	125mm・30kW・1.4m ³ /分・83m	73
4 " 4号井	昭和46.4	350	平成29.3	150×82.5	125mm・26kW・1.5m ³ /分・67m	93
5 " 5号井	昭和47.7	350	令和6.3	150×90	125mm・26kW・1.5m ³ /分・68m	89
6 " 6号井	昭和47.7	350	平成16.3	150×60	125mm・30kW・1.8m ³ /分・61m	138
7 南部浄水場 1号井	昭和38.7	400	平成18.6	125×63	125mm・22kW・1.5m ³ /分・63m	76
8 " 4号井	昭和41.11	400	平成23.3	125×65	125mm・22kW・1.2m ³ /分・71m	62
9 " 5号井	昭和41.12	400	令和5.3	125×66	125mm・22kW・1.0m ³ /分・78m	106
10 " 6号井	昭和43.7	361				
11 " 7号井	昭和45.4	406	平成30.3	150×60.5	150mm・30kW・2.3m ³ /分・46m	103
12 " 8号井	昭和46.3	400	昭和63.3	150×90	125mm・45kW・2.1m ³ /分・82m	106
13 北部浄水場 2号井	平成3.11	400	令和3.3	125×88	125mm・30kW・1.5m ³ /分・80m	106
14 " 3号井	昭和35	270	昭和62.10	100×61	100mm・18.5kW・2.1m ³ /分・60m	33
15 " 4号井	昭和39.6	402	平成12.2	100×43	80mm・7.5kW・0.6m ³ /分・50m	31
16 " 5号井	平成18.3	350	令和2.3	125×41.25	125mm・30kW・2.0m ³ /分・60m	106
17 " 6号井	昭和48.8	395	平成24.3	150×60.5	125mm・37kW・2.0m ³ /分・71m	84
18 庄和浄水場 4号井	昭和44.5	250	令和2.3	125×61.2	125mm・22kW・1.0m ³ /分・66m	25
19 " 5号井	昭和47.3	250	平成27.3	100×90	100mm・18.5kW・0.84m ³ /分・66m	34
20 " 6号井	平成10.11	250	令和元.11	125×60.5	125mm・30kW・2.0m ³ /分・46m	100

①施設案内図

水道施設の位置は図2-5のとおりです。5か所の浄水場、20本の深井戸の他に、水質や水圧を常時監視する末端監視局を6か所備えています。



図2-5. 施設位置図

②施設概要

水道事業の拠点となる各浄水場の概要は以下のとおりです。

1 東部浄水場



所在地	春日部市樋籠234番地1
完成年	昭和45年(第3期拡張事業)
給水人口	41,600人
最大給水能力	17,600m ³ /日
水源内訳	県水・深井戸(6本)
配水池	13,000m ³ (6,500m ³ × 2池) PC造
ろ水機	5,760m ³ /日(240m ³ /時) × 3台
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
非常用発電機	500kVA(ガスタービン) × 1台

2 西部浄水場



所在地	春日部市一ノ割1731番地1
完成年	昭和50年(第4期拡張事業)
給水人口	105,000人
最大給水能力	44,400m ³ /日
水源内訳	県水
配水池	22,500m ³ (7,500m ³ × 3池) PC造
非常用発電機	1,000kVA(ガスタービン) × 1台

3 南部浄水場



所在地	春日部市備後東六丁目16番5号
完成年	昭和42年(第2期拡張事業)
給水人口	27,400人
最大給水能力	11,600m ³ /日
水源内訳	県水・深井戸(6本、内1本予備水源)
配水池	3,400m ³ (1,700m ³ ×2池) RC造
ろ水機	6,240m ³ /日(260m ³ /時) ×2台
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
非常用発電機	500kVA(ガスタービン) ×1台

4 北部浄水場



所在地	春日部市浜川戸一丁目20番3号
完成年	昭和37年(第1期拡張事業) 管理棟築造 令和4年
給水人口	38,800人
最大給水能力	16,400m ³ /日
水源内訳	県水・深井戸(5本、内2本予備水源)
配水池	8,200m ³ (2,400m ³ ×2池+3,400m ³ ×1池) ステンレス造
ろ水機	3,600m ³ /日(150m ³ /時) ×2台
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
非常用発電機	500kVA(ガスタービン) ×1台

5 庄和浄水場



所在地	春日部市大倉455番地1
完成年	昭和47年(第4次拡張事業)
給水人口	42,200人
最大給水能力	16,900m ³ /日
水源内訳	県水・深井戸(3本)
配水池	8,900m ³ (2,400m ³ ×2池+4,100m ³ ×1池) RC造
ろ水機	4,800m ³ /日(200m ³ /時) ×2台
消毒方法	次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
非常用発電機	500kVA(ガスタービン) ×1台

③市内水道管路布設位置図

市内に布設されている水道管路は図2-6のとおりであり、導水管や送水管及び配水管の総延長は、令和6年度（2024年度）末現在で約842kmとなっています。

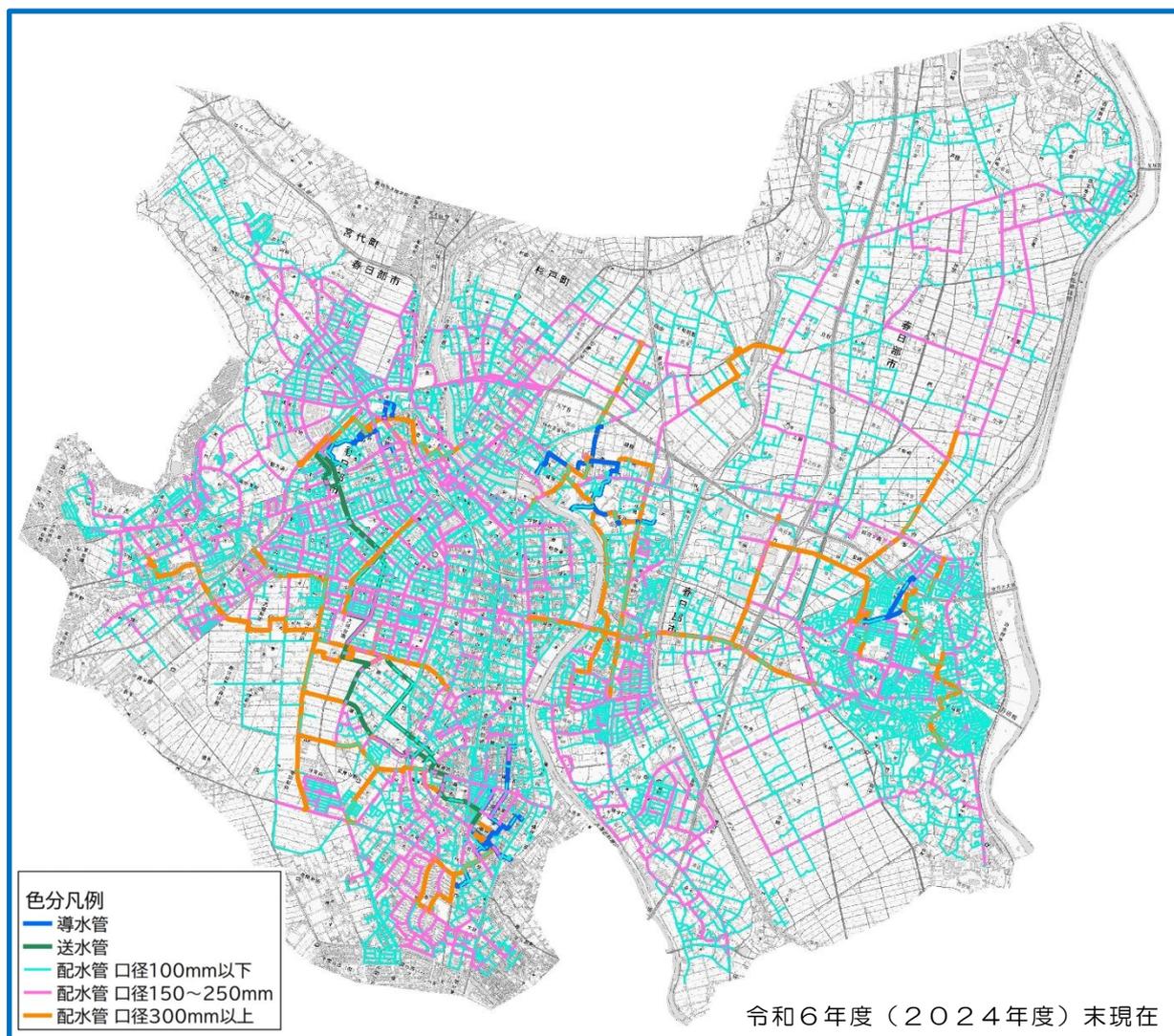


図2-6. 現況管網図

④市内水道管路の概要

令和6年度（2024年度）末現在での管路の整備状況は、導水管^{※4}が約11km、送水管^{※4}が約13km、配水管^{※4}が約818kmとなっています。

表2-4. 口径別延長（m）

口径 [mm]	導水管		送水管		配水管		合計	
	延長 [m]	割合 [%]	延長 [m]	割合 [%]	延長 [m]	割合 [%]	延長 [m]	割合 [%]
50未満					29,629	3.6%	29,629	3.5%
50					75,460	9.2%	75,460	9.0%
75	4	0.0%	3	0.0%	175,684	21.5%	175,691	20.8%
100			8	0.1%	264,937	32.4%	264,945	31.4%
125	4	0.0%			61	0.0%	65	0.0%
150	425	3.7%	3	0.0%	136,528	16.7%	136,956	16.3%
200	6,003	53.1%	33	0.3%	58,734	7.2%	64,770	7.7%
250	4,829	42.6%	44	0.4%	32,663	4.0%	37,536	4.5%
300	71	0.6%	44	0.4%	29,145	3.6%	29,260	3.5%
350					3,487	0.4%	3,487	0.4%
400			12,362	98.8%	7,769	0.9%	20,131	2.4%
450						0.0%	0	0.0%
500					3,356	0.4%	3,356	0.4%
600					633	0.1%	633	0.1%
不明					56	0.0%	56	0.0%
合計	11,336		12,497		818,142		841,975	

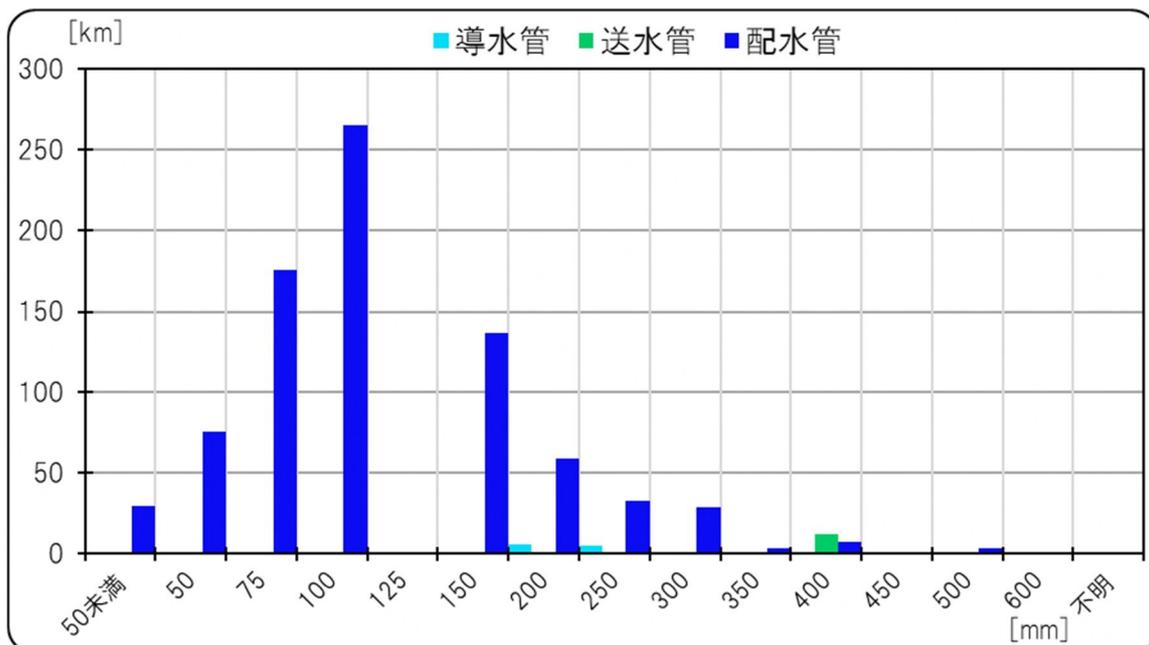


図2-7. 口径別延長

※4：導水管とは、水源（井戸）から浄水場までをつなぐ水道管、送水管とは浄水場間をつなぐ水道管、配水管とは浄水場から各家庭までをつなぐ水道管のことをいいます。

導水管、送水管、配水管の口径別延長は表2-4のとおりになり、導水管の約5割を口径200mmが占めており、送水管の9割以上を口径400mmが占め、配水管では、口径100mmが約3割、口径75mmが約2割を占めています。

また、導水管、送水管、配水管の管種別延長は表2-5のとおりになり、硬質塩化ビニール管が約423km布設されており、全体の5割を占め、次いでダクタイル鋳鉄管（耐震性無及び耐震性有）が約274km布設されており、全体の約3割を占めています。

表2-5. 管種別延長 (m)

管種	導水管		送水管		配水管		合計	
	延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)
石綿管	90	0.8%			1,317	0.2%	1,407	0.2%
鋳鉄管	66	0.6%	4,646	37.2%	97,667	11.9%	102,379	12.2%
ダクタイル鋳鉄管(耐震性無)	4,840	42.7%	2,364	18.9%	106,943	13.1%	114,147	13.6%
ダクタイル鋳鉄管(耐震性有)	6,254	55.1%	5,377	43.1%	148,130	18.1%	159,761	19.0%
ポリエチレン管					33,969	4.2%	33,969	4.0%
鋼管・ステンレス管	54	0.5%	101	0.8%	6,021	0.7%	6,176	0.7%
硬質塩化ビニール管	14	0.1%	4	0.0%	422,679	51.6%	422,697	50.1%
その他	18	0.2%	5	0.0%	1,416	0.2%	1,439	0.2%
合計	11,336		12,497		818,142		841,975	

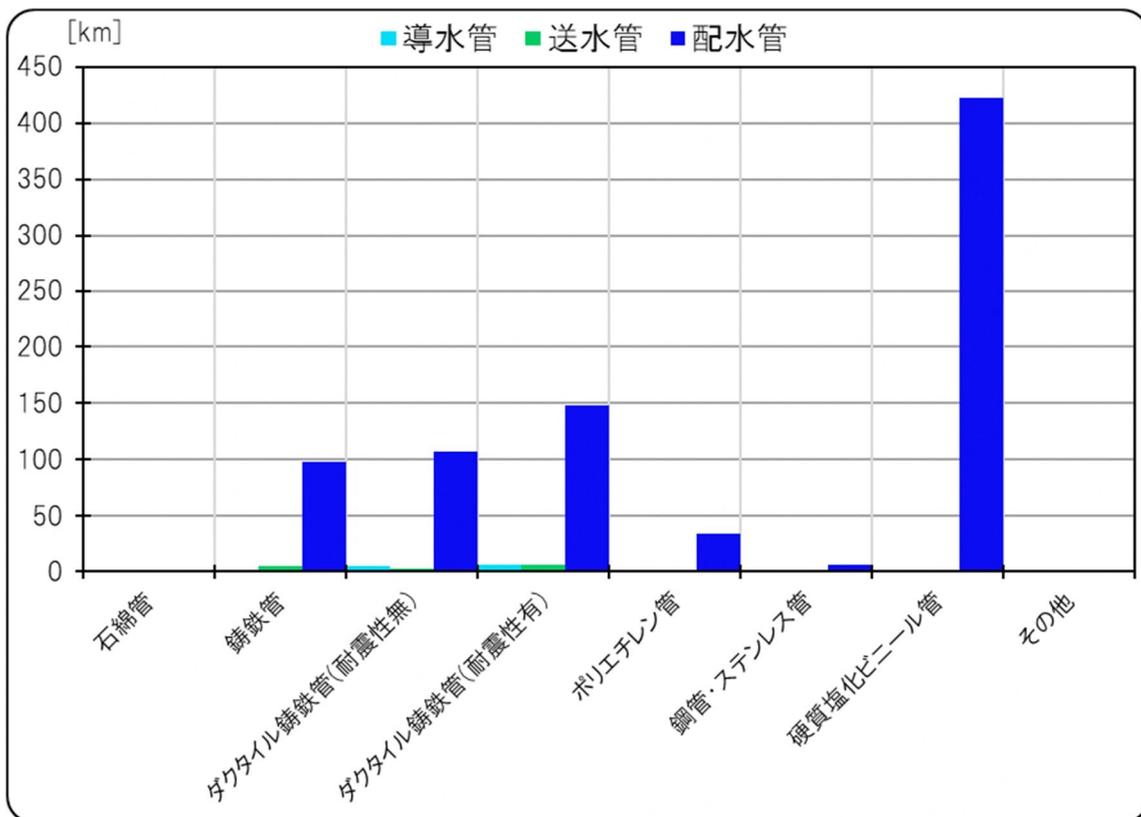


図2-8. 管種別延長

⑤水道水の水質

安全で良質な水を届けるため、給水栓（蛇口から出る水）、浄水場、深井戸の水質検査を定期的実施し、水質管理を行っています。

水道水質基準は、水道水の安全性を確保し清浄な水を供給できるよう、水道法に基づき定められています。令和7年度（2025年度）現在の水道水質基準には51項目の基準値が設定され、そのうち31項目は人の健康に影響を与える項目（体に有害な物質が含まれていないか）、20項目は水道水が有すべき性状に関連する項目（色や濁りが無い、異常な臭いや味がしない）です。

本市水道事業の水道水は、水質基準項目の全てについて基準を満たしています。さらに、将来にわたり水道水の安全性を確保できるようにするため定められている水質管理目標設定項目についても検査を実施しており、より安全で良質な水を供給しています。

水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を令和7年（2025年）3月に改定し、計画に基づく検査結果並びにその評価を広報紙及び市公式ホームページなどにより公表しています。

水道水の水質検査結果

更新日：2025年06月30日
ページID：5213

水質検査計画を策定し、年間を通じて水質検査を実施しています。
最新の水質検査の結果から、すべての地点で水質の安全性が確認できています。
安心してご利用ください。

令和7年度水道事業水質検査計画

更新日：2025年04月01日
ページID：5214

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、必要不可欠なものです。

市では、水道法に基づき水質検査計画を毎年策定し、定期的に検査を実施しています。この計画では本市水道事業の概要、法令に基づく検査項目・検査地点・検査頻度などを定めています。

結果もこのホームページで、公開していきます。



図2-9. 水質検査計画及び水質検査結果（市公式ホームページ）

表2-6. 末端給水栓の水質基準項目

項目	単位	基準値	東部浄水場系		西部	南部	北部	庄和浄水場系	
			小淵	赤沼	浄水場系	浄水場系	浄水場系	東中野	西宝珠花
1 一般細菌	個/ml	100 以下	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5 セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6 鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8 六価クロム化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9 亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	1.8	1.8	2.3	2.4	1.8	2.4	2.2
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.09	0.09	0.11	0.11	0.11	0.09	0.09
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0 以下	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満
14 四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20 ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21 塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06未満	0.06	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23 クロロホルム	mg/l	0.06 以下	0.014	0.015	0.013	0.013	0.017	0.017	0.017
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.009	0.007	0.008	0.008	0.006	0.010	0.007
25 ジブromクロロメタン	mg/l	0.1 以下	0.016	0.015	0.007	0.007	0.014	0.007	0.012
26 臭素酸	mg/l	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	0.046	0.056	0.033	0.033	0.050	0.045	0.054
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.006	0.006	0.005	0.005	0.007	0.008	0.007
29 プロモジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	0.015	0.015	0.012	0.012	0.015	0.013	0.014
30 プロモホルム	mg/l	0.09 以下	0.008	0.007	0.001	0.001	0.007	0.001未満	0.004
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.02未満	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02未満	0.02
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	24.6	26.5	14.5	14.5	22.9	16.5	21.4
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38 塩化物イオン	mg/l	200 以下	38.8	42.3	24.7	24.7	49.2	24.1	33.1
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 以下	81.1	80.8	73.0	72.5	77.3	75.4	76.1
40 蒸発残留物	mg/l	500 以下	200	201	162	163	192	167	175
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001	0.000001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000001	0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001	0.000001未満	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45 フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3 以下	1.1	1.1	1.2	1.2	1.0	1.1	1.1
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.5	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5	7.6
48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	度	5 以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
51 濁度	度	2 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※令和6年度(2024年度)の水質検査結果
※検査結果数値は最大値を掲載しています

5) 運営体制

本市水道事業は令和7年（2025年）4月1日現在で、34名（再任用職員含む）の職員体制で運営しています。

これまで、水道部として水道事業単独での組織体制を執っていましたが、組織体制の効率化を図るため、令和5年（2023年）4月1日に建設部下水道課と統合して上下水道部となり、人員削減（1名）に取り組みました。

組織統合以前、水道事業の事務所は、庄和浄水場内と旧市役所内の春日部営業所の2か所に分散していましたが、令和6年（2024年）1月の市役所新庁舎への移転に伴い、窓口を市役所第二庁舎の1か所に集約しました。

また、水道事業の運営に当たっては、検針や料金徴収業務及び給水装置業務と浄水場の運転管理・点検業務等を民間企業に委託しています。

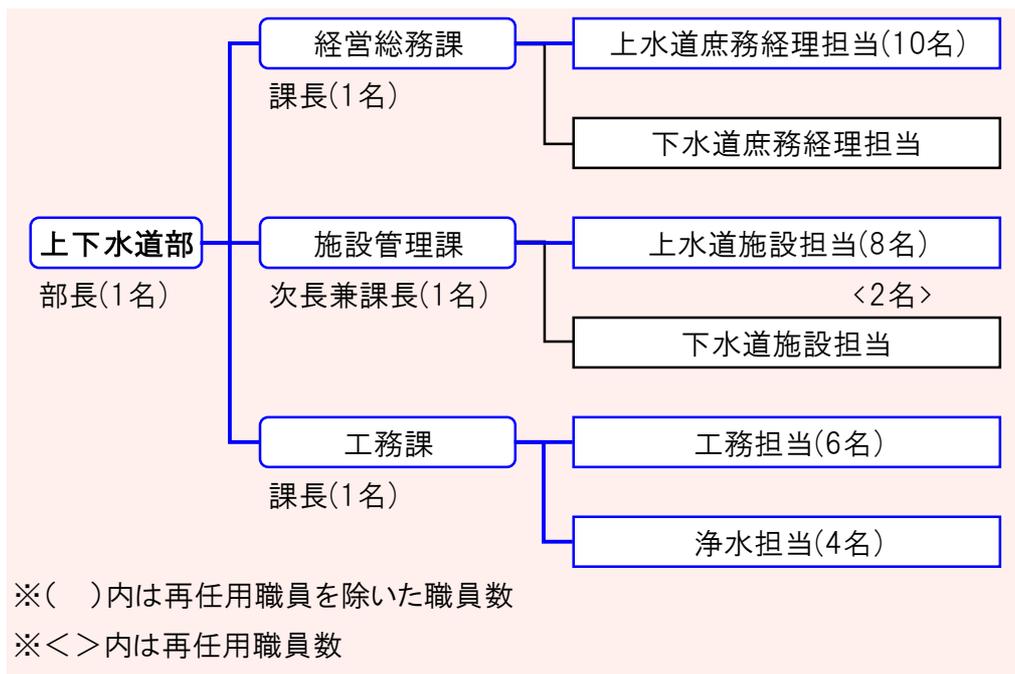


図2-10. 水道事業の組織体制

6) 経営状況

①経営状況

令和6年度（2024年度）の収益的収支^{※5}の決算状況は、収益的収入が約41億2千万円、収益的支出が約40億8千万円となり、純利益を出しています。一方で営業収益^{※6}は約37億4千万円、営業費用は約39億9千万円となり、営業利益はマイナスとなっています。

令和6年度（2024年度）の資本的収支^{※7}の決算状況は、資本的収入が約8億2千万円、資本的支出が約15億2千万円となり、不足額が生じてますが、積立金などで補てんしています。

②水道料金

本市水道事業では事業運営に必要な経費のほとんどを水道料金でまかなっており、これまでの傾向として事業収入の約8割が水道料金となっています。

令和6年度の給水収益（水道料金収入）は、約35億4千万円となっています。

本市水道事業の料金体系は、水道メーター口径別の基本料金と使用水量に基づく従量料金の合計金額となっています。

基本料金は、使用水量にかかわらず発生する料金（使用水量16m³までの使用料金を含む）で、水道メーターの口径によって決まります。従量料金は、使用水量に従って発生する料金で、使用量が多くなるほど、料金単価が高くなる逡増制となっています。

表2-7. 2か月分水道料金（一般用）

基本料金		従量料金(1m ³ 当たりの料金)	
メーター口径	[円・税抜]	使用水量	[円/m ³ ・税抜]
13mm	1,700	16m ³ まで	0
20mm	1,700	17～30m ³	120
25mm	2,800	31～50m ³	150
30mm	4,000	51～70m ³	160
40mm	5,500	71～100m ³	180
50mm	11,000	101～200m ³	220
75mm	16,000	201～300m ³	270
100mm	35,000	301m ³ 以上	330
150mm	90,000		
200mm以上	管理者が定める額		

※5：当年度の水道事業の経営活動に伴い発生する収入及び費用。

※6：営業利益（水道料金など）から営業費用（施設修繕費など）を引いた利益。

※7：将来の経営活動に備えて行う支出とその財源となる収入。

本市水道事業の水道料金を県内で比較した場合、おおむね平均的な水道料金となっています。

表2-8. 県内水道事業体水道料金比較表（口径13mm1か月当たり 単位：円・税込）

	10m ³ 使用時
さいたま市	1,364
熊谷市	1,320
上尾市	1,320
春日部市	1,199
川口市	1,111
越谷・松伏水道企業団	1,045
川越市	990
所沢市	924
草加市	825
県内平均(令和7年4月現在)	1,230

第3章

水道事業の現状と課題

第3章 水道事業の現状と課題

1. 市水道事業ビジョンにおける目標達成状況

市水道事業ビジョンでは、実現方策を踏まえて14項目の目標値を設定しており、それらの目標値の達成状況が以下のとおりになります。令和6年度（2024年度）現在で14項目中の10項目で目標を達成しています。

1) 水源

水源に関しては、年間1か所のメンテナンスの目標に対して、おおむね年間1か所のメンテナンスを行っており、目標を継続的に達成しています。

表3-1. 市水道事業ビジョンの目標達成状況（1）

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
井戸の維持管理	—	年間1か所	達成	年間1か所	年間1か所

2) 浄水場

浄水場に関しては3項目の目標を掲げています。配水池の耐震化率と浄水場数については、市水道事業ビジョンの計画期間後半での事業実施を見込んでいたため、市水道事業ビジョン策定当初から数値に変動はありません。

施設及び設備の修繕計画については、目標値通りに策定が済んでおり、今後は見直しを図っていきます。

表3-2. 市水道事業ビジョンの目標達成状況（2）

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
配水池の耐震化率	%	79.8	達成	79.8	90.9
浄水場数	か所	5	達成	5	4
施設及び設備の 修繕計画の策定	—	策定済み	達成	策定	見直し

3) 管路

管路に関しては、基幹管路の耐震管率を目標に掲げており、毎年度、管路の耐震化工事の推進を図ってきたことから、目標値を達成している状況にあります。

表3-3. 市水道事業ビジョンの目標達成状況(3)

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
基幹管路の耐震管率	%	45.4	達成	40.7	45.0

4) 水質管理

水質管理に関しては4項目の目標を掲げています。目標値のうち、水安全計画、浄水水質検査結果についてはおおむね目標を達成できる見込みです。

総トリハロメタン濃度については、近年の猛暑に伴う水道水温の上昇等により、トリハロメタン類の生成が促進されたため、目標を達成できない状況にあります。

末端監視局の最小水圧については、末端監視局近くでの局所的な使用水量の増加により一時的に水圧が低下することがあったため、目標を達成していませんが、常時監視においては0.15MPa以上の水圧を保っています。

表3-4. 市水道事業ビジョンの目標達成状況(4)

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
水安全計画の見直し	—	策定済み	達成	毎年見直し	毎年見直し
浄水の水質検査結果	—	全て基準内	達成	全て基準内	全て基準内
総トリハロメタン 濃度水質基準比率	%	42.4	未達成	40.0以下	40.0以下
各末端監視局の 最小水圧	MPa	0.042	未達成	0.15以上	0.15以上

5) 危機管理体制

危機管理体制に関しては2項目の目標を掲げています。応急給水資機材の維持管理、停電時の訓練とも年間1回実施しており、目標を継続的に達成しています。

表3-5. 市水道事業ビジョンの目標達成状況(5)

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
応急給水設備の 維持管理	—	年1回実施	達成	毎年1回 実施	毎年1回 実施
電源供給停止時の 訓練の実施	—	年1回実施	達成	年1回を 継続的に 実施	年1回を 継続的に 実施

6) 経営・事業運営

経営、事業運営に関しては3項目の目標を掲げています。アセットマネジメント^{※1}は、本ビジョン改定作業に合わせて、見直し中です。水質検査結果の提供回数に関しては目標を達成しています。

有収率については、主に漏水と見られる不明水が増加傾向にあることから、近年は90%を下回って推移しており、目標を達成できない状況にあります。

表3-6. 市水道事業ビジョンの目標達成状況(6)

目標項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標 達成 状況	目標値	
				令和4 (2022)	令和9 (2027)
アセットマネジメントの 見直し	—	見直し中	未達成	見直し	見直し
水質検査結果の提供	回/年	11	達成	6	12(月1 回)
有収率	%	89.9	未達成	93.5	93.5

※1: 持続可能な水道事業を実現するために、水道施設のライフサイクルを考慮した効率的かつ効果的な水道施設の管理運営のための実施活動のことをいいます。

2. 水道事業が直面している外部環境の変化

1) 給水人口・給水量の減少

- 本市水道事業の給水人口は、平成12年度（2000年度）をピークに減少傾向となっています。
- 今後も、給水人口は全国的な人口減少に伴って減少し、給水量も減少傾向が続いていくと見られます。
- 加えて、節水機器の普及および節水意識の向上やライフスタイルの変化などの影響により給水量も緩やかに減少しています。
- 今後も、水道事業は減少していく給水人口・給水量を踏まえて、持続可能な事業運営を行っていく必要があります。

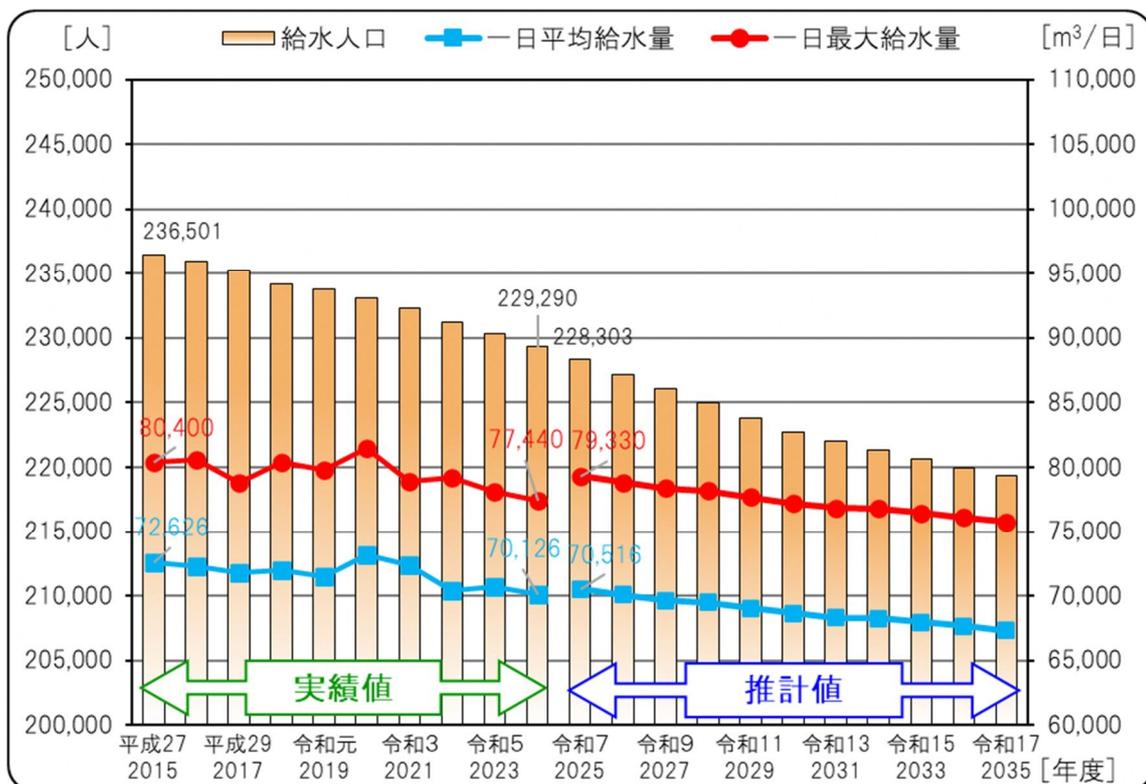


図3-1. 給水人口・給水量の実績値及び推計値

2) 県水料金の改定

- 県水の料金が令和8年（2026年）4月1日に、これまでの61.78円/m³から74.74円/m³（いずれも税抜き金額）に改定され、今後も定期的な見直しの方針が示されています。水源水量の9割を県水が占めているため、経営に与える影響は大きいものとなります。

3) 災害時の対応（施設の耐震化など）

- 近年、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震など、全国的に大規模な地震被害が発生しています。
- 本市においても、近年は地震に伴う震度4以上の揺れをほぼ毎年度観測しており、関東地方においても大地震が起きる可能性が高くなっています。
- 令和6年能登半島地震では上下水道施設の復旧に長期間を要し、地震被害からの復旧、住民の生活再建の妨げとなっていました。
- 災害時においても給水が続けることができ、持続可能な上下水道システムの構築が求められるようになり、急所となる水道施設や重要な給水施設に接続する管路等について、これまで以上にペースを上げて耐震化を図る必要があります。
- 施設や管路以外にも、災害時に必要な各資機材等の維持管理も求められています。



能登半島沖地震応援復旧作業

4) 気候の変動

- 近年、日本各地において局地的な豪雨や大型台風など、極端な気候の変動が見られ、毎年のように豪雨被害が発生しており、県内の他市では浄水場の浸水被害が発生したこともあります。
- 本市水道事業の浄水場は、現在まで大規模な浸水被害を受けたことはありませんが、洪水ハザードマップでは大型台風の場合は、0.5mから5mの浸水被害が想定されています。
- 水道事業には、このような夏季に集中する極端な気象状態においても安定的に給水を継続することが求められており、施設の耐水化と自己電力の確保を図っていく必要があります。

5) 環境への配慮

- 水道事業には健全な水循環を維持するために、より一層、再生可能エネルギーの導入などの環境負荷低減を図るとともに、環境保全に努める責務が生じています。
- 水道事業は再生可能エネルギーを含めた電力を使用して給水を行っており、電力エネルギーの使用による環境への負荷を与えている側面もあります。
- 本市水道事業は、健全な水循環の中で地表水や地下水を利用して給水を行っています。

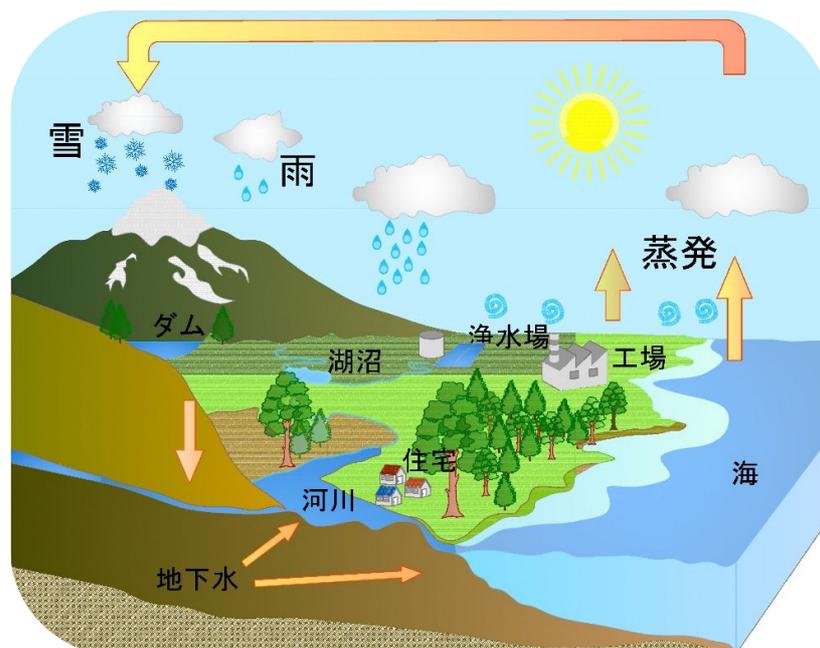


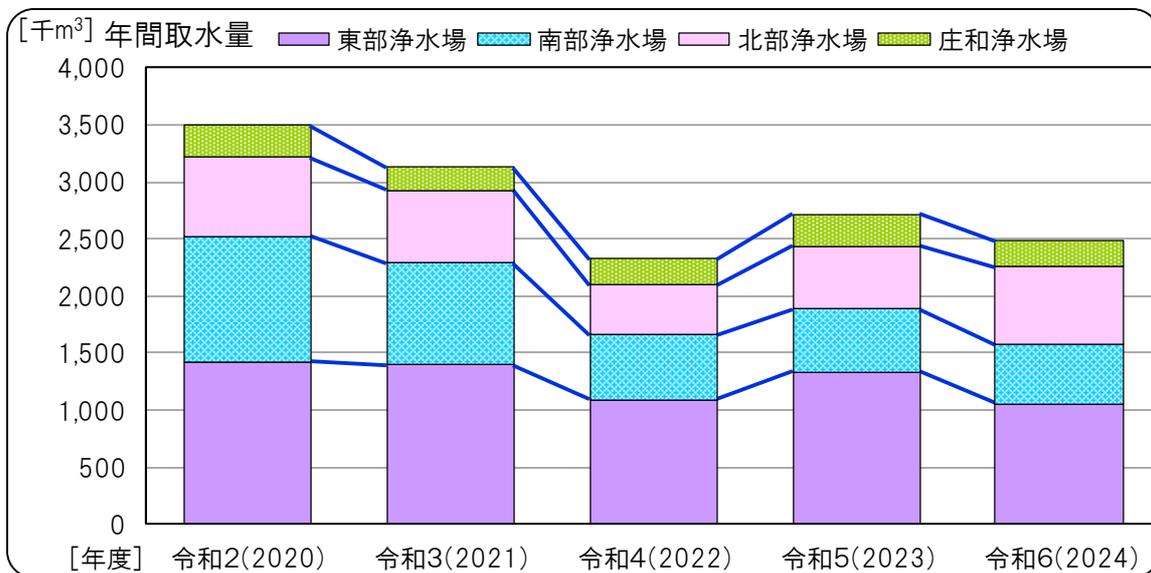
図3-2. 水循環

3. 水道事業が抱えている内部課題

1) 水源

現 状

- 本市水道事業の水源は、約9割を県水、残りの約1割を自己水源である深井戸でまかっています。
- 深井戸は、東部浄水場で6本、南部浄水場で6本（うち予備水源1本、休止1本）、北部浄水場で5本（うち予備水源2本）、庄和浄水場で3本を備えており、各井戸から浄水場へ導水された後、塩素による消毒及び除鉄・除マンガン処理が行われています。
- 近年、一部の深井戸では、井戸本体などの経年劣化に伴う取水量の減少が見られています。
- 自己水源の水質は、地下水に含まれる有機物に起因した総トリハロメタン濃度が高い状態が続いています。総トリハロメタン濃度の上昇を抑えるためには、地下水中の有機物を除去する必要があります。



単位:m³

施設\年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
東部浄水場	1,421,530	1,402,162	1,089,693	1,340,437	1,062,572
南部浄水場	1,106,490	892,769	572,315	546,100	509,487
北部浄水場	692,967	635,333	435,702	554,576	686,069
庄和浄水場	278,985	197,451	227,217	278,911	225,991

図3-3. 深井戸の年間取水量（実績）

課 題

○水源事故への迅速な対応

- 県水の受水は、不測の事故などによる水源水質の汚染や災害時・渇水時の大規模な取水障害によって停止する可能性があり、県水の受水が停止した状況下でも給水を継続できるよう取り組んでいくことが重要です。

○原水中の有機物への対応

- 総トリハロメタン濃度の上昇を抑えるためには、新たに有機物を除去する浄水設備が必要になりますが、有機物除去設備の導入には多額の費用が掛かります。

○自己水源の維持管理と運用状況の注視

- 自己水源である深井戸は、地下水が水質基準を満たすための浄水処理が必要である一方、浄水処理にかかるコストが増加していることから、今後の運用において十分な注意が必要です。
- 深井戸の更新には、取水規制や費用など多くの課題があることから、水源の確保と更新及び運用のコストを比較し、自己水源の運用方針を検討する必要があります。
- 運用方針の検討にあたっては県庄和浄水場において令和17年度(2035年度)以降、高度浄水処理施設整備を含めた改築工事に着手する計画が公表されており、改築工事の時期を考慮することが必要です。

2) 浄水場

現 状

- 本市にある浄水場は、東部浄水場、西部浄水場、南部浄水場、北部浄水場及び庄和浄水場の5か所あり、施設能力106,900m³/日を有しています。
- 各浄水場の運転管理は、民間企業による運転管理を含めた包括的業務委託により、西部浄水場を核とした中央監視体制として常時監視を行っています。
- 民間企業への包括的業務委託の発注及び監督を着実に遂行するために、計画的な外部研修への参加等、職員の育成、技術力向上に取り組んでいます。
- 西部浄水場と北部浄水場については全ての水道施設の耐震化が完了しており、東部浄水場については平成28年度(2016年度)に第2配水池の耐震化工事を実施しています。

業務指標値による現状分析

- 施設利用率は65.6%、最大稼働率は72.4%と近隣事業体を下回っていて、施設能力を効率よく運用する検討が必要です。
- 配水量1m³あたりのエネルギー消費量は、更なる環境負荷低減に努めていることから少ない状態にあり、省エネルギー対策への取組状況は良好です。
- アセットマネジメント計画に基づき、設備は適切なメンテナンスと計画的な更新を行い、良好な状態を維持していますが、法定耐用年数^{※2}超過設備率は79.3%と高く、近隣事業体より高い状態にあり、今後は更新が必要な状況です。
- 浄水施設の耐震化率は72.5%、配水池の耐震化率は79.8%と近隣事業体を大きく上回り、水道施設の耐震化は進んでいます。

表3-7. 業務指標(1)

番号	名 称	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	近隣 事業体 平均値	望ましい 方向
B104	施設利用率(%)	65.8	66.1	65.6	76.2	↑
B105	最大稼働率(%)	74.1	74.0	72.4	82.3	↑
B113	配水池貯留能力(日)	0.80	0.79	0.80	0.89	↑
B302	配水量1m ³ あたり消費エネルギー [*] -(MJ/m ³)	2.06	2.10	2.08	2.10	↓
B502	法定耐用年数超過設備率(%)	82.4	76.8	79.3	56.0	↓
B602	浄水施設の耐震化率(%)	72.5	72.5	72.5	17.8	↑
B604	配水池の耐震化率(%)	79.8	79.8	79.8	52.0	↑

※近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としている
※業務指標については巻末ページを参照

※2: 地方公営企業法により定められた有形固定資産の減価償却期間のことをいいます。

課 題

○浄水場の適正な維持管理

- 令和7年度（2025年度）現在、法定耐用年数が近づいている施設が増加しており、また施設によっては経年劣化が進んでいることから、今後も適正な維持管理及び計画的な更新を図っていくことが不可欠です。

○浄水場の耐震化の推進（東部浄水場及び庄和浄水場）

- 耐震化が必要な東部浄水場の第1配水池は耐用年数が近づいていますが、一部が都市計画道路区域内であることから、都市計画事業との調整が必要です。また隣接地に配水池築造用地を確保していますが、建屋の更新にも多額の費用が必要であるため、耐震化が難しい状況にあります。
- 耐震化が必要な庄和浄水場の配水池は、浄水場内に工事のための十分なスペースを確保することが難しいため、配置計画も含めた全体計画が必要な状況にあります。

○浄水場のダウンサイジングの検討

- 給水人口及び給水量の減少傾向などから水道施設の稼働効率の低下が懸念されるため、定期的な設備点検に基づいた稼働率の適正化が必須となります。
- 浄水場や設備の更新、耐震化に合わせて、今後の給水人口及び給水量減少を踏まえ、廃止を含めたダウンサイジングについて検討する必要があります。
- 一方で、施設更新工事の際には、施設利用率及び施設稼働率に一定の余裕が必要であり、井戸を休廃止した場合は、取水による水量調整ができなくなることから、工事や洗管作業などの大きな需要変動に対応できるような配水池の貯留容量を確保することが重要です。

○設備の適切な更新・長寿命化の検討

- 安定した給水を継続していくためには、老朽化した設備を計画的に更新するとともに、現有設備の有効利用及び更新費用の平準化を図るために、施設の長寿命化を考慮した修繕計画について検討することが必要です。
- 庄和浄水場では、各設備に電力を供給するために必要不可欠な受変電設備、動力設備の老朽化が進んでおり、更新が必要な状態にあります。これらの設備の更新には多額の費用が必要になります。

○浄水処理の監視体制維持

- 各浄水場の運転は、適切な監視体制を維持するとともに、より迅速な対応が行えるよう監視機能の増設も視野に入れた体制を構築することが必要です。

○更なる再生可能エネルギーの導入

- 環境負荷の低減のために、より一層の再生可能エネルギーの導入を検討することが重要です。

3) 管路

現 状

- 本市水道事業の導水・送水・配水管延長は約842kmとなっています。
- 管路の更新では、毎年度5km程度、老朽化した非耐震管を中心に耐震性のあるダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管への布設替を行っています。
- 令和6年能登半島地震を受け、国の主導により上下水道耐震化計画の策定が求められ、本市においても令和7年（2025年）1月に計画を策定し、老朽管更新計画と合わせて、計画に基づいた管路更新を推進しています。
- 京都市などでの大規模な管路破損事故を受け、国道などの緊急輸送道路や基幹管路に布設されている非耐震型の鋳鉄管（CIP管）の更新を対象とした「鋳鉄管更新計画」を令和7年度（2025年度）中に策定し、その実施が求められています。

業務指標値による現状分析

- 基幹管路の耐震管率は45.4%と近隣事業体を上回っていますが、全体の管路の耐震管^{※3}率は23.7%と近隣事業体と比較して低い状況のため、計画的な老朽管の更新が必要です。
- 法定耐用年数超過管路率は44.3%と、近隣事業体より高く、老朽管が多い傾向にあります。

表3-8. 業務指標（2）

番号	名 称	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	近隣 事業体 平均値	望ましい 方向
B503	法定耐用年数超過管路率(%)	42.3	43.4	44.3	14.2	↓
B605	管路の耐震管率(%)	27.4	28.0	23.7	38.7	↑
B606	基幹管路の耐震管率(%)	40.1	41.0	45.4	39.7	↑

※令和6年度に管路延長の精査を行ったため、管路の耐震管率が前年度から減少している

※近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としている

※業務指標については巻末ページを参照

※3：地震の際でも継ぎ目の接合部が離脱しない構造となっている管路をいいます。

課 題

○管路耐震化の推進と老朽管の更新

- 管路の更新は、災害時にも給水を維持するために、重要施設に向かう管路から、これまでよりペースを上げて耐震化を図っていくことが必要です。
- 多くが昭和50年代の高度成長期に区画整理事業などで布設した管路であるため、老朽管の更新に取り組む必要があります。
- 管路全体の4割以上が法定耐用年数の40年を超過しており、今後も次々と更新時期を迎えていくことから、計画的、面的に老朽管の更新に取り組む必要があります。

○各種管路更新計画の進捗管理

- 国の求めている鑄鉄管更新計画では、緊急輸送道路内に布設されている鑄鉄管は今後5年以内、その他の基幹管路となっている鑄鉄管は今後10年以内に更新するものとなっています。
- 鑄鉄管更新計画以外にも上下水道耐震化計画や基幹管路耐震化計画、老朽管更新計画の推進を図っていることから、それぞれの更新計画の適切な進捗管理を図る必要があります。

○適正な管路と口径の検討

- 管路の更新・耐震化に際しては、今後の給水量減少を見据えた適正な口径へのダウンサイジング及び適正な配管ルートを検討することが重要です。

○管路事故の予防保全

- 近年は塩化ビニル管による漏水などの事故も増加していることから、塩化ビニル管の配水管更新をはじめ、私道などの私設給水管についても予防保全的対応を検討する必要があります。

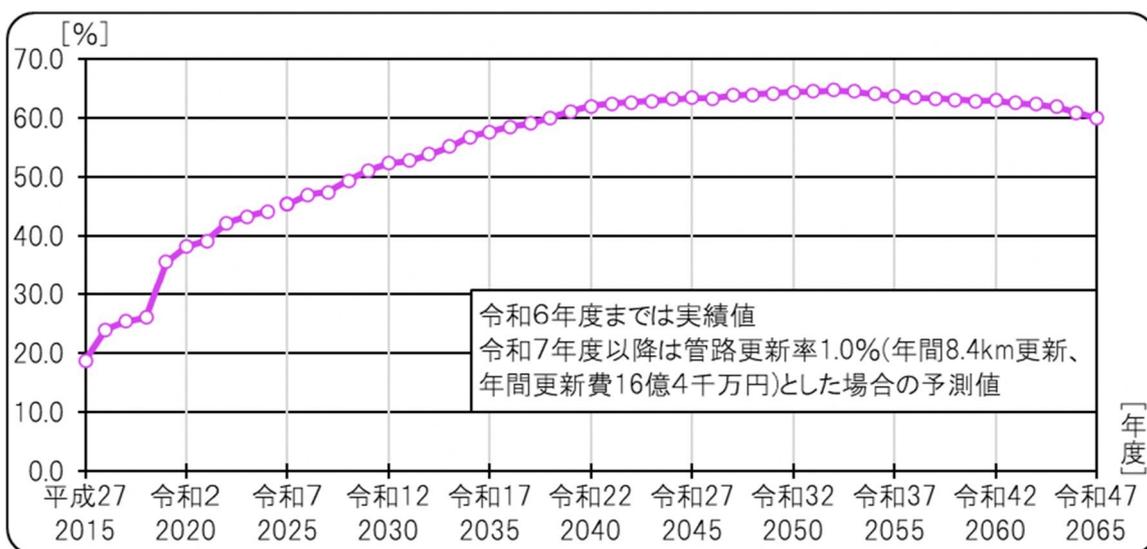


図3-4. 法定耐用年数超過管路率の推移

4) 水質管理

現 状

- 水源や浄水過程及び配水過程での水質異常に備えて、水質の監視方法や異常時の対処方法について取りまとめた「水安全計画^{※4}」を策定し、安全管理体制を整えています。
- 市民に安心して水道水を利用してもらうために、法令で定める水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目に関しても水質検査を実施し、安全な水の供給に努めています。
- 浄水場や給水栓及び深井戸での水質検査は、毎年度水質検査計画を策定し、水道法に基づいて適切に実施しており、水質検査結果も毎月公表しています。

業務指標値による現状分析

- カビのような臭いの指標となる最大カビ臭物質濃度水質基準比率は、近隣事業体平均値よりも高くなっています。
- 総トリハロメタン濃度水質基準比率及び消毒副生成物濃度水質基準比率は、近年高い濃度が測定され、近隣事業体平均値よりも高い状態にありましたが、令和6年度（2024年度）から、夏季の県水受水量を増やし自己水源の取水量を減らしたことで、総トリハロメタン濃度等の上昇を抑えています。

表3-9. 業務指標（3）

番号	名 称	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	近隣 事業体 平均値	望ましい 方向
A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率(%)	20.0	40.0	20.0	20.0	↓
A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率(%)	46.5	72.3	42.4	33.7	↓
A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率(%)	32.2	33.9	34.8	29.8	↓
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率(%)	36.1	38.9	26.1	29.6	↓

※近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としている
※業務指標については巻末ページを参照

※4：水道事業の水源から給水栓までに潜んでいる様々な水質に関するリスクを抽出し、それぞれのリスクへの対処や監視の方法を取りまとめたものです。

課 題

○残留塩素の低減化

- 水源水量の9割を占める県水を供給する県企業局に対して、カビ臭の原因物質まで除去できる高度浄水処理の早期導入を引き続き求めていくことが必要です。
- 総トリハロメタンは、水道水中の有機物が消毒成分と反応して時間とともに生成されるため、塩素注入量の削減に取り組むとともに、管路のダウンサイジングにより、末端給水栓までの到達時間を短縮することが重要です。

○末端水質監視の継続

- 市内6か所の末端監視装置による水質の常時監視は、水質の安全性を維持していくうえで重要ですが、今後の施設運用や管路整備によって市内の配水管の流向や配水圧の状況が変わることが予想されるため、適切な監視箇所数、監視地点を検討する必要があります。

○適正な水質監視体制の検討

- 各浄水場においても常時監視する項目数を増やすなど、監視体制の強化について検討が必要です。



次亜塩素貯留槽



末端監視装置（赤沼）

○直結式給水及び直結増圧給水の推進

- 受水槽管理の不備に伴う衛生問題などに対する取組が必要で、今後も市民により良い水質の水道を使用していただけられるよう、マンションなど一般家庭への建物について直結式給水及び直結増圧式給水の普及に努めることが必要です。

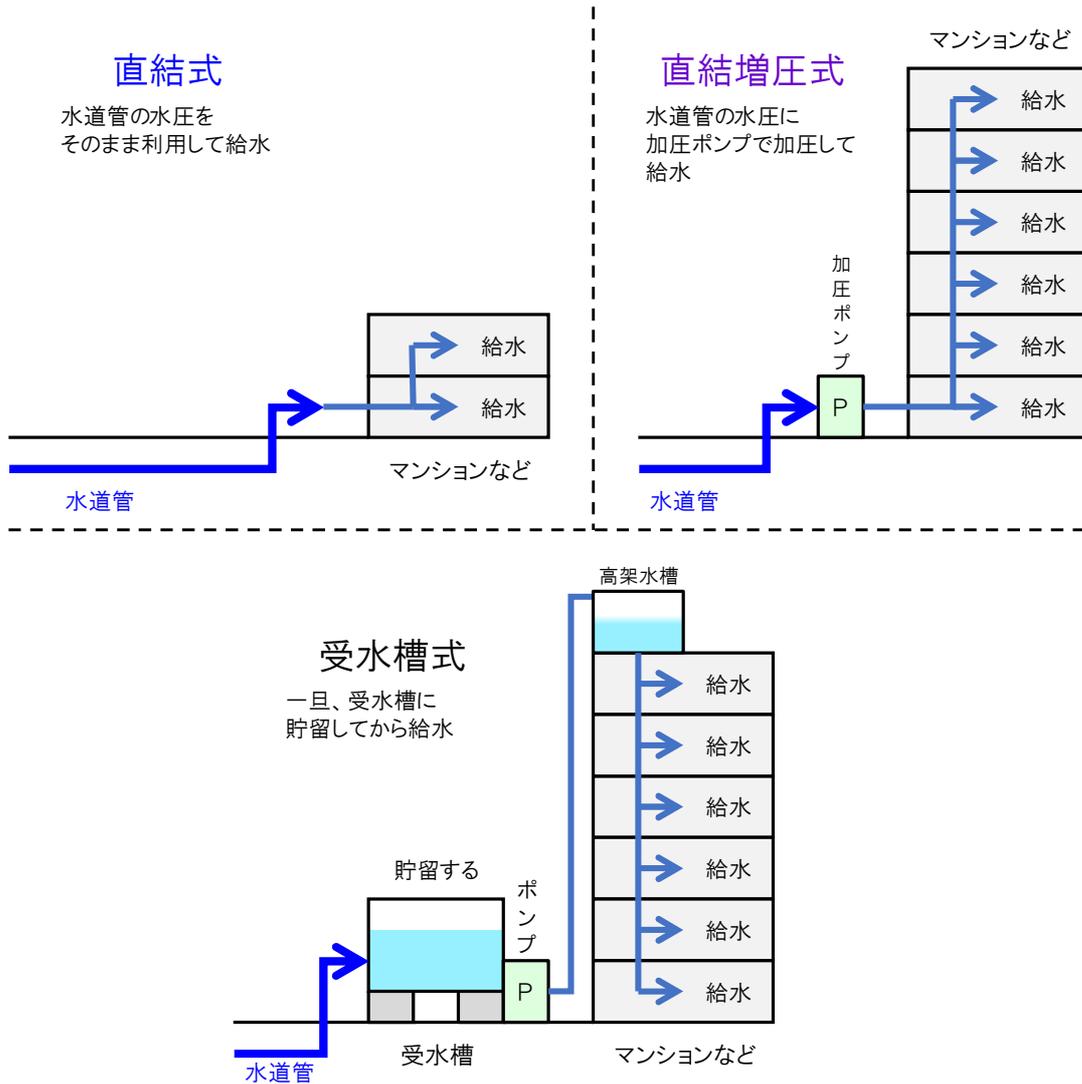


図3-5. 受水槽式給水、直結給水、直結増圧給水の概略図

5) 危機管理体制

現 状

- 水道は、市民の健康で快適な生活や都市活動及び経済活動を支えるライフラインであり、地震をはじめとする自然災害や事故等の緊急時においても、水道水の供給を維持しなければなりません。
- 災害や水道施設の事故に備えて対応マニュアルを整備し、災害に備えて、毎年災害対策訓練を実施しています。
- 災害や事故発生時において、応急復旧や応急給水を迅速に行うため、給水車や給水タンクなどの備蓄された機材に加え、ポリタンクや飲料水用ポリ袋などの資材についても備蓄拡充を図っています。
- 越谷・松伏水道企業団との緊急災害時用水道連絡管を活用するとともに、近隣市町や民間事業者と災害時連携協定を締結するなど非常時に対する連携強化を図っています。

業務指標値による現状分析

- 各浄水場には、災害による電源供給停止に対応するために非常用発電機設備を備えており、電源供給停止時にも通常の配水量の5%程度の配水が可能な状態にあります。

表3-10. 業務指標(4)

番号	名 称	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	近隣 事業体 平均値	望ましい 方向
B608	停電時配水量確保率(%)	5.8	5.8	5.8	—	↑

※近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としている
※業務指標については巻末ページを参照

課 題

○水道施設事故に備えた体制の維持

- 災害や水道施設での事故発生に備えた体制は、マニュアル化されていますが、今後も災害や事故発生に備えて体制を維持、強化していくことが重要です。

○災害訓練の実施

- 職員が災害時や事故発生時に速やかに行動に移せるよう、災害訓練を継続して行うだけでなく、災害訓練を実施する際には、地域住民と協同し、自助、共助、そして公助の進め方について確認することも重要です。

○応急給水資機材の維持管理

- 水道施設は災害時にも給水が可能なように整備を行っていますが、配水管が使用できなくなる事態に備えて、今後も応急給水資機材の確保を進めるとともに、応急給水資機材を備蓄している倉庫や施設の更新も必要です。

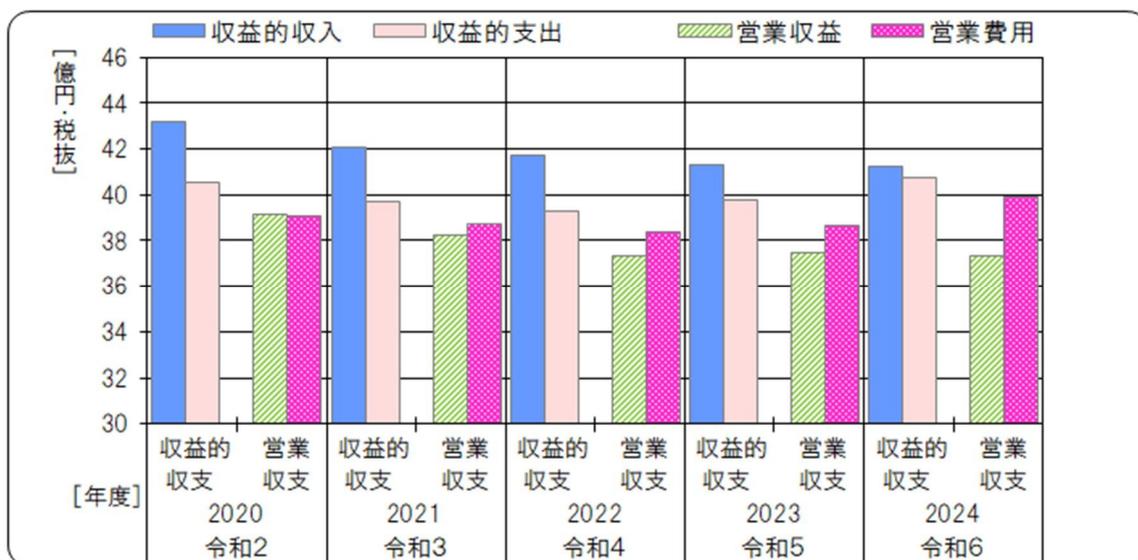
○災害等非常事態での給水継続への対応

- 洪水発生時においても安定的に給水を継続することができるよう、各浄水場の施設の耐水化が不可欠です。
- 商用電源喪失時にも必要最小限の給水を継続できるよう、各浄水場での電源確保の手段について費用対効果を踏まえた検討が必要です。

6) 経営・事業運営

現 状

- 水道事業は、市町村等の自治体の会計から独立して、水道料金等による収入を元に事業の経営を行っていく独立採算性を原則としています。
- 市民に本市水道事業への理解を深めてもらうために、経営・財政状況や水質検査結果及び業務概要などを公表しているほか、広報誌「かすかべ水道だより 水音」を令和4年（2022年）1月から定期的に発行しています。
- 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで過去5年間の収益的収支および営業収益の決算状況の推移は、図3-6のとおりです。



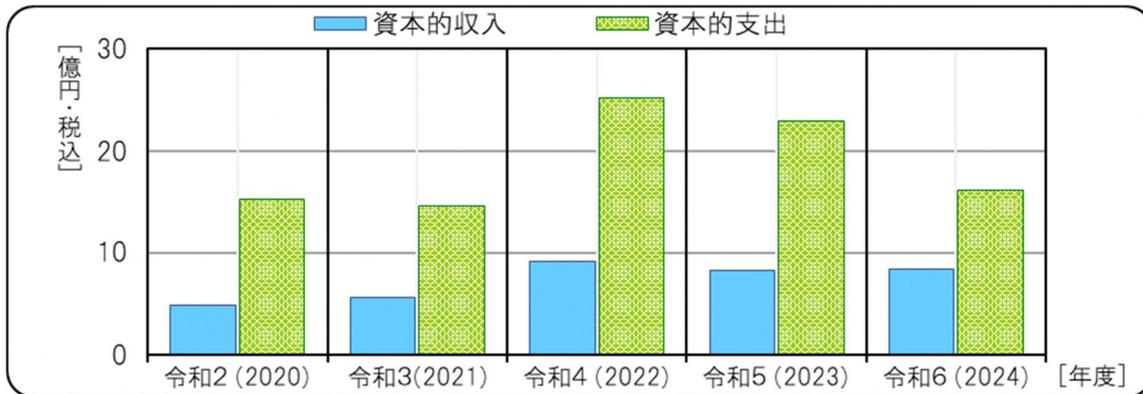
単位: 億円(税抜)

項目\年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	備考
収益的収入	43.17	42.05	41.76	41.31	41.22	①
収益的支出	40.54	39.74	39.26	39.77	40.76	②
純利益	2.63	2.32	2.49	1.54	0.46	①-②
営業収益	39.14	38.23	37.37	37.48	37.35	③
営業費用	39.11	38.74	38.35	38.66	39.91	④
営業利益	0.03	-0.51	-0.98	-1.18	-2.56	③-④

図3-6. 収益的収支および営業収益の推移

- 収益的収支における収入および支出は、純利益（収入－支出）を毎年計上しており、収益性を確保しています。一方で、営業利益は年々減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）には営業利益がマイナスに転じました。

- これは、水道料金収入を含む営業収益が減少し、修繕費や委託料など水道事業を運営する営業費用が増加していることを示しており、給水人口の減少や水道施設の老朽化などが主な要因となっています。
- 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで過去5年間の資本的収支の決算状況の推移は、図3-7のとおりです。

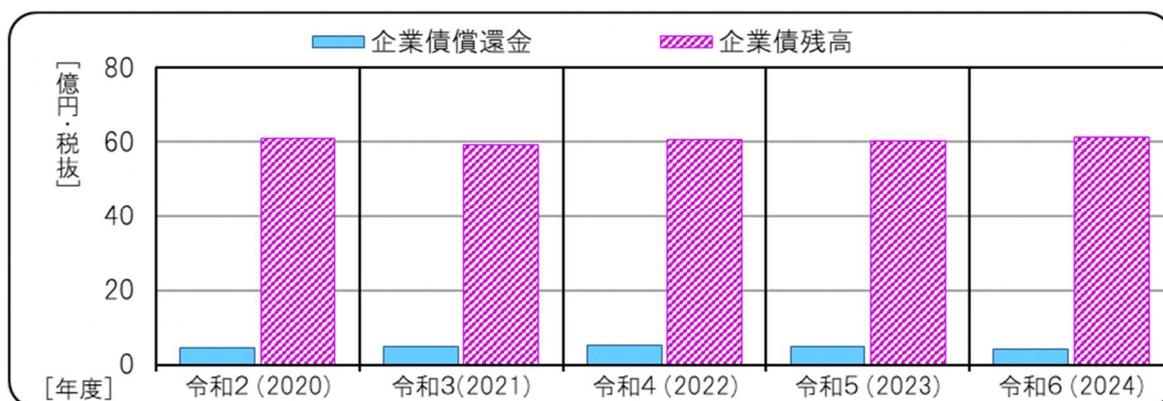


単位：億円(税込)

項目\年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	備考
資本的収入	4.83	5.67	9.12	8.23	8.43	①
資本的支出	15.24	14.49	25.21	22.99	16.22	②
資本的収支不足額	-10.41	-8.82	-16.09	-14.76	-7.79	①-②

図3-7. 資本的収支の推移

- 資本的収支は、水道施設更新工事に係る経費を、過去5年間で平均すると年間約10億円以上を支出しています。過去5年間には、河川横断管の整備や管路の更新（耐震化）、東部、西部、庄和浄水場の設備更新、北部浄水場の管理棟更新を行ってきました。
- 資本的収入から資本的支出を引いた不足額については、積立金などの留保資金で補てんしています。
- 企業債残高及び企業債償還金の推移は図3-8のとおりです。企業債償還金は、更新工事の財源として毎年度、継続的に新規企業債を見込んでいるため、おおむね一定程度で推移しています。

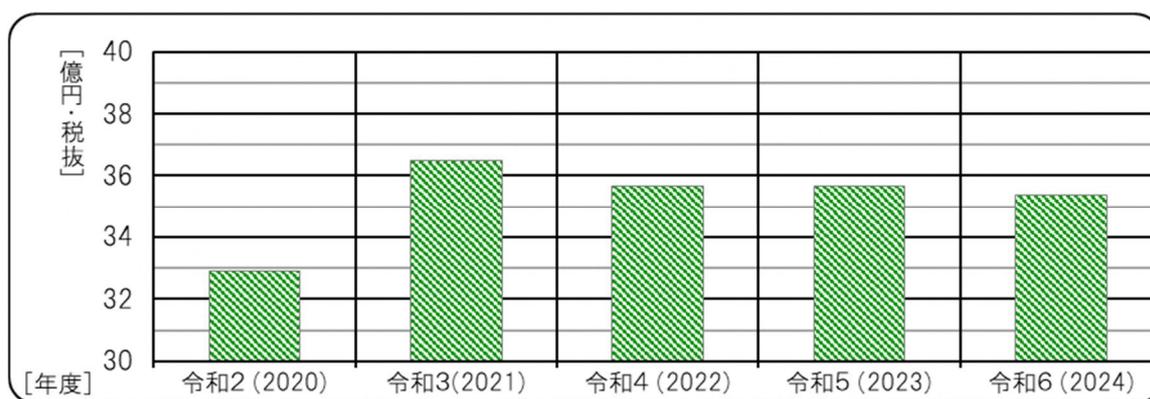


単位：億円(税抜)

項目\年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
企業債償還金	4.61	4.92	5.35	5.00	4.38
企業債残高	61.02	59.15	60.60	60.37	61.45

図3-8. 企業債残高及び企業債償還金の推移

- 給水収益（水道料金収入）の過去5年間の推移は図3-9のとおりです。給水収益は年々緩やかな減少傾向にあります。令和2年度（2020年度）の給水収益は、新型コロナウイルス感染症対策として、4か月分の基本料金を減額したことにより少なくなっています。



単位：億円(税抜)

項目\年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
給水収益	32.91	36.51	35.68	35.68	35.39

図3-9. 給水収益の推移

- 本市水道事業が保有している資金残高の近年の推移が図3-10になります。近年は水道施設の更新工事実施に伴い、資金残高が減少しており、大規模地震などの災害復旧時のための資金確保が懸念されています。

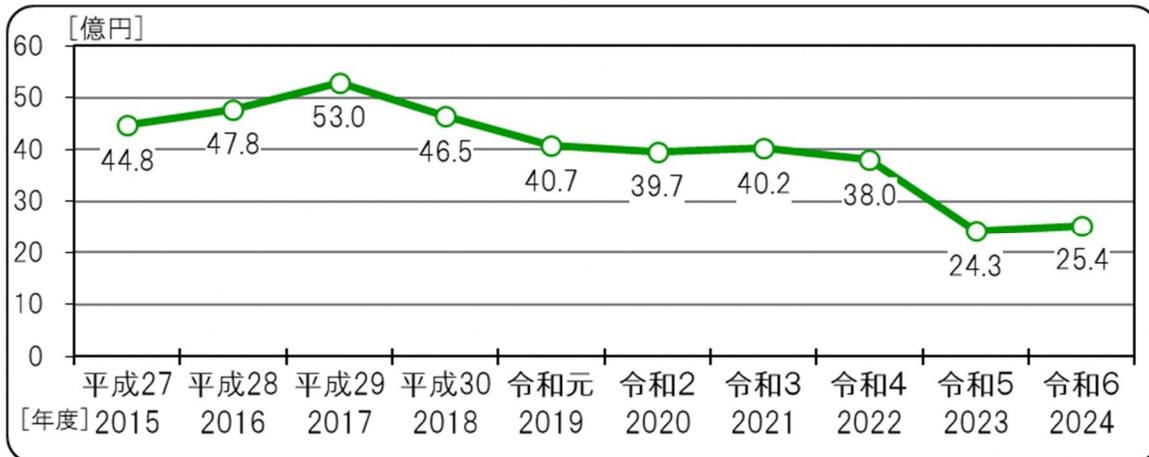


図3-10. 資金残高（現金預金）の推移

業務指標値による現状分析

- これまでに経営及び事業運営の効率化に努めてきたことから、経常収支比率は100%以上を維持していますが、営業収支比率は100%を下回り経営状況の悪化が懸念されます。
- 令和5年度（2023年度）以降、物価高騰等の影響により料金回収率が100%を下回り、給水にかかるコストを給水収益から回収できていない状態になっており、経営の状況としては厳しさが更に増しています。
- 給水収益に対する職員給与費の割合は近隣事業体平均値よりも低く、職員を効率的に配置して事業を運営しています。
- 漏水率は、毎年度漏水調査を継続して実施し、漏水箇所を適宜修繕していますが、近隣事業体平均値よりも高くなっています。

表3-10. 業務指標(5)

番号	名称	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	近隣 事業体 平均値	望ましい 方向
C101	営業収支比率(%)	97.6	97.0	93.7	105.7	↑
C102	経常収支比率(%)	104.4	103.9	100.3	113.8	↑
C108	給水収益に対する職員給与費の割合(%)	6.5	6.5	6.0	8.8	—
C112	給水収益に対する企業債残高の割合(%)	169.8	169.2	173.6	88.2	↓
C113	料金回収率(%)	100.1	99.5	95.0	104.7	↑
C114	供給単価(円/m ³)	152.2	153.6	153.8	174.8	—
C115	給水原価(円/m ³)	152.0	154.4	161.9	166.8	—
B110	漏水率(%)	5.4	6.9	6.8	1.2	↓

※近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としている
※業務指標については巻末ページを参照

課題

○業務量の増加と効率化の推進

- 効率的に運営していくためには、技術力確保が重要です。また、更新が必要な施設と管路の増加に伴い、水道事業の業務量が増加していく中では、職員の適正な人員確保も重要です。

○健全経営の維持と適正料金の検討

- 本市水道事業の経営は厳しさを増しており、今後は更なる給水収益の減少と施設更新のための事業費の増加が見込まれます。
- 給水収益の根幹となる水道料金は、料金改定から21年が経過しており、有収水量が減少する将来を見据えた水道料金体系を検討することが必要です。

○情報公開の推進

- 市民に水道事業の現状や料金改定の必要性について理解を得るために、効果的な情報公開を継続して行っていく必要があります。

○広域化の検討

- 水道事業広域化については、埼玉県水道整備基本構想(埼玉県水道ビジョン)に広域化の枠組みが示され、近隣事業者との様々な連携が検討されているものの、各事業者の運営状況や事業統合の必要性についての認識も異なることが大きな要因となり、大きな進展がない状況です。このため必要に応じ、県や近隣自治体と連携を図りながら、ブロックの枠組みによらない単位等、柔軟な検討を行い、各水道事業者等の実情に応じた多様な広域化を推進していく必要があります。



図3-11. 広域化ブロック図(広域化の枠組み)

○有収率の向上

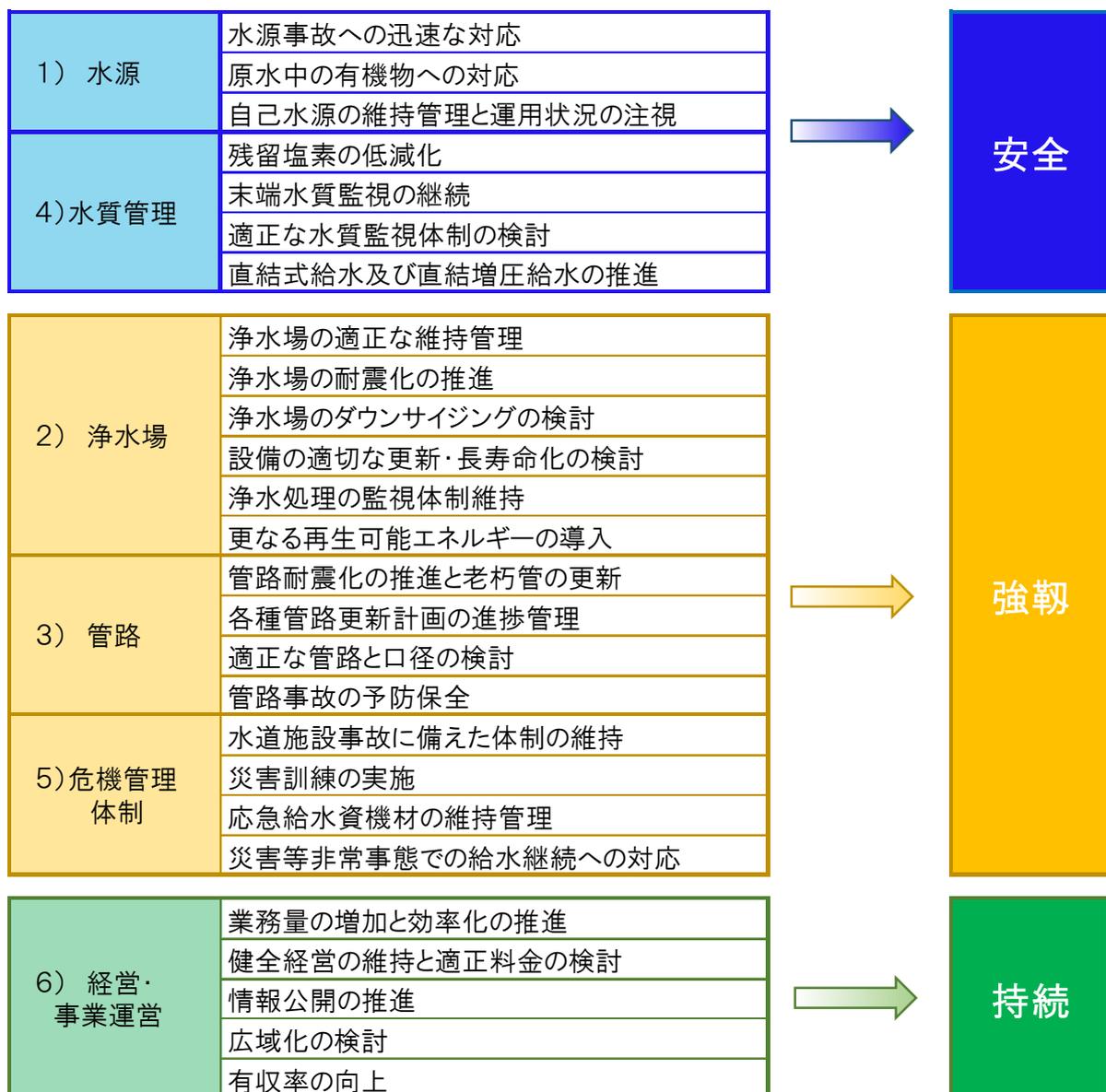
- 平成18年度(2006年度)から漏水の低減を目的とした漏水調査業務を実施し、有収率は一時的に改善しましたが、管路の老朽化に伴う漏水の増加により悪化傾向にあります。
- 今後は計画的な管路更新に加え、有収率の向上を目的とした新たな漏水対策を講じる必要があります。

4. 課題点のまとめ

本市水道事業が直面している課題点をまとめると表3-11のとおりとなります。給水人口及び給水量の減少や近年相次いで発生している大規模な災害、施設の老朽化に伴う事故など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応が求められています。

各課題を国の水道ビジョンに掲げる安全、強靱、持続に振り分けると、概ね次のようになります。

表3-11. 課題点一覧



第4章

水道事業の将来像

第4章 水道事業の将来像

1. 将来像・施策体系

市水道事業ビジョンにおいて、国土交通省の「新水道ビジョン」を踏まえて、今後100年先までも本市水道事業が継続していけるように、目指していく将来像として基本目標を以下のとおり定めています。

本ビジョンでは、市新水道事業ビジョンで掲げた基本目標を継承し、市民にいつまでも安全、安心な水道水をお届けし、皆様のそばで暮らしを支えていくことを理想に掲げ、今後の水道事業運営に取り組んでまいります。

また、本市水道事業が抱えている課題を解決するために今後10年間で実施していく具体的な施策の体系を定めました。



◎施策体系

基本目標	基本方針	施策	課題点
安全 安全で安定した水道水の供給	安全で安定した水道の維持	①水安全計画の活用	水源水質監視の継続 水源事故への迅速な対応
		②水質管理体制の維持・最適化	浄水処理の監視体制の維持 末端水質管理の継続 適正な水質監視体制の検討 水道施設事故に備えた体制の維持
		③水源施設の維持管理	水源施設の継続的な維持管理
	安全でおいしい水道を目指して	④末端水質の改善	原水中の有機物への対応 適正管路口径の検討 残留塩素の低減化 末端水質管理の継続
		⑤わかりやすい水質情報の提供	情報公開の推進
強靱 災害対策の充実	強靱な水道施設づくり	①浄水場の耐震化の推進	浄水場の耐震化の推進
		②水道施設のスマート化	浄水場のダウンサイジングの検討 適正管路口径の検討
		③浄水場施設・設備の更新及び長寿命化	浄水場の適正な維持管理 設備の適切な更新 設備の長寿命化の検討
		④管路の更新・耐震化の推進	管路耐震化の推進及び老朽管の更新 各種管路更新計画の進捗管理 適正管路口径の検討 末端水質管理の継続
	災害時への対応	⑤災害等非常事態での給水継続への対応	災害訓練の継続 停電時の取水継続
		⑥災害対応体制の維持	水道施設事故に備えた体制の維持 災害訓練の継続 応急給水資機材の維持管理
持続 経営の健全化	効率的な事業運営	①事業運営の効率化	職員の技術力の向上 業務委託の拡大 DX技術の活用
	持続可能な水道	②漏水防止対策の強化	管路事故の予防保全対応 有収率の向上
		③水道事業広域化の検討	広域化の検討
		④更なる再生可能エネルギー導入の検討	更なる再生可能エネルギーの導入
	健全な水道事業運営	⑤アセットマネジメントの見直し	健全経営の維持 適正料金の検討
		⑥適正な料金体系の検討	情報公開の推進

2. 計画給水人口と計画給水量

これまで本市水道事業では、市水道事業ビジョンに基づき給水人口235,000人、一日最大給水量82,900m³/日を計画値としてきました。

市水道事業ビジョンの策定以後も給水人口及び給水量の減少傾向は継続しており、今後もこの傾向は続いていくと見られます。

そこで、今後10年間の施策実施に当たって、計画給水人口や計画一日最大給水量及び計画一日平均給水量を見直し、次のとおり設定しました。

給水人口は、第2次春日部市総合振興計画と整合を図り、給水量は過去10年間の実績から推計を行いました。

計画給水人口:227,200人

令和17年度(2035年度)推計値:
219,300人

計画一日平均給水量:70,100m³/日

計画一日最大給水量:78,800m³/日

令和17年度(2035年度)推計値:

一日平均給水量67,300m³/日

一日最大給水量75,800m³/日

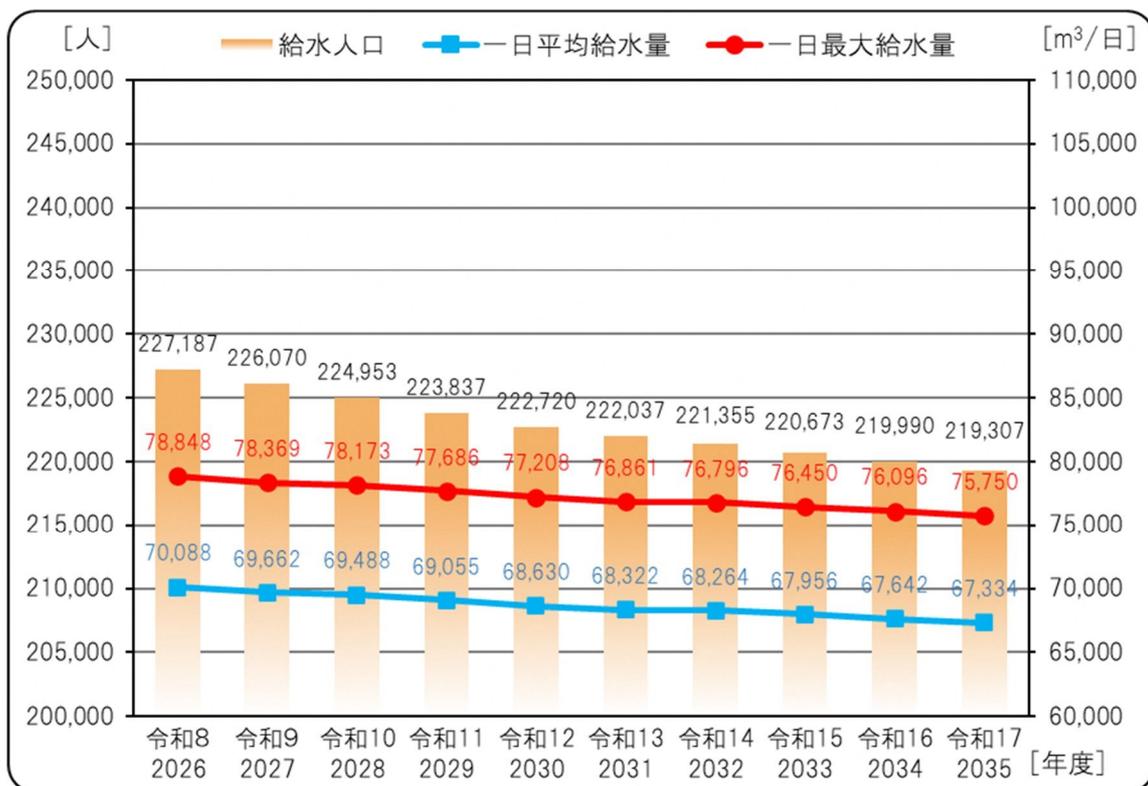


図4-1. 推計給水人口・給水量

第5章

施策の概要

第5章 施策の概要

1. 安全（安全で安定した水道水の供給）

基本方針1）安全で安定した水道の維持



- 水源から給水栓までの水道システムの安全性及び安定性を今後も維持し、市民から信頼される水道であり続けることが大切です。
- 安全で安定した水道を維持するためには、設備を更新するだけでなく、運営に関わる職員の人材の確保に努め、他の事業体との交流や研修会へ積極的に参加し、職員の技術能力の向上を図っていきます。

安全① 水安全計画の活用

【取組】水安全計画の推進

- 水安全計画は水質の安全管理を行ううえでの基本となり、本市水道事業では水安全計画を策定して以来、定期的に内容の点検、見直しを図り、水質の状況変化に対応してきました。
- 今後も、水道システムの安全性の強化を図るために、水安全計画に基づいて維持管理水準の向上と効率化を図るとともに、毎年度の点検を元に見直しを行っていきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
水安全計画の推進	-	策定済み	毎年度点検、5年ごとに計画見直し	

安全② 水質管理体制の維持・最適化

【取組】水質管理体制の維持

- 水源や浄水場、配水末端での水質監視及び水質検査は、水質の安全管理に必要不可欠なものです。本市水道事業では、すでに配水末端での水質検査を水道法で定められている項目や頻度よりも多く実施しております。
- さらに、義務化されていない浄水場出口での水質検査や配水末端での水質管理目標設定項目の水質試験も独自に行っています。今後も、水質管理を徹底するため、これらを引き続き行っていきます。

【取組】水質異常時に備えた体制強化

- 水質異常が発生した場合に備え、水質検査と末端監視局の常時監視装置による水源から給水栓までの水質管理体制を維持し、常に安全な水道水を供給できるシステムを維持します。
- また、水質異常に対しては、現状の監視体制では対応できないことも想定されることから、必要に応じて水質検査回数や検査項目の追加など水質管理体制の強化も図っていきます。
- 本市水道事業の水源水量の約9割は県水であるため、水質管理は県水に大きく依存します。そのため、水質管理体制の維持には県企業局や関係事業者との連携及び協力が不可欠であり、異常時に備えた県企業局との迅速な連絡体制を今後も維持していきます。

【取組】水質管理体制の最適化

- 今後、給水量の減少に合わせて施設運用も効率化していくことで、管路内での流速や水質も変わっていくことが考えられることから、今後の施設運用に合わせた末端監視局の監視項目及び監視地点について検討を行っていきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
定期検査における 水質基準項目適合率	%	100	100	

安全③ 水源施設の維持管理

【取組】井戸の維持管理の実施

- 自己水源である井戸の取水量は給水量全体から見ると1割程度で、取水量の減少や水質の問題もあるものの、本市水道事業単独で運用できる水源です。
- 一方で、自己水源の運用や更新には多くの費用が必要であり、トリハロメタン類生成の要因となる有機物を除去するためには更に多大な費用が生じます。さらに今後は、県水は高度浄水処理化され、県水の水質がより良質なものになります。
- 県水には大規模災害時の受水停止や濁水時の取水制限の可能性もありますが、水質や水量、維持管理、経営への影響を考慮すると、県水の方が優れている状況にあります。
- このことから、業務継続計画や危機管理マニュアルによる対応を確立したうえで、水源を県水のみとすることを目指し、今後の井戸の維持管理は、当面の運用において必要な項目のみを行っていきます。

【取組】自己水源の水質監視

- 自己水源である井戸の水質は、浄水処理により水質基準を満たした状態になっていますが、トリハロメタン類生成の要因となる有機物など、水質悪化につながる物質の状況を引き続き監視していきます。



深井戸（北部6号井）とろ水機（庄和浄水場）

基本方針2) 安全でおいしい水道を目指して



- 常に、市民に安全でおいしい水道を使用していただけるよう、水質管理を徹底していきます。
- 特に、本市水道事業の水質は、県水の水質に大きく依存することから、県企業局には、「おいしい水道になる」と言われる高度浄水処理の早期導入を求めするなど、より良質な県水の実現を求めています。

安全④ 末端水質の改善

【取組】 塩素注入量削減の検討

- 配水末端での水質については、トリハロメタンなどの消毒副生成物の濃度を低減化することが課題となっています。消毒副生成物は、水源水質に由来する有機物と消毒に用いられる次亜塩素酸を元として生成され、時間とともに増加していきます。その結果、水質基準を超える可能性があるため、消毒副生成物の濃度の低減を図る必要があります。
- 消毒に用いられる次亜塩素酸については、法令等により消毒のために最低限必要な濃度が規定されており、また、本市水道事業の水源の約9割が県水であることから、配水末端における塩素濃度は県水の塩素濃度に大きく依存します。
- このような中でも、配水末端における水質をより良くしていくため、濃度に留意しながら、浄水場における塩素注入量の低減化を検討していきます。

【取組】 滞留時間短縮のための管路のダウンサイジング等

- 消毒副生成物の生成を抑えるうえでは、元になる塩素の削減の他に、配水池から配水末端までの滞留時間を短縮することも効果的です。
- 配水池から配水末端までの滞留時間を短縮するためには配水管の口径を縮小し、管路内の流速を速める必要があります。今後の老朽管更新の際には、配水末端での水圧維持を前提として、水質面も考慮した管路のダウンサイジングを検討し、実施していきます。
- 受水槽は管理不備に伴う衛生問題のみならず、滞留時間短縮の妨げにもなるため、直結式給水及び直結増圧給水の普及に努めます。

【取組】 県庄和浄水場の早期高度浄水処理化の要望

- 本市水道事業が受水している県水は主に県庄和浄水場から送られてきており、県企業局の水道施設整備計画では県庄和浄水場では令和17年度（2035年度）以降、高度浄水処理設備の整備工事に着手する計画になっています。
- 高度浄水処理は消毒副生成物対策として有効とされており、消毒副生成物が水質上の課題となっている本市水道事業においては、極めて効果的なものであることから、県企業局に対して、県庄和浄水場への高度浄水処理の早期導入を引き続き求めていきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
総トリハロメタン濃度 水質基準比率	%	42.4	40.0 以下	40.0 以下

安全⑤ わかりやすい水質情報の提供

【取組】 水質検査結果等の情報公開

- 市民の関心が高い水質検査結果について、引き続き、市公式ホームページでの提供に努めるとともに、必要な情報を分かりやすくお伝えできるように情報提供の手法についても検討していきます。

2. 強靱（災害対策の充実）

基本方針1）強靱な水道施設づくり



- 地震等の災害時においても被害を最小限に留め、水道事業としての機能を損なうことのないよう、強靱な水道施設を目指して施設整備に取り組んでいきます。
- また、老朽化した水道施設については、施設の運用状況を考慮したうえで、効率的な更新を図っていきます。

強靱① 浄水場の耐震化の推進

【取組】各浄水場の耐震化

- 本市水道事業では、これまでに計画的に水道施設の耐震化工事を実施してきました。今後も、十分な耐震性能を有していない施設について、残された耐用年数や施設規模、被害を受けた際のバックアップなどを考慮に入れ、補強工事または更新工事による耐震化を図っていきます。
- 浄水場の建屋についてはすべて耐震化が完了していますが、老朽化が著しいため建替を含めた検討が必要です。
- 耐震化が済んでいない配水池のうち、東部浄水場の配水池は今後、建屋等施設の建替も含め耐震化を実施します。また、庄和浄水場の配水池については施設の再配置を含めた耐震化の検討を進めます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
配水池の耐震化率	%	79.8	78.5	90.9

※令和12年度（2030年度）の目標値が現状より低くなっている要因は、南部浄水場の運用停止に伴って耐震性能を有している配水池も運用を停止することによるものです。

強靱② 水道施設のスマート化

【取組】 浄水場施設及び設備のダウンサイジング

- 今後、各浄水場の施設能力は、給水人口の減少に伴う配水量の減少により過剰性能となります。しかし、浄水場施設のメンテナンスなどにより、一部の施設が使えなくなる期間があることや濁水及び水質事故などのリスクを踏まえ、危機管理を考慮して備えることも重要です。
- これらのリスクに対する備えを十分に検討したうえで、施設及び設備の更新に合わせて、ダウンサイジングを図っていきます。
- また、県水を供給する埼玉県が参画する水源開発事業のうち、思川開発事業の工事が完了することにより、濁水リスクが更に軽減します。思川開発事業の工事完了は令和8年度（2026年度）を予定しています。
- 思川開発事業の工事完了により県水の濁水リスクが更に軽減することを踏まえ、本市水道事業では水源の全量を県水とすることを目指し、水源を県水のみとした場合に不要となる自己水源や浄水施設の撤去を検討します。
- 市水道事業ビジョンでは、施設のダウンサイジングの一環として、令和9年度（2027年度）に南部浄水場を廃止することを目標として、必要な整備の実施及び廃止の検討を進めるものとしています。
- 南部浄水場の廃止については、運用を停止した場合の配水運用の検討結果を踏まえて、必要なバイパス管の整備を行ってきました。
- 令和8年度（2026年度）からは試験的に南部浄水場の運用を停止し、実際の水圧面、水質面での影響を調査します。
- 調査により支障がないことが確認できた後に、本格的に運用を停止します。あわせて用地売却を含めた廃止後の跡地活用についても検討を進めてまいります。



南部浄水場配水池

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
稼働中の浄水場数	か所	5	4	4

【取組】管路のダウンサイジング及び重複管路の廃止

- 管路についても、浄水場施設及び設備と同様に、老朽管等の更新に合わせて、給水量に見合った口径に適正化し、更新費用や維持管理費用の削減を図ります。
- また、現在の配水管網は、これまでの数期にわたる拡張事業において個々に整備されてきたため、配水管が重複している路線が複数あり、これらの配水管の多くが現在の給水量に対しても集約を図ることは可能となっています。
- このことから、今後の管路更新においては、配水管網の検討結果を踏まえ、重複している管路の廃止により更新費用や維持管理費用の削減を図ります。

強靱③ 浄水場施設・設備の更新及び長寿命化

【取組】 浄水場施設及び設備の計画的更新

【取組】 浄水場施設及び設備の長寿命化のための計画的修繕

- 浄水場の施設及び設備については、更新による災害への耐久性強化を図るだけでなく、日常点検や修繕などによる日常的な運用の中での適切な維持管理、ライフサイクルコストを踏まえた更新や維持を行っていきます。
- 浄水場の施設には、経年劣化が進んでいるものが多くあります。その一方で、これまでの度重なる拡張事業によって、各浄水場の用地には余裕がありません。
- そのため、施設の部分的な廃止・撤去などによる施工スペースの確保など、施設更新の手法を検討していくとともに、施設の適切な修繕を図り、維持管理に努めていきます。
- 設備については、現状で更新時期を超過しているものが多くあります。そのため、浄水場の機能を維持するために、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、長期的な更新見通しを踏まえて計画的に更新を図っていきます。
- 今後10年間では、設備をグループごとにまとめて集中的かつ効率的に更新する計画としており、以下の設備の更新を予定しています。

表5-1. 各浄水場で今後10年間に更新を予定している主要な施設・設備

東部浄水場	西部浄水場	北部浄水場	庄和浄水場
配水池 管理棟 ポンプ設備 受変電設備 自家発電設備 動力設備 監視制御設備	受変電設備(更新中) 動力設備(更新中)	計画期間中の主要な 設備更新無し	受変電設備 自家発電設備 動力設備 自家発電設備

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
法定耐用年数超過 設備率	%	79.3	83.1	78.5

※自己水源や浄水施設の将来的な運用方法を踏まえて、関連する設備の更新を行わないため、法定耐用年数超過設備率が一時的に現状より増加します。

強靱④ 管路の更新・耐震化の推進

【取組】 管路耐震化の推進

- 管路の耐震化は、浄水場から医療機関や避難所など重要施設を結ぶ配水管の耐震化を進める上下水道耐震化計画に則り、これまでよりペースを上げて進めていきます。中でも、急所施設である西部浄水場と北部浄水場を結ぶ送水管の耐震化を計画的に進めていきます。
- 今後は、上記の計画に加え、現在取りまとめている鑄鉄管更新計画に令和8年度（2026年度）より着手し、国道などの緊急輸送道路に布設されている鑄鉄管を中心として管路耐震化を進めていきます。
 - ・ 関連する計画
 - 春日部市基幹管路耐震化計画（平成30年度（2018年度）改定）
 - 春日部市上下水道耐震化計画（令和7年（2025年）1月策定）
 - 春日部市鑄鉄管更新計画（令和8年（2026年）1月策定）

【取組】 老朽管更新の推進

- 管路耐震化と並行して、布設からの経過年数や管種、口径による管路の重要度を元に更新の優先順位を付け、老朽管の更新を行っていきます。
- 管路老朽化の状況は近隣事業体より進んでいることから、今後の管路老朽化の推移を踏まえ、これまでよりペースを上げて管路更新を実施していきます。
- また、管路更新時には、「寿命100年」といわれるダクタイル鑄鉄管（GX形）と同じ耐用年数があるといわれる水道配水用ポリエチレン管を用いており、今後の更新費用の削減と長寿命化を図っていきます。
 - ・ 関連する計画
 - 春日部市老朽管更新計画（令和7年（2025年）5月策定）

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
基幹管路の耐震管率	%	45.4	62.3	82.5
管路の耐震管率	%	23.7	31.7	39.2



基本方針 2) 災害時への対応

- 水道は生活に欠かせないライフラインであり、災害時にも給水を継続する必要があります。
- そのため、いかなる状況でも給水を継続、確保できる体制の維持に努めるとともに、職員の災害対応力の強化を図っていきます。

強靱⑤ 災害等非常事態での給水継続への対応

【取組】 浄水場の施設耐水化の推進

- 本市水道事業の各浄水場では大型台風の場合は、0.5mから5mの浸水被害が想定されており、近年日本各地で発生している豪雨被害を踏まえると、各浄水場で浸水被害が起こる可能性は高まっています。
- これを踏まえ、基幹施設である西部浄水場から耐水化工事を進めており、今後、東部浄水場や庄和浄水場で施設の更新を行う際に、合わせて耐水化も図っていきます。

【取組】 電源供給停止時の対応確認

- 各浄水場には、商用電源供給停止時への対策として非常用発電設備を備えており、商用電源供給停止時にも給水を続けることができます。
- いかなる災害においても給水を続けることが水道事業の責務であることから、非常用発電設備の日常的な維持管理や、非常用発電設備を長時間稼働させるために必要な燃料の供給体制など、非常時における商用電源以外の電源供給体制について平常時から十分に確認を行っていきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和 6) (2024)	目標	
			(令和 12 2030)	(令和 17 2035)
非常用発電機の 始動確認	回/年	12 回 (月に 1 回)	12 回 (月に 1 回)	12 回 (月に 1 回)

【取組】代替電源確保策の推進

- 5か所の浄水場のうち、2か所の浄水場では、商用電源供給停止時への対策として、非常用発電設備だけでなく、電源車等の外部電源から供給を受けられる設備を備えています。
- 災害時における電源確保策としては複数あることが望ましく、現在、外部電源からの供給を受けられる設備を備えていない浄水場については、費用対効果を踏まえたうえで、代替電源確保策を検討していきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
外部電源引込可能な 浄水場数	か所	2	4	4



西部浄水場非常用発電機設備 平成28年度(2016年度)更新

強靱⑥ 災害対応体制の維持

【取組】 応急給水資機材の維持管理

- 災害時に必要になる給水車や給水袋、応急給水栓などの応急給水資機材、設備については各浄水場に備えており、適切に維持管理しています。
- 今後も、引き続き、応急給水資機材の維持管理を徹底するとともに、必要量の備蓄を進め、災害が発生した際にいつでも使用できる状態を維持していきます。



給水車

表5-2. 資機材の備蓄及び整備状況

資材名称	規格	数量	資材名称	規格	数量
車両	給水車(2m ³)	2台	給水容器	仮設水槽(1m ³)	4基
	トラック(1t)	2台		給水タンク(2m ³)	1基
機材	応急給水装置	1台		給水タンク(1m ³)	10基
	発電機	4機		組み立て式応急給水タンク(1m ³)	4基
	投光器	5機		ポリ容器(20L)	325個
	鉄管切断機	2機		ポリ容器(10L)	400個
	電動式水中ポンプ	1台		飲料袋(6L)背負い式	22,000袋
	エンジン式水中ポンプ	4台			

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
応急給水設備の 維持管理	-	年1回実施	年1回を継続的に実施	

【取組】 災害時における協定の履行体制の確認

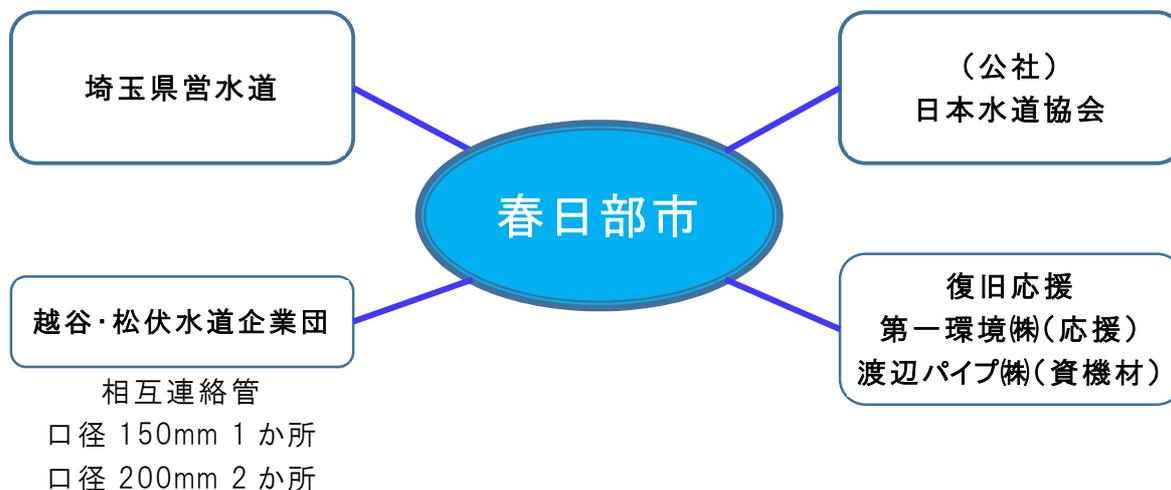
- 災害時における給水に関しては、近隣の事業者や民間企業などと応援協定、応急復旧協定を締結しており、実際の災害時にこれらを実際に履行できるよう、連携の体制を確認します。

表5-3. 主に締結している応援協定

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
災害緊急時の相互応援給水における連絡配水管に関する協定	越谷・松伏水道企業団	平成13年(2001年)8月13日	災害時における水道水の相互応援給水
災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	平成24年(2012年)10月1日	食糧・飲料水、救出・医療・車両、医療職・技術職の派遣、避難場所の相互利用
災害等における緊急時の協力に関する協定書	第一環境株式会社	平成24年(2012年)7月17日	水道事業に係る応急対策および復旧対策
震災時等における資材の供給に関する協定書	渡辺パイプ株式会社	平成25年(2013年)4月22日	水道施設の復旧に必要な資材の供給

【取組】 災害訓練の実施

- 現在、災害時に備えて定期的に行っている災害訓練を引き続き実施し、迅速な応急給水活動が行えるよう、職員の対応力の向上を図ります。
- また、災害訓練の実施に当たっては、職員のみで市内全域の応急給水活動の全てを担うことができないことから、地域住民と応急給水活動の役割分担についても確認していきます。



3. 持続（経営の健全化）

基本方針1）効率的な事業運営



- 本市水道事業では、これまでも事業運営の効率化に取り組んでいます。今後も効率的な事業運営を目指し、官民連携の推進及び強化を図ります。
- あわせて、水道事業の運営は専門性の高い職務であり、他の事業体との交流や研修にも積極的に参加し、職員の資質・能力の確保に努め、必要な施策を実施していきます。

持続① 事業運営の効率化

【取組】職員の技術力確保

- 限られた職員数の中で水道事業を効率的に運営していくために、これまで、水道施設・設備台帳と管路マッピングシステムを整備し、水道施設の基本情報の管理体制を整えるとともに、職員自身が勉強会や各種研修へ積極的に参加し、技術力向上にも努めてきました。
- 今後は、更新が必要な施設及び管路が増加していく見込みであり、職員の積極的な研修参加を促し、更新工事に対応できる人員の確保及び技術力の継承に努めていきます。
- また、業務や工事においてAIやセンシング技術など効率化のための新たなDX技術の導入についても検討します。

【取組】民間委託の更なる活用

- これまでに、浄水場運転等業務や水道料金収納及び給水装置等業務委託など民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務について民間委託を実施してきました。また、一部の水道工事において、令和元年度（2019年度）より「設計施工一括発注方式」、令和3年度（2021年度）より「概算数量設計方式」による発注を導入し、工事に関わる業務の効率化と民間企業の技術力の活用を図ってきました。
- 今後、更新が必要な水道施設及び管路は増加していく見通しであることから、更なる官民連携の方策として、PFI事業やウォーターPPPなどの民間企業の資金とノウハウを活用した発展的な業務委託についても検討を行っていきます。

基本方針2) 持続可能な水道



- 水道事業は、健全な水循環の中で水資源を利用して給水を行っており、水道事業を今後も継続していくためには、健全な水循環を維持し、環境への負荷を増やさないことが必要です。
- 将来にわたって持続可能な水道を目指して、環境への配慮と発展的な水道事業の在り方についての検討に取り組んでいきます。

持続② 漏水防止対策の強化

【取組】漏水調査の強化

- 管路からの漏水は、給水収益が減るだけでなく、浄水及び配水に要する経費が増加するなど、経営効率低下の大きな要因となります。
- 貴重な水資源を有効に利用していくために、引き続き漏水調査による漏水の早期発見と早期修繕を行っていくとともに、漏水発見の新技术導入について検討を行っていきます。

【取組】給水管の更新

- 漏水は配水管だけでなく、給水管に使用されている塩化ビニル管において多く発生しているため、配水管更新の際には、宅地内の一次止水栓までの更新を行います。また、有収率の向上を図るため、漏水の主な原因となる既設給水管の継続使用について課題を整理し、新しい給水管（ポリエチレン管）への更新に取り組んでいきます。
- 私道に埋設されている連合給水管での漏水も多く発生していることから、連合給水管の更新に取り組んでいきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
有収率	%	89.9	93.5	93.5

持続③ 水道事業広域化の検討

【取組】近隣事業体との連携の検討

- 水道事業の広域化は、中小規模の水道事業においては職員の確保や経営基盤の強化などのメリットがあることから、国土交通省が定めた新水道ビジョンでは広域化及び広域連携の推進が求められています。
- 埼玉県では、水道事業の広域化について、事業統合に限らず施設の共同設置や事務の広域的処理などの多様な形態で推進していくものとしており、本市水道事業においても近隣事業体と連携して、維持管理の一体化や災害応急給水拠点の強化などを検討していきます。
- また、埼玉県での水道事業広域化は、県が定めた12のブロックごとでの検討が基本となりますが、多様な連携に当たっては、ブロックの枠組みを超えた柔軟な検討を行っていきます。

持続④ 更なる再生可能エネルギー導入の検討

【取組】更なる再生可能エネルギー導入の検討

- 本市水道事業は、各浄水場でポンプを使用して配水を行っていますが、水道事業全体でのエネルギー効率は良く、また、使用する電力の一部には再生可能エネルギー由来の電力を取り入れています。
- 今後もこの良好な状態を維持していくとともに、環境に配慮した水道事業を目指して、既存施設における使用電力を再生可能エネルギー電力比率の高いものに変更することや浄水場施設更新時における再生可能エネルギー導入促進について、費用対効果を踏まえ検討を行っていきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
浄水場における再生エネルギー電力量の比率	%	0	100	100



基本方針3) 健全な水道事業運営

- 給水人口の減少に伴って給水収益も減少傾向にあり、将来的には更に厳しい経営状況が見込まれます。
- 水道事業を健全に運営していくために、長期的な経営見通しの把握に努め、経営基盤の強化に向けた施策を検討していきます。

持続⑤ アセットマネジメントの見直し

【取組】アセットマネジメントの見直し

- 本市水道事業では、これまでアセットマネジメント手法を用いて中長期的な施設更新事業費及び財政収支の見通しをまとめ、水道事業の運営及び経営に役立ててきました。
- アセットマネジメントは、財政の将来を見通す重要な基礎資料であり、事業環境の変化に応じて適宜見直すものとされていることから、今後も継続的に見直しを図っていきます。
- また、アセットマネジメントの精度を高めることは、持続可能な水道事業には不可欠であり、経営の透明性・確実性を高めることになることから、各種研修などへ積極的に参加し、アセットマネジメントに関する職員の知見の向上に努めていきます。

持続⑥ 適正な料金体系の検討

【取組】適正な料金体系の検討

- 本市の水道事業は、平成16年(2004年)の水道料金改定以降、業務の効率化や経費削減に取り組むことにより21年間にわたり現行水準を維持してきました。
- 給水量の減少に伴って給水収益が減少する中で、水道施設の老朽化が進み、新たに更新が必要になる水道施設が増加することにより、更新や修繕のために必要な資金の確保が厳しくなる見通しにあります。
- 将来にわたって、更新事業に着手するための資金を確保し、健全な財政状況を維持することが必要です。今後は、事業運営の効率化による費用の圧縮を図るとともに、給水量の減少や社会情勢の変化等に的確に対応するため、適正な料金体系について、定期的に検討していきます。

目標設定

項目	単位	現状(令和6) (2024)	目標	
			(令和12 2030)	(令和17 2035)
料金回収率	%	94.99	100以上	

【取組】情報公開の継続

- 料金体系の見直しを行う場合には、水道施設や経営の見通しなどの情報を公開することが必要です。
- 現在、市公式ホームページにおいて、水道事業の概要や経営・財政状況を公表しています。今後も情報公開を適切に行い、市民に財政状況と料金体系の見直しについて理解をいただけるように努めます。

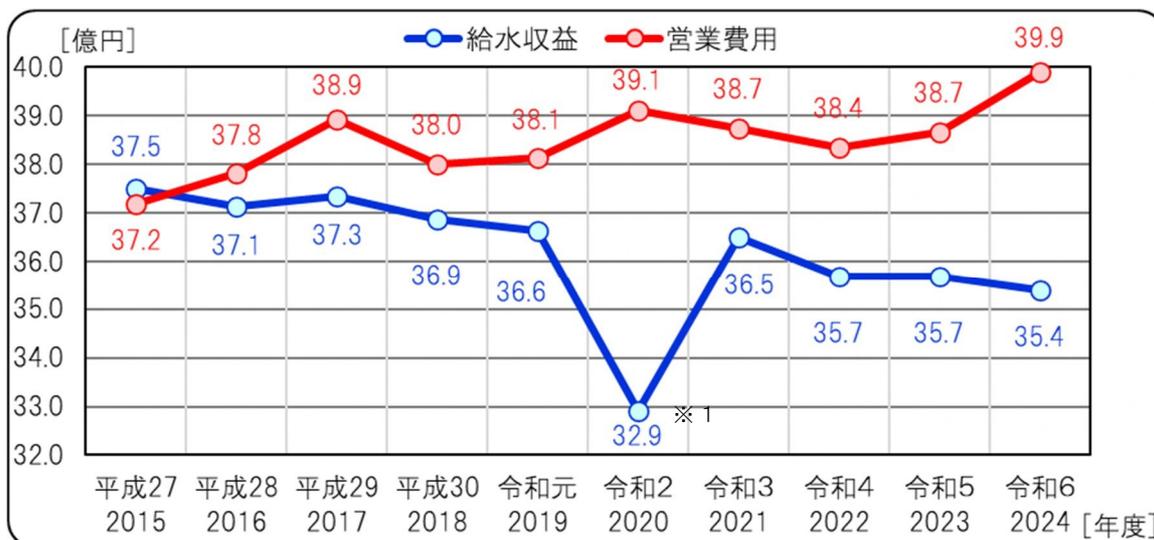


図5-1. 給水収益と営業費用の推移

※1: 令和2(2020)年度の給水収益は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮した料金の減免により、前年度から大きく減少しています。

第6章

投資及び財政計画 (春日部市水道事業経営戦略)

第6章 投資及び財政計画（春日部市水道事業経営戦略）

1. 経営戦略について

水道事業や交通事業などの地方公営企業を管轄する総務省は、地方公営企業に事業廃止や民営化を含む抜本的な改革の検討を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画である「経営戦略」の策定に取り組むことを求めています。

経営戦略は、経営面の課題に対して、安定的に事業を継続していくための投資計画と財政計画を取りまとめます。

経営戦略で取りまとめる投資計画は、施設の統廃合などを踏まえ、将来にわたって施設や管路の健全性を維持し、市民への安定した給水を続けていくための合理的な計画を作成します。

財政計画は、投資計画における更新費用に対して、事業の効率化などの経営基盤強化のための取組を踏まえ、財政収支の均衡を図り、安定的に事業を運営していくための計画を作成します。

本市水道事業では、平成30年（2018年）3月に新水道ビジョンと経営戦略の両方の内容を含めて市水道事業ビジョンを策定しました。

しかし、近年は、能登半島地震や八潮市内で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故などを受け、老朽化した施設の更新や地震対策の必要性がより高まっています。

現在の新水道ビジョンと経営戦略は策定から、8年が経過し、今後は多くの更新費用が必要となることが見込まれる一方、昨今の社会情勢を背景とした資材単価や人件費の高騰などもあり、経営環境はより一層厳しさを増している状況であり、経営戦略についても内容を見直す必要があることから、経営戦略における投資計画、財政計画の内容を見直しました。

2. 経営における課題点

1) 外部環境

○物価等の高騰

- 近年の世界情勢の不安定化等によって物価や人件費等の上昇はこれまでより急激になっており、今後の経営計画策定にあたっては、今後の物価上昇の見通しを踏まえる必要があります。

○県水受水単価の改定

- 本市水道事業の水源の9割を占める県水の受水単価が令和8年（2026年）4月1日から約21%改定されます。県水の受水費は支出の3分の1以上を占めており、受水単価改定により受水費が約21%増加することから、今後の水道事業経営に影響が生じます。令和8年度（2026年度）からの受水単価改定による影響額を令和6年度（2024年度）の年間受水量23,419,400m³を元に算出すると、約3億円の負担増となる見込みです。

2) 内部環境

○給水人口・給水量の減少

- 給水人口、給水量とも減少傾向にあり、給水量の減少に伴って給水収益も減少しています。そのため、今後の水道事業経営においては給水量の減少に対応した取組が必要になります。

○水道施設・管路の老朽化

- 水道施設、管路の老朽化はこれまでも課題となっていますが、過去の給水量増加に対応するために急速に拡張整備を行ってきた水道施設、管路が近年、更新時期を迎えており、老朽化への対応が重要度を増しています。

○水道施設・管路の耐震化・耐水化

- 水道施設、管路の耐震化はこれまでも着手していますが、近年の災害等を踏まえ、ペースを上げて取り組んでいく必要があります。計画的に実施するための財源確保も課題となっています。また、耐震化の他にも浸水対策など、あらゆる災害時にも給水を継続できる水道施設の構築も必要になり、さらに多くの事業費が必要となります。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

本市水道事業の経営状況について、経営比較分析表を元に分析した結果は次のとおりです。

経営比較分析表は、各公営企業が経営状況や課題を客観的に把握できるようにするために、総務省が策定した分析表であり、経営及び施設の状況を表す複数の指標と、その指標の経年比較や類似団体との比較などの分析から構成されています。経営比較分析表は毎年度作成しており、市公式ホームページで公表しています。

なお、経営比較分析表において比較として、近隣のさいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市の平均値を記載しています。

1) 経営の健全性・効率性について

- 料金回収率は、近隣事業体の平均値を下回る状況が続いており、また、給水量減少や物価高騰等により令和5年度（2023年度）には100%を下回り、給水に係る費用を給水収益でまかなえない状況となっています。今後は100%を上回るよう、収益の確保、費用の抑制に努める必要があります。
- 企業債残高対給水収益比率は、近隣事業体の平均値よりやや多くなっていますが、新たな企業債発行の抑制に努めていることにより、将来世代への負担増加を抑えています。
- 施設利用率は、近隣事業体の平均値よりやや低い状態にあります。なお、おおむね配水能力を有効に活用しています。ただし、施設利用率は給水量の減少に伴って減少しており、今後の給水量の状況を考慮しながら、効率的な運用に努める必要があります。
- 有収率は、近隣事業体の平均値より低く、漏水調査及び修繕に引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

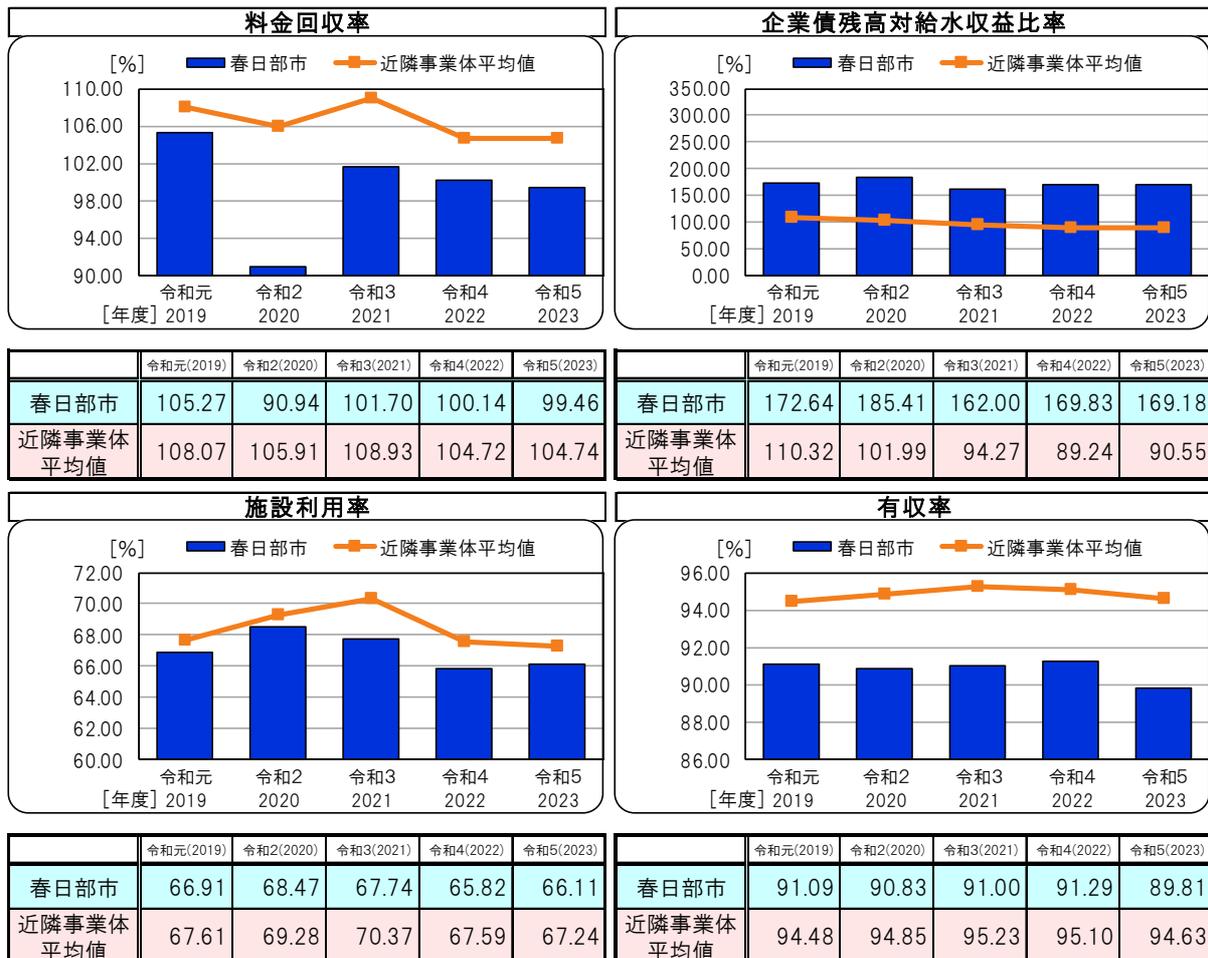


図6-1. 経営の健全性・効率性についての指標(令和5年度決算「経営比較分析表」より)

2) 老朽化の状況について

- 管路経年化率は、増加傾向にあり、近隣事業体の平均値を大きく越えており、更新が必要な管路が多くあることを表しています。また、管路更新率は、近隣事業体の平均値と近く、更新のペースとしては平均的であることを表しています。
- 有形固定資産減価償却率も増加傾向にあり、近隣事業体の平均値を大きく越えています。これは、法定耐用年数に近づいている施設や管路などの資産の割合が上昇していることを示しており、更新が必要な施設や管路が毎年増加していることを表しています。

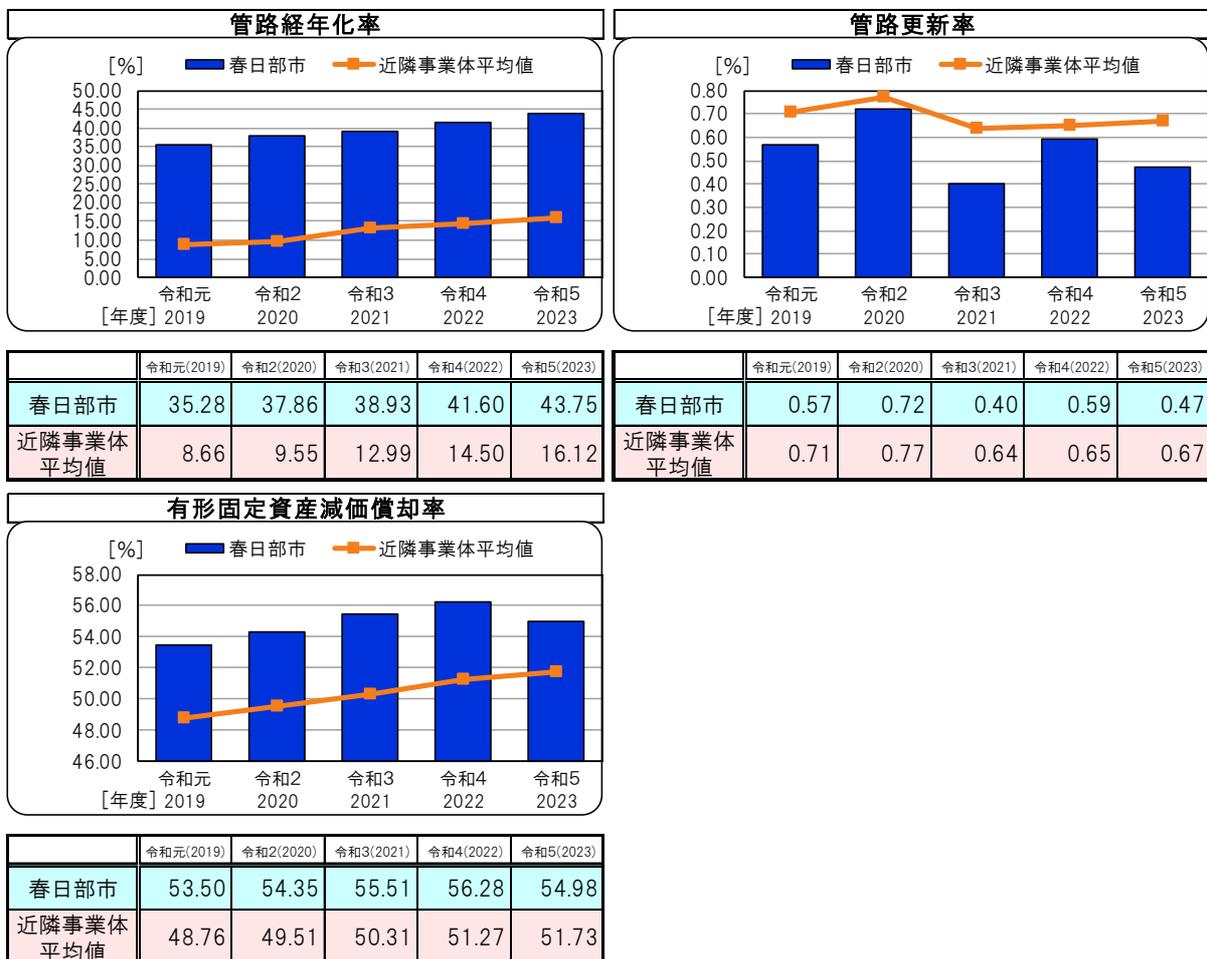


図6-2. 老朽化の状況についての指標(令和5年度決算「経営比較分析表」より)

3) 総括

経営の健全性及び効率性については、近隣事業体より低く、経営健全化に向けた取組の重要性が増しています。また、施設、管路とも近隣事業体より老朽化が進んでいることから、これまで以上に更新を行っていくための財源を確保することが必須です。

4. 水道事業の効率化・健全化に向けた取組

本市水道事業の経営状況に対して、経営の効率化・健全化に向けて、本ビジョンに掲げた各取組を実施していきます。

表 6-1. 効率化・健全化に向けた取組

	施 策	取 組
安 全	① 水安全計画の活用	水安全計画の推進
	② 水質管理体制の維持・最適化	水質管理体制の維持
		水質異常時に備えた体制強化 水質管理体制の最適化
	③ 水源施設の維持管理	井戸の維持管理の実施
		自己水源の水質監視
④ 末端水質の改善	塩素注入量削減の検討	
	滞留時間短縮のための管路のダウンサイジング	
	県庄和浄水場の早期高度浄水処理化の要望	
⑤ わかりやすい水質情報の提供	水質検査結果等の情報公開	
強 靱	① 浄水場の耐震化の推進	各浄水場の耐震化
	② 水道施設のスマート化	浄水場施設及び設備のダウンサイジング
		管路のダウンサイジング及び重複管路の廃止
	③ 浄水場施設・設備の更新及び長寿命化	浄水場施設及び設備の計画的更新
		浄水場施設及び設備の長寿命化のための計画的修繕
	④ 管路の更新・耐震化の推進	管路耐震化の推進
老朽管更新の推進		
⑤ 災害等非常事態での給水継続への対応	浄水場の施設耐水化の推進	
	電源供給停止時の対応確認	
	代替電源確保策の推進	
⑥ 災害対応体制の維持	応急給水資機材の維持管理	
	災害時における協定の履行体制の確認	
	災害訓練の実施	
持 続	① 事業運営の効率化	職員の技術力確保
		民間委託の更なる活用
	② 漏水防止対策の強化	漏水調査の強化
		給水管の更新
	③ 水道事業広域化の検討	近隣事業体との連携の検討
	④ 更なる再生可能エネルギー導入の検討	更なる再生可能エネルギー導入の検討
⑤ アセットマネジメントの見直し	アセットマネジメントの見直し	
⑥ 適正な料金体系の検討	適正な料金体系の検討	
	情報公開の継続	

5. 投資計画

これまでに挙げた課題と本ビジョンの施策を踏まえて、水道施設や管路の健全性を維持し、安定した給水を継続していくための合理的な投資計画について検討を行いました。その結果、今後10年間に以下の施設整備を実施していきます。

1) 管路更新工事

- 管路の更新率ごとの法定耐用年数超過管路率の推移が図6-3になります。
実績値は上昇傾向にあり、令和6年度（2024年度）実績の更新率0.47%で管路更新を進めていく場合、40年後には全ての管路が法定耐用年数を超過する見通しとなります。
- 管路更新率を1.0%とする場合には、法定耐用年数超過管路率が100%に至ることはありませんが、現状よりも高い値で推移する見通しとなり、管路更新率を1.5%とする場合には、法定耐用年数超過管路率の上昇を抑えられ、長期的には現状より低くなる見通しです。
- この見通しを踏まえ、管路更新には相応の財源が必要になりますが、管路の老朽化状況を長期的には現状より改善させることを目指し、年間の管路更新率の目標値を1.5%として管路更新に取り組んでいきます。

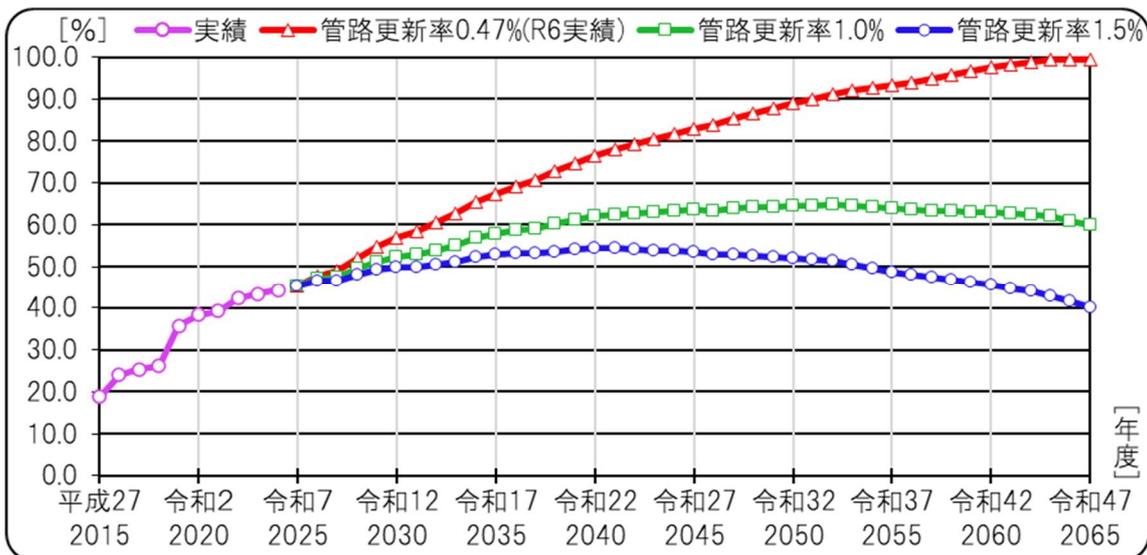


図6-3. 管路更新率ごとの法定耐用年数超過管路率の推移

- 管路更新にあたっては、今後、水源を県水のみとすることを目指すため、導水管は更新しないものとし、重要給水施設管路や鋳鉄管などの早期の耐震化が必要な路線から進めていくとともに、老朽化した口径が細い非耐震管を面的に更新していきます。

- また、更新を図る際には、管網解析結果を元に廃止可能な管路は更新対象から除外して、管路更新費用の縮減にも努めていきます。

管路更新工事：（2026～2037 年度）

管路更新率目標値	1.5%
年間管路更新費(目標値)	21億1,900万円/年
管路更新工事費	211億8,700万円・税抜

2) 機械電気計装設備更新工事

- 各浄水場の設備については老朽化が進んでいるものもあることから、定期的な点検及び修繕による長寿命化を図るとともに、適切な時期に更新を図ります。
- 南部浄水場は今後運用停止を予定しているため、南部浄水場の設備及び南部浄水場系統の井戸の設備は更新しないものとします。今後水源を県水のみとすることを目指しているため、自己水源である井戸に設置されている設備や、各浄水場に設置されているろ過機等の浄水設備は更新の対象から除外しています。
- 今後10年間で実施する主な工事としては、現在実施中の西部浄水場の受変電設備及び動力設備更新工事の他には、庄和浄水場の受変電設備及び動力設備更新工事を令和9年度（2027年度）から行っていきます。

庄和浄水場受変電設備及び動力設備更新工事：

29億5,600万円・税抜（2027～2029 年度）

その他機械電気計装設備更新工事：

25億6,000万円・税抜（2026～2035 年度）

3) 東部浄水場更新工事

- 東部浄水場については、配水池の耐震性能が不足しているほか、管理棟や各種設備の経年劣化が進んでいることから、今後の水源の全量を県水のみとすることを旨とするを踏まえて、浄水場を全面的に更新します。
- また、全面更新に要する事業費は極めて多くなることから、費用や工期の縮減を目的として、東部浄水場更新工事にPFI事業の導入を検討します。

東部浄水場更新PFI事業：事業期間 2031～2036 年度(予定)

①第1 配水池更新工事

- 東部浄水場の第1 配水池は耐震性能が不足しており、残存耐用年数が短く、また、一部が都市計画道路区域内に築造されています。そのため、将来的に配水池を築造するための用地を浄水場用地内に確保しており、確保している用地に配水池を築造し、既設第1 配水池は撤去します。

東部浄水場第1 配水池更新工事：

東部浄水場第1 配水池 6, 500 m³
整備工事費(撤去費込み) 10億1, 400万円・税抜

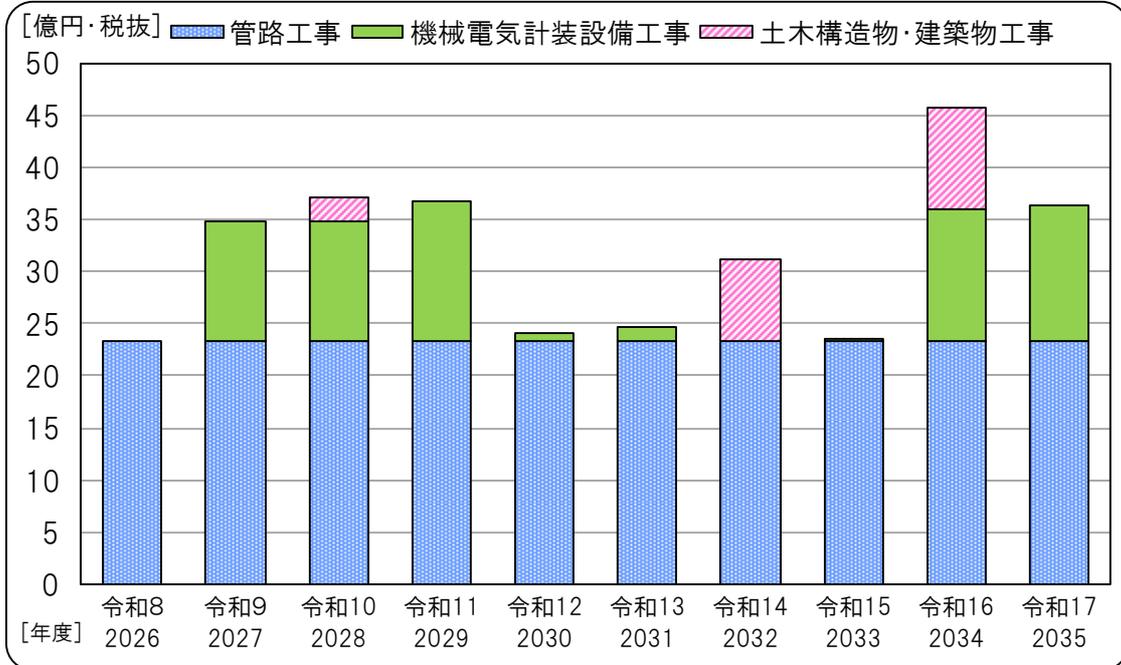
②管理棟等更新工事

- 既設第1 配水池の撤去により空いた用地と運用を停止する浄水施設の用地を活用して、管理棟及び管理棟内に設置している電気設備、監視設備、配水ポンプと、自家発電設備及び自家発電機室を更新します。

東部浄水場管理棟等更新工事：

管理棟等更新(撤去費込み)	12億5, 000万円・税抜
各設備更新	20億4, 000万円・税抜
合 計	32億9, 000万円・税抜

今後10年間の事業費をまとめたものが図6-4になります。



単位: 億円(税抜)

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
土木構造物・建築物工事			2.34		
機械電気計装設備工事	0.00	11.48	11.45	13.51	0.71
管路工事	23.31	23.31	23.31	23.31	23.31
合計	23.31	34.79	37.10	36.82	24.02

項目\年度	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	計
土木構造物・建築物工事		7.86		9.76		19.96
機械電気計装設備工事	1.33	0.00	0.15	12.68	12.96	64.27
管路工事	23.31	23.31	23.31	23.31	23.31	233.10
合計	24.64	31.17	23.46	45.75	36.27	317.33

※上記の金額には工事費だけでなく設計委託費も含まれています

図6-4. 各年度事業費

6. 財政計画

前述の投資計画を踏まえ、今後も安定した給水を継続していくために必要な財政計画を取りまとめました。

この財政計画を実施していくために、健全な財政状況を維持しながら必要な財源を確保する方法について、次の3つを財政目標とし、検討を行いました。

《財政目標》

- ①将来にわたって安定的に事業を経営していくこと
（収益的収支を黒字とする）
- ②水道料金収入によって毎年の営業活動に必要な費用が賄われていること
（料金回収率を100%以上とする）
- ③不測の事態等に対応可能な資金（自己資金）が確保されていること
（概ね1年分の給水収益を資金残高として確保する）

1) 財政収支試算の条件

(1) 収益的収入

- ①給水収益
 - 給水収益は、今後の給水人口の減少及び財源構成を踏まえたうえで、自己資金を確保できる料金水準を設定して見込みました。
- ②長期前受金戻入
 - 長期前受金戻入は、既存資産と新規取得資産から見込まれる補助金等に対する長期前受金戻入額を計上しました。
- ③その他収入
 - その他の収入は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）決算の平均値、令和6年度（2024年度）の決算値、または令和8年度（2026年度）予算値で設定しました。

（2）収益的支出

①職員給与費・事業運営費

- 職員給与費は令和7年度（2025年度）予算の値を元に、労働単価上昇を見込んだ値に設定しました。
- 事業運営費は令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）決算の平均値を元に、物価上昇を見込んだ値に設定しました。

②受水費

- 受水費は、年間受水量に改定後の受水単価74.74円/m³を乗じて算出しました。
- 受水量については、令和10年度（2028年度）までは現状と同様の配水量の9割とし、令和11年度（2029年度）からは配水量の全量としました。

③委託費

- 委託費は、令和7年度（2025年度）予算の委託費を元に、物価上昇を見込んで設定しました。

④減価償却費等

- 減価償却費は、既存資産に対する予定額と投資計画に基づいた新規取得資産に対する見込み額を計上しました。

⑤その他支出

- その他の支出は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）決算の平均値、または令和7年度（2025年度）予算の値で設定しました。

（3）資本的収入

①企業債

- 企業債は、更新財源と非常時に備えた資金残高の確保を図るものとして、各年度の事業費に対する企業債充当率を設定して見込みました。

②補助金・その他収入

- 補助金については、補助要件等が現状から変わることも想定されることから、見込まないものとししました。

- ただし、国等に対して、財政支援の拡充と補助金の採択要件の緩和等を要望するなど、財源確保に努めていきます。
- その他の収入は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）決算の平均値、または令和7年度（2025年度）予算の値で一定としました。

（4）資本的支出

①建設改良費

- 建設改良費は、当該投資計画に基づいて計上しました。
- 自己水源や導水管、各浄水場の浄水施設及び付帯設備を更新対象から除外して、建設改良費の縮減を図りました。

②企業債償還金

- 企業債償還金は、令和6年度（2024年度）決算までの既発行分に対する予定額と令和7年度（2025年度）以降の新規発行分の見込額を計上しました。

（5）物価等の上昇

今後、物価上昇や労働単価の上昇の見込みは、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の消費者物価指数の変動、人事院勧告を踏まえ、過去5年間の平均値を用いるものとししました。

表6-2. 物価等上昇率の設定

年度	項目	消費者物価指数		人事院勧告 (%)
		当年度値	前年度比	
令和2年度	2020年度	99.9	△ 0.2	△ 0.3
令和3年度	2021年度	100.0	0.1	△ 0.9
令和4年度	2022年度	103.2	3.2	0.8
令和5年度	2023年度	106.3	3.0	1.6
令和6年度	2024年度	109.5	3.0	3.4
5年間平均値		—	1.82	0.92

※消費者物価指数：令和2年（2020年）基準の全国総合消費者物価指数の年度平均値

※人事院勧告：行政職(一)職員の平均年間給与の増減率

今後の物価上昇率見込み： 年 1.82%

今後の労働単価上昇率見込み：年 0.92%

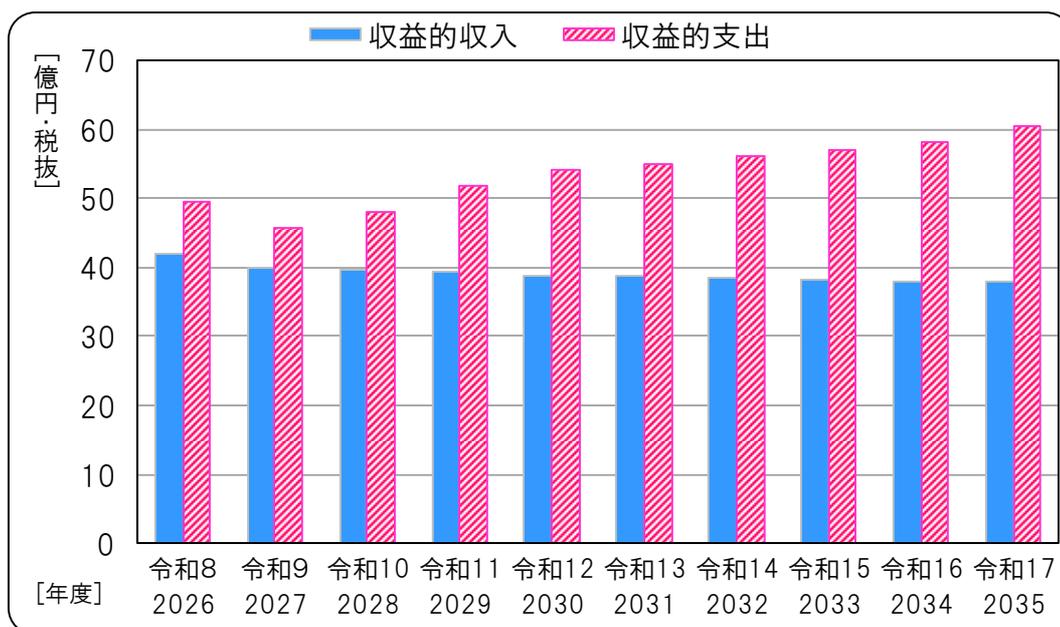
表6-3. 財政収支見通しの設定一覧

区分			設定根拠		
収益的収支	収入	営業収益	給水収益	供給単価×推計年間有収水量	
			受託工事収益	過去4年間決算の平均額を元に物価上昇を見込む。	
			その他	費目ごとに過去4年間の決算の平均値、令和6年度(2024年度)決算値、または令和8年度(2026年度)予算値で一定とする。	
		営業外収益	長期前受金戻入	既存資産と新規取得資産から見込まれる補助金等に対する戻入額を計上する。	
			その他	費目ごとに過去4年間の決算の平均値または令和6年度(2024年度)決算で一定とする。	
	支出	営業費用	経費	職員給与費	令和7年度(2025年度)予算を元に単価上昇を反映させる。
				動力費	令和6年度(2024年度)決算を元に推計配水量に応じた金額とし、物価上昇を反映させる。
					修繕費
				受水費	改定後の受水単価を用い、令和11年度(2029年度)から水源の全量を県水として計上する。
				その他	過去4年間の決算の平均値または令和7年度(2025年度)予算を元に物価上昇を反映させる。
			減価償却費	既存資産と新規取得資産による減価償却費を計上する。	
		資産減耗費	償却対象資産から算出する。		
		営業外費用	支払利息	既発行分と新規発行分の企業債利息を計上する。	
	その他		過去4年間の決算の平均値で一定とする。		
資本的収支	収入	企業債		十分な資金残高を確保できるように各年度の企業債発行額を見込む。	
		他会計負担金		過去4年間の決算の平均値を元に一定とする。	
		国(都道府県)補助金		見込まない。	
		その他		令和7年度(2025年度)予算を元に一定とする。	
	支出	建設改良費		投資計画による費用と量水器交換に伴う費用を計上する。	
		企業債償還金		既発行分と新規発行分の企業債償還予定額を計上する。	

2) 現状に基づいた財政収支の見通し

現状から見通せる今後の有収水量や各経費の推移を用いて、計画期間中の財政収支と資金残高の推移を試算しました。収益的収支の見通しは図6-5になります。

- 人口減少等に伴い給水収益が減少していくため、収益的収入は10年間を通じて減少していきます。
- 収益的支出については、県水受水単価改定や物価上昇による職員給与費、委託費、施設運転に係る費用の増加に加えて、更新工事の実施に伴う減価償却費の増加により、増加傾向が続いていきます。
- そのため、令和8年度（2026年度）から収益的支出が収益的収入を上回る結果となりました。



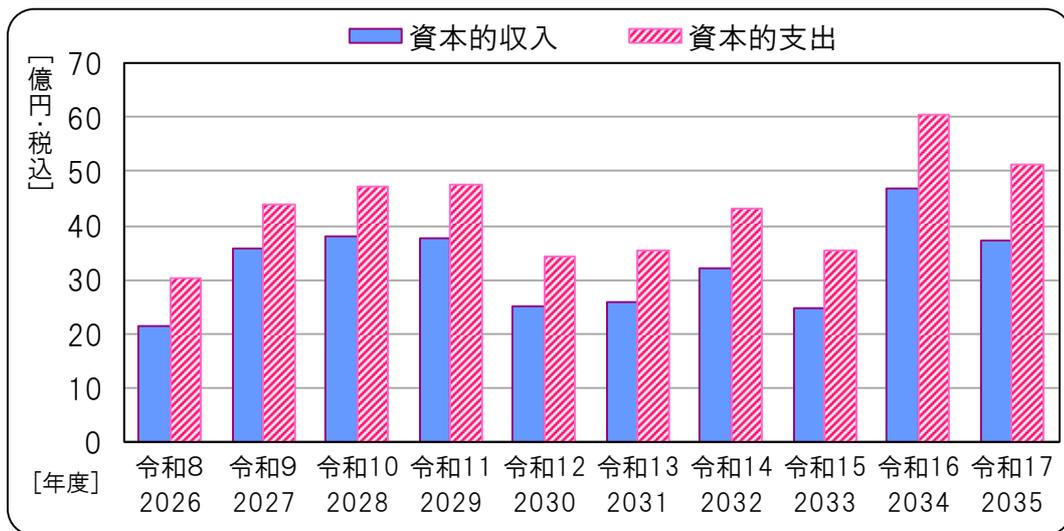
単位：億円(税抜)

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
収益的収入	41.91	39.98	39.67	39.26	38.91	38.72	38.50	38.19	37.97	37.83
収益的支出	49.56	45.87	47.96	51.94	54.10	55.00	56.13	57.03	58.03	60.55
純利益	-7.65	-5.89	-8.29	-12.68	-15.19	-16.28	-17.63	-18.84	-20.06	-22.72

図6-5. 現状に基づいた収益的収支の見通し

資本的収支の見通しは、図6-6のとおりです。

- 資本的収入については、企業債が多くを占めており、更新事業費の財源として企業債を最大限に活用するものとして見込んでいます。
- 資本的支出については、施設更新の実施により30億円以上で推移し、更新事業量の多い年度には60億円まで増加します。



単位: 億円(税込)

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
資本的収入	21.57	35.70	38.01	37.74	25.09	25.71	32.19	24.57	46.66	37.29
資本的支出	30.32	44.04	47.27	47.71	34.39	35.48	43.15	35.46	60.61	51.23
資本的収支不足額	-8.75	-8.34	-9.26	-9.97	-9.30	-9.77	-10.96	-10.89	-13.95	-13.94

図6-6. 現状に基づいた資本的収支の見通し

資金残高、企業債残高の見通しは、図6-7、図6-8のとおりです。

- 資金残高は、資本的収支の不足額を自己資金で補うことに加えて、収益的収支から純利益を資金として蓄えられないことから、令和11年度（2029年度）には残高がマイナスとなる見通しです。
- 企業債残高も企業債を最大限に活用するため増加を続けていき、約305億円まで増加し、将来世代への負担を多く残す見通しとなります。

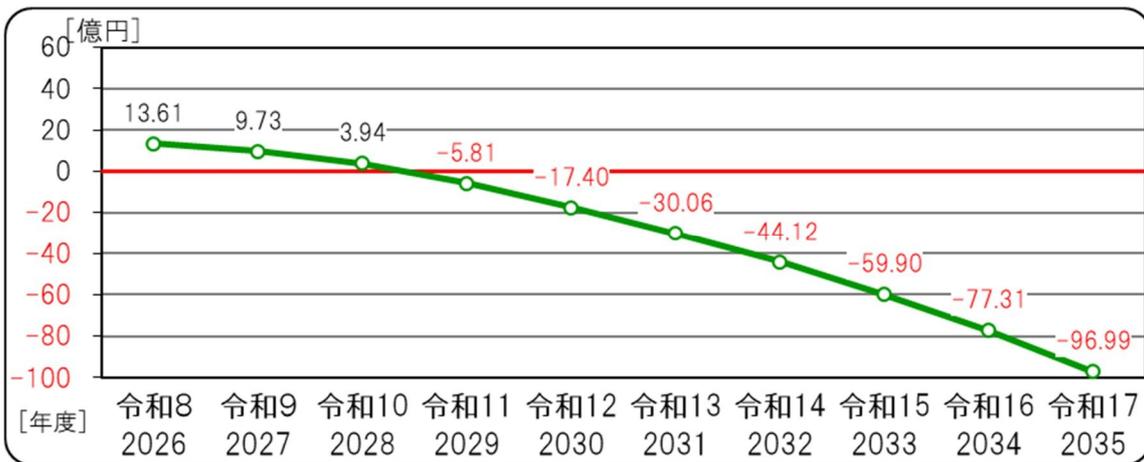


図6-7. 現状に基づいた資金残高の見通し

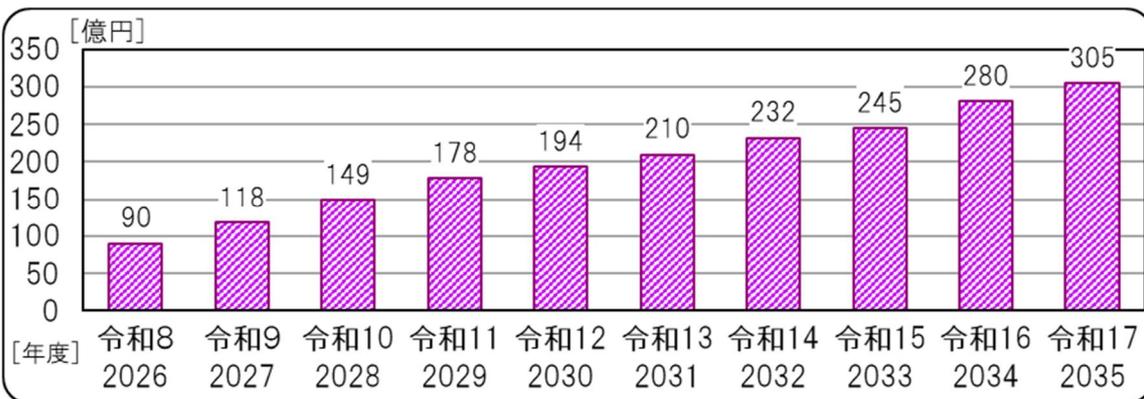


図6-8. 現状に基づいた企業債残高の見通し

現状に基づいた財政収支の見通しとしては、投資計画を実施していくと、収益的収支の均衡が図れず、資金残高が無くなり、水道事業運営の継続が困難な状況となります。

3) 資金確保・収支均衡を図った財政収支見通し

前述の現状に基づいた財政収支見通しでは、収益的収支の均衡が図れず、水道事業運営に必要な資金も確保できない見通しになります。

財政収支を均衡させ、必要な資金を確保するためには、投資計画の縮減や経営の効率化による経費の削減を図ることが必要になります。

投資計画については、今後の南部浄水場、各井戸、各浄水場の浄水施設の運用停止や、設備の長寿命化を踏まえて、適正な給水を維持できる必要最小限の更新計画となっており、縮減した場合、水道施設及び管路の健全性が損なわれる恐れがあります。

投資計画の縮減や経費の削減を図ったうえで、なお不足する資金を確保するためには、企業債発行額や水道料金の見直しについて検討する必要があります。

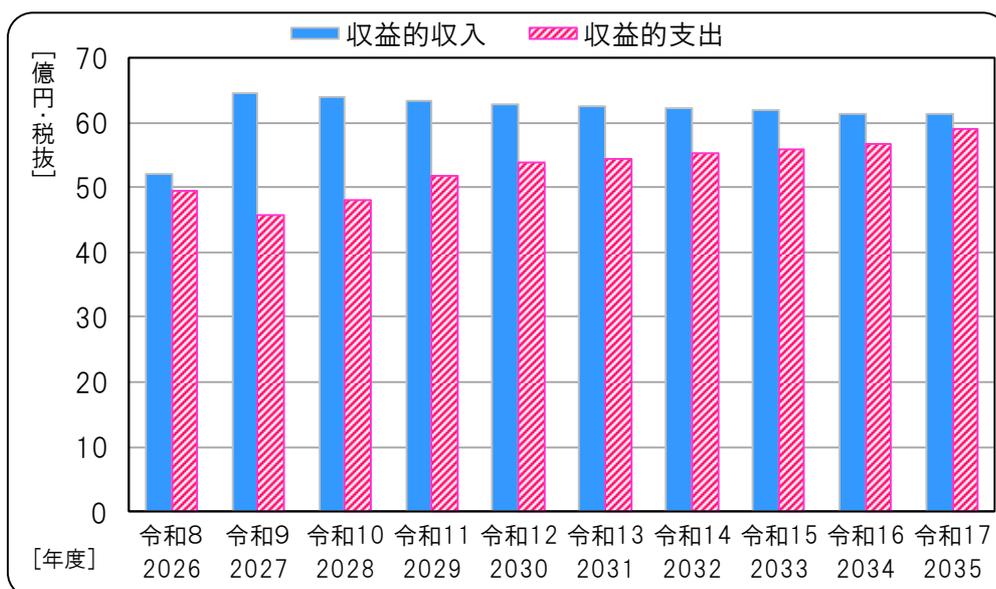
現状に基づいた財政収支見通しにおける企業債発行額は最大限で見込んでいることから、資金確保のために企業債発行額を増加させることはできない状況にあります。

このことから、資金確保及び収支均衡のために料金改定を見込むものとし、複数の料金改定パターンを設定し、財政試算を行いました。なお、料金改定の時期は、改定を行わない場合の純利益が令和8年度（2026年度）からマイナスとなることから、令和8年度（2026年度）としました。

（1）料金改定率70%の場合

令和8年度（2026年度）に70%の料金改定を見込んだ場合の財政試算が、次ページの図6-9、図6-10、図6-11になります。

- 料金改定率70%の場合、今後10年間は純利益をプラスの状況で維持することができます。
- 資金残高は、料金改定と企業債によりマイナスに転じることはなく、単年度の給水収益程度を維持することができる見通しです。
- 企業債残高は現状に基づいた見通しより、令和17年度（2035年度）で約67億円縮減することができ、将来世代への負担を大きく削減できる見通しとなります。



単位：億円（税抜）

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
収益的収入	52.10	64.47	64.01	63.44	62.91	62.63	62.28	61.82	61.45	61.23
収益的支出	49.56	45.87	47.96	51.94	53.88	54.44	55.26	55.88	56.64	58.95
純利益	2.54	18.60	16.05	11.50	9.03	8.19	7.02	5.94	4.81	2.28

図6-9. 料金改定率70%の場合の収益的収支の見通し（試算）

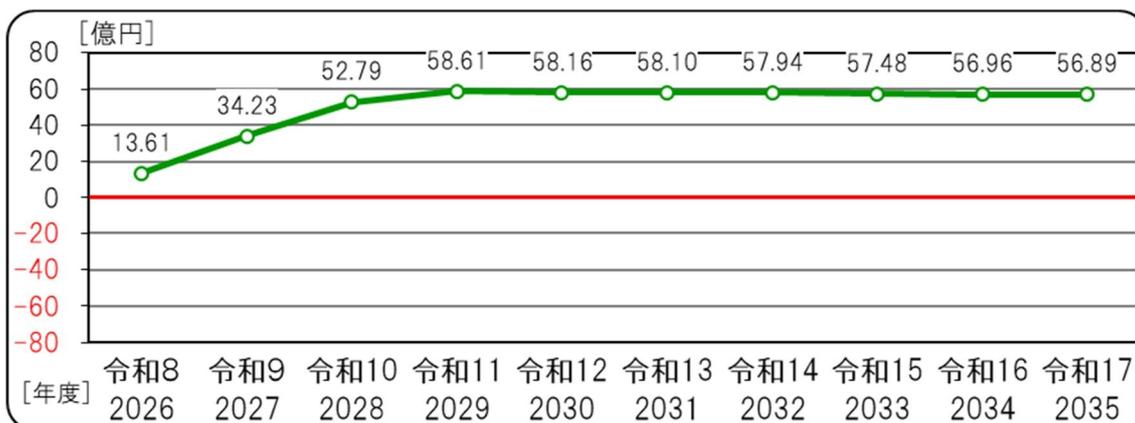


図6-10. 料金改定率70%の場合の資金残高の見通し（試算）

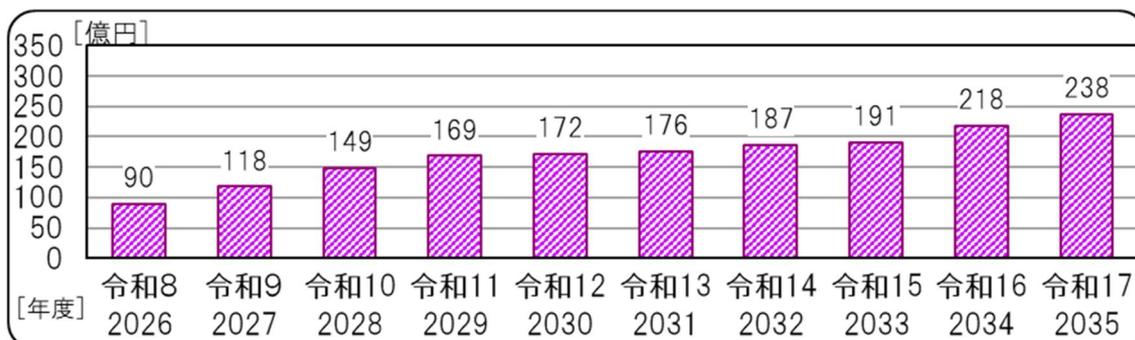
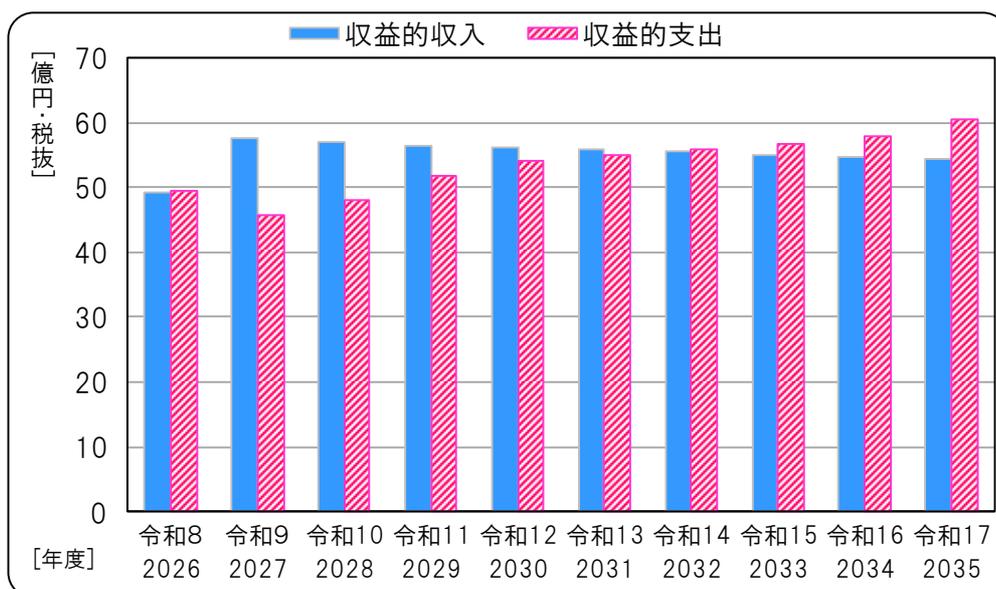


図6-11. 料金改定率70%の場合の企業債残高の見通し（試算）

（２）料金改定率５０％の場合

令和８年度（２０２６年度）に５０％の料金改定を見込んだ場合の財政試算が、次ページの図６－１２、図６－１３、図６－１４になります。

- 料金改定率５０％の場合、当面は純利益をプラスの状況で維持することができますが、令和１４年度（２０３２年度）には純利益がマイナスになる見通しであり、計画期間中に再度料金水準の見直しが必要になります。
- 資金残高は、料金改定と企業債によりマイナスに転じることはなく、単年度の給水収益程度を維持することができる見通しです。
- 企業債残高は現状に基づいた見通しより、令和１７年度（２０３５年度）で約８億円縮減することができ、将来世代への負担を削減できる見通しとなります。



単位：億円（税抜）

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
収益的収入	49.19	57.48	57.06	56.53	56.06	55.81	55.50	55.08	54.75	54.56
収益的支出	49.56	45.87	47.96	51.94	54.10	54.99	56.00	56.85	57.83	60.35
純利益	-0.37	11.61	9.10	4.59	1.96	0.82	-0.50	-1.77	-3.08	-5.79

図6-12. 料金改定率50%の場合の収益的収支の見通し（試算）

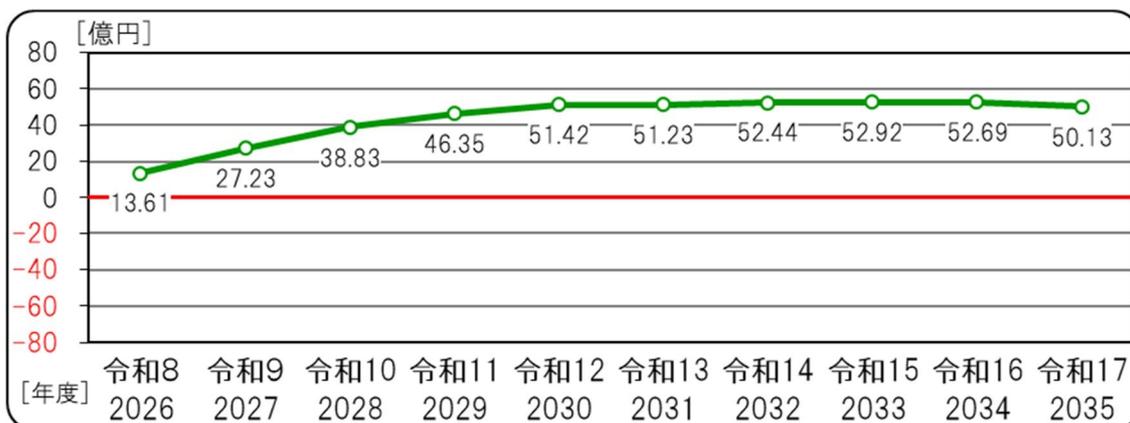


図6-13. 料金改定率50%の場合の資金残高の見通し（試算）

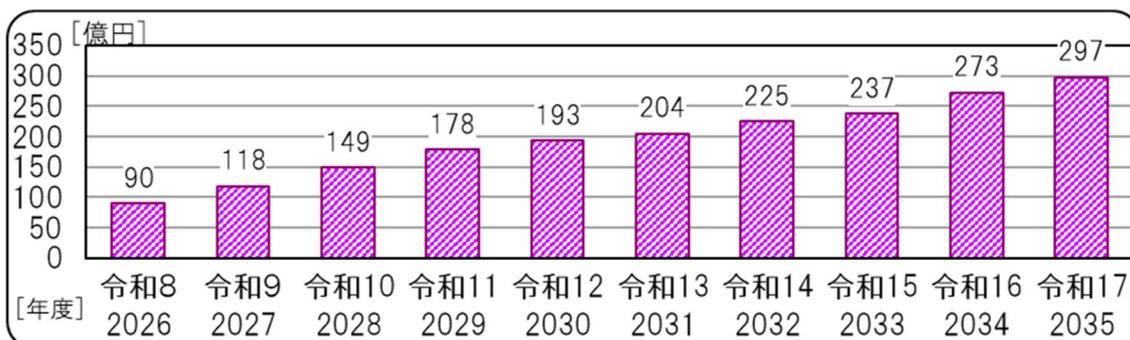
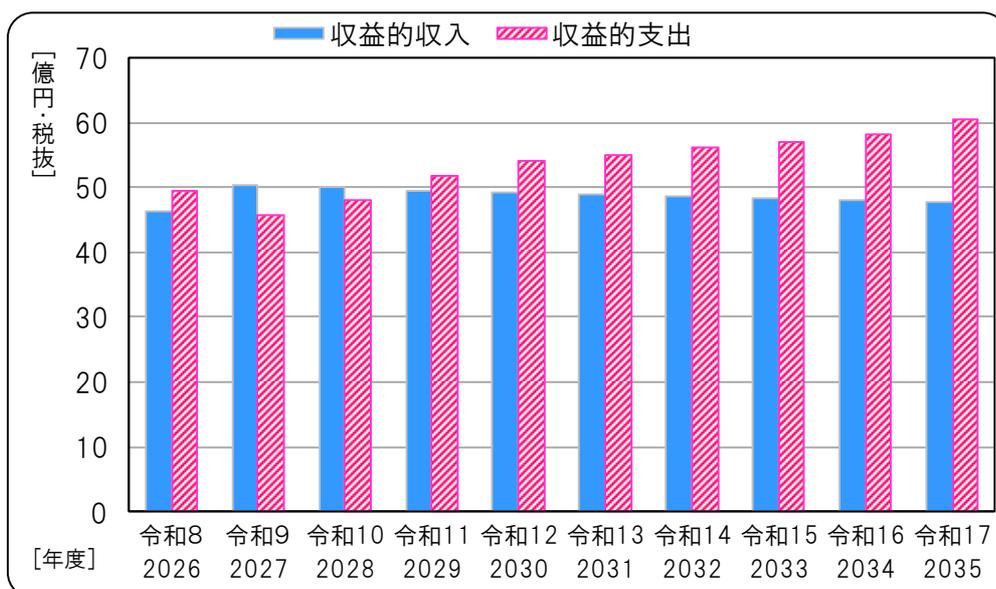


図6-14. 料金改定率50%の場合の企業債残高の見通し（試算）

（3）料金改定率30%の場合

令和8年度（2026年度）に30%の料金改定を見込んだ場合の財政試算が、次ページの図6-15、図6-16、図6-17になります。

- 料金改定率30%の場合、令和9年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）は純利益がプラスになりますが、他の年度では純利益がマイナスになり、収支均衡が図れない結果となりました。
- 資金残高は、料金改定と企業債により、単年度の給水収益と同程度の水準を維持することができず、令和16年度（2034年度）まではプラスとなりますが、令和17年度（2035年度）にはマイナスに転じる見通しとなります。
- 企業債残高は、資金確保のために企業債をほぼ最大限に活用することから、現状に基づいた見通しとほぼ変わらず、将来世代への負担を多く残す見通しとなります。



単位：億円(税抜)

項目\年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
収益的収入	46.28	50.48	50.10	49.62	49.20	48.96	48.69	48.31	48.02	47.84
収益的支出	49.56	45.87	47.96	51.94	54.10	55.00	56.13	57.03	58.03	60.55
純利益	-3.28	4.61	2.14	-2.32	-4.90	-6.04	-7.44	-8.72	-10.01	-12.71

図6-15. 料金改定率30%の場合の収益的収支の見通し（試算）

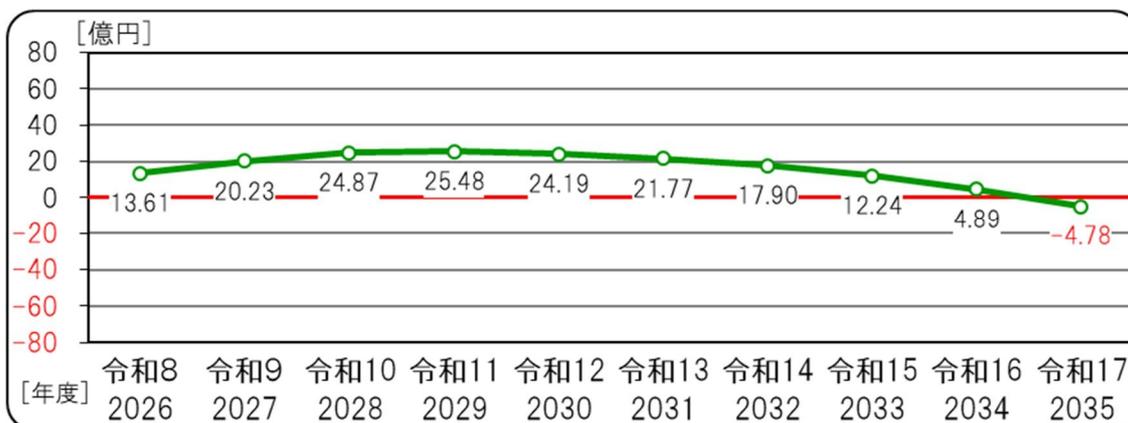


図6-16. 料金改定率30%の場合の資金残高の見通し（試算）



図6-17. 料金改定率30%の場合の企業債残高の見通し（試算）

（４）財政試算結果比較

各改定率による財政試算結果をまとめたものが下表になります。

- 料金改定率70%の場合については、収支均衡を図ることができ、十分な資金残高を確保することができます。
- 料金改定率50%の場合については、計画期間中の収支均衡を図ることができないため、計画期間中に、再度適正な料金のあり方について検討することが必要です。
- 料金改定率30%の場合については、計画期間中の収支均衡を図ることができず、資金残高も確保できないため、計画期間中に、再度適正な料金のあり方について検討することが必要です。

表6-4. 各財政試算結果の比較

項目	料金改定率		
	70%	50%	30%
収益的収支	計画期間中の収支均衡を図ることができる	令和13年度までは収支均衡を図ることができる	ほぼ収支均衡を図ることができない
資金残高	単年度の給水収益と同程度を確保することができる	単年度の給水収益と同程度を確保することができる	単年度の給水収益と同程度を確保することができない
企業債残高	現状に基づいた見通しより約6.7億円縮減	現状に基づいた見通しより約8億円縮減	現状に基づいた見通しとほぼ同等
財政面からの評価	収支均衡を図ることができ、十分な資金残高も確保できる	十分な資金残高を確保できるが、令和14年度以降収支均衡を図ることができず、計画期間中に再度、料金水準の検討が必要となる	資金残高は確保できず、収支均衡を図ることもできないため、計画期間中に再度、料金水準の検討が必要となる

（５）本経営戦略における財政計画

この財政試算は仮定に基づくシミュレーションであり、実際の料金改定率等については、社会経済情勢等を考慮しながら、慎重に判断していきます。よって、本経営戦略をもって、料金改定率及びその実施時期等について決定するものではありません。

7. 今後検討を要する事項

現時点では内容が未確定であり、今後検討が必要な事項は以下のとおりです。これらについては内容が確定し、本市水道事業への影響が見込める状況になった場合、投資及び財政計画の見直しを行います。

今後検討を要する事項

(1) 県水料金単価の動向

埼玉県では、県水料金単価は定期的に見直す方針となっています。見直しにより改定が実施された場合には、事業運営に係る費用の増加が懸念されます。

(2) 民間活力の導入（PPP・PFI手法の導入）

PPP・PFIの導入等については、今後、東部浄水場の更新事業への導入を検討していますが、現状では具体的な費用等の縮減効果までは見込めない状況となっています。

(3) 水道事業広域化の推進

埼玉県が進める水道事業の広域化に向けた具体的な取組はまだありませんが、近隣事業体との連携した取組などが推進した場合、事業運営に係る費用の削減が期待されます。

(4) 遊休資産の活用

今後の施設運用の方針は、南部浄水場の運用を停止するとともに、水源の全量を県水とすることを目指しており、これにより南部浄水場と各自己水源が遊休資産となります。南部浄水場については売却を検討していますが、各自己水源については現状では今後の取扱方針は未確定となっています。

第7章

計画のフォローアップ

第7章 計画のフォローアップ

本ビジョンでは、市水道事業ビジョンにおいて策定した施策及び事業に対して、下記のPDCAサイクルに従って、進捗状況とその効果を整理し、施策及び事業の見直しを図りました。

今後は5年間隔を目安として、ビジョンに基づいて実施した施策及び事業の状況を評価して、見直しを図っていきます。

また、今後検討を要する事項や、その他、水道事業に大きな影響を与える要因が生じた場合には、計画自体の見直しを図ります。

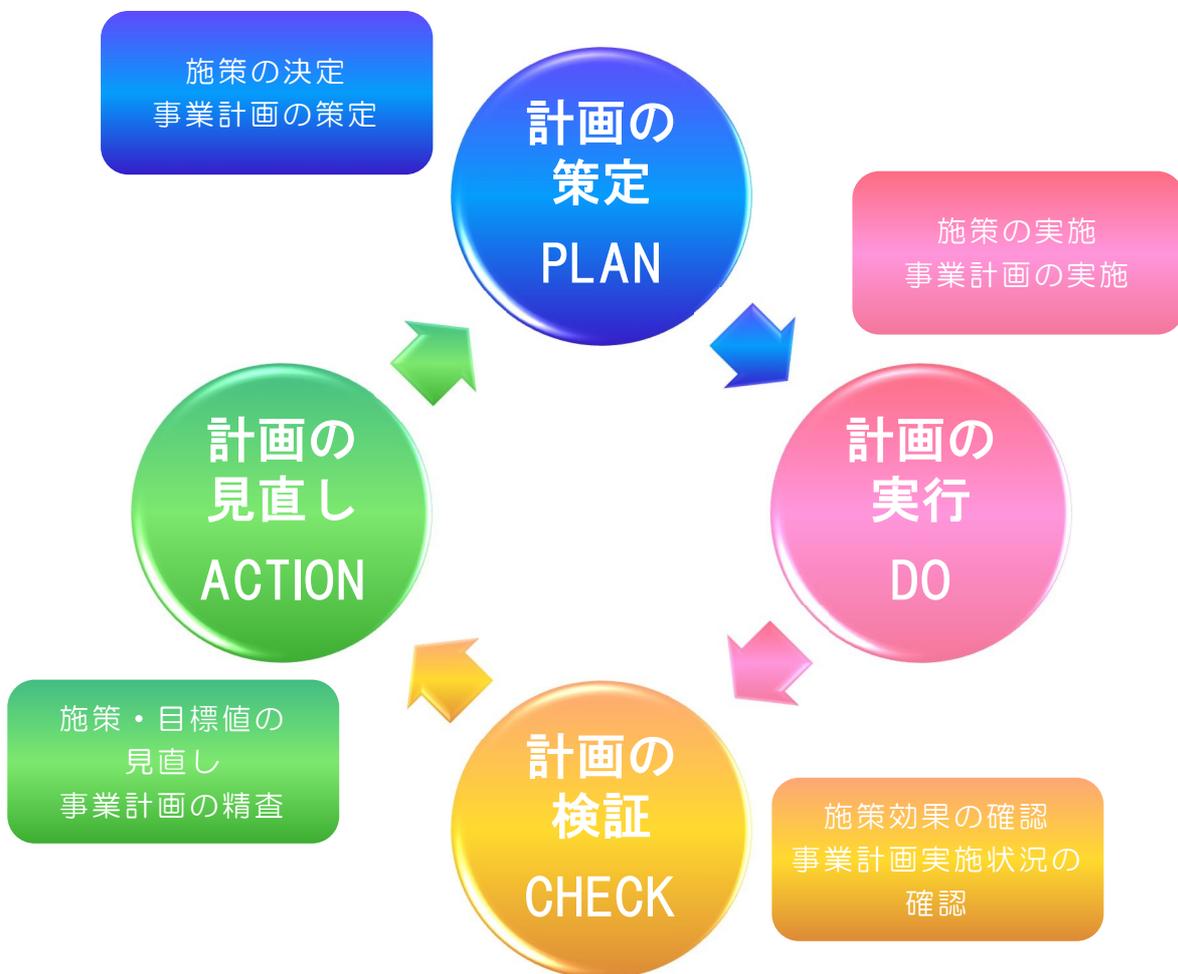


図7-1. PDCAサイクル

資料編 業務指標

資料編 業務指標

業務指標は、水道事業の発展を目的とした団体である公益社団法人日本水道協会が平成28年（2016年）に改正した「水道事業ガイドライン JWWA Q100：2016」において定められている指標です。

これらの指標は、全国の水道事業者が自身の水道事業の状態を数値で把握し、評価を行うことを目的として定められています。また、水道事業の目的は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することとしており、この目的を将来にわたって達成し続ける上での目標毎に業務指標を分類しています。

表1. 業務指標の分類・区分

目標	分類	区分
A)安全で良質な水 水道水の安全性をより一層高め、良質な水道水を供給する。	運営管理	A-1)水質管理
		A-2)施設管理
		A-3)事故災害対策
	施設整備	A-4)施設更新
B)安定した水の供給 いつでもどこでも安定的に水道水を供給する。	運営管理	B-1)施設管理
		B-2)事故災害対策
		B-3)環境対策
	施設整備	B-4)施設管理
		B-5)施設更新
		B-6)事故災害対策
C)健全な事業経営 健全かつ安定的な事業経営を継続する。	財務	C-1)健全経営
	組織・人材	C-2)人材育成
		C-3)業務委託
	お客さまとのコミュニケーション	C-4)情報提供
		C-5)意見収集

この業務指標は全部で119項目ありますが、本市水道事業の現状を表すものとして項目を選定し、本ビジョンに掲載しました。

掲載した各指標の算出式と説明は次のとおりです。なお、近隣事業体は、さいたま市、草加市、久喜市、越谷・松伏水道企業団、上尾市としています。

目標	番号	名称	算出値			近隣平均値 (2022)	望ましい 方向
			2022	2023	2024		
安全で良質な水	A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	20.0	40.0	20.0	20.0	↓
		計算式：(最大カビ臭物質濃度 / その物質の水質基準値) × 100 単位：%					
	水道水中のカビ臭原因物質（ジェオスミン又は2-メチルイソボルネオール）の最大濃度とその水質基準に対する割合を示します。カビ臭は、水道水に対する苦情の発生につながりやすく、影響も広範囲で、かつ、長期間に及ぶ場合が多く、この業務指標はそのカビ臭対策についての取組状況を表しています。						
	A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率	46.5	72.3	42.4	33.7	↓
		計算式：各月の給水栓の平均総トリハロメタン濃度の最大値 / 水質基準値 × 100 単位：%					
	各月の平均総トリハロメタン濃度の最大値と水質基準に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す指標のひとつです。トリハロメタンのうち、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブromoホルムの4物質の合計を総トリハロメタンといいます。トリハロメタンの中には、人に対して発がん性がある可能性のあるものがあり、総トリハロメタンとしても水質基準が設定されています。						
	A104	有機物（TOC）濃度水質基準比率	32.2	33.9	34.8	29.8	↓
		計算式：各月の給水栓の平均有機物（TOC）濃度の最大値 / 水質基準値 × 100 単位：%					
	各月の平均有機物（TOC）濃度の最大値と水質基準に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す指標のひとつです。有機物（TOC：水道水中の有機物の総量を有機炭素の量で表したもの）濃度は、残留塩素量、水のおいしさ、トリハロメタンの生成などに関係していることから低減化が求められています。						
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率	36.1	38.9	26.1	29.6	↓	
	計算式：各月の給水栓の平均消毒副生成物濃度の最大値 / 水質基準値 × 100 単位：%						
各月の平均消毒副生成物濃度の最大値と水質基準に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す指標のひとつです。ここで対象としているのは、臭素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒドの5種類で、塩素消毒によって生成されることから消毒副生成物と呼ばれています。							
安定した水の給水	B104	施設利用率	65.8	66.1	65.6	76.2	↑
		計算式：(一日平均配水量 / 施設能力) × 100 単位：%					
	施設能力に対する一日平均配水量の割合を示し、平均的な施設の稼働割合を表します。施設利用率は水道施設の効率性を表す指標のひとつであり、数値が大きいほど効率的であるとされています。このため、近年の水需要の伸び悩み傾向、人口減少の長期予測などを考えると、利用率の低い施設の一部休止・廃止も考えていかなければなりません。しかしながら、今後、施設の老朽化によって施設を稼働しながら施設更新を行う必要がある場合などには、施設利用率に一定の余裕がないと円滑な更新事業を行えないことなどについても考慮が必要です。						
	B105	最大稼働率	74.1	74.0	72.4	82.3	↑
		計算式：(一日平均配水量 / 施設能力) × 100 単位：%					
	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示し、ピーク時の施設の稼働割合を表します。最大稼働率は水道施設の効率性を表す指標のひとつであり、値が高いほうが施設が有効活用されているといえますが、100%に近い場合には余裕がなく、安定的な給水に問題があるともいえます。経営効率化の観点からは数値が高いほうがよいですが、施設更新、事故に対応できる一定の余裕は必要になります。						
B110	漏水率	5.4	6.9	6.8	1.2	↓	
	計算式：(年間漏水量 / 年間配水量) × 100 単位：%						
年間の配水量に対する漏水量の割合を示すもので、事業効率を表すとともに、管網整備などに対する水道事業者としての取組み度合いを表しています。漏水は水道水の損失だけでなく、エネルギー損失、給水不良、道路陥没などの事故にもつながり、大きな損失となるものです。							

目標	番号	名称	算出値			近隣平均値 (2022)	望ましい 方向
			2022	2023	2024		
安定した水の給水	B113	配水池貯留能力	0.80	0.79	0.80	0.89	↑
		計算式：配水池有効容量/一日平均配水量					
	配水池に一日平均配水量の何日分の水を貯めておけるかを示すもので、給水に対する安定性を表す指標のひとつです。配水池には、給水量の時間変動を調整する機能及び事故時などにその貯留量を利用して給水への影響を軽減する役割があります。一般的にこの指標が高ければ、給水の安定性、事故などへの対応性が高いといえますが、配水池容量過大な場合には水質の劣化を来すおそれがあるなど注意も必要です。						
	B204	管路の事故割合	6.6	4.9	8.7	0.2	↓
		計算式：管路の事故件数/(管路延長/100)					
	管路延長100km当りに発生した破損などの管路事故の割合を示しています。管路の事故割合は管路の健全性を表す指標のひとつであり、数値が小さいほど健全性が高いと評価できるものです。なお、事故とは、地震などの外部要因又は老朽化などの内部要因による破裂、破損、抜け出しなどをい、補修を必要とする場合としています。また、バルブなど附属設備部における事故についても対象としています。						
	B205	基幹管路の事故割合	0.0	0.0	0.0	0.5	↓
		計算式：基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)					
	基幹管路延長100km当りに発生した破損などの管路事故の割合を示します。基幹管路の事故割合は基幹管路だけを対象とした管路の健全性を表す指標のひとつであり、数値が小さいほど健全性が高いと評価できるものです。本市水道事業では導水管、送水管及び配水本管（口径300mm以上）を基幹管路としています。基幹管路は水運用上の重要度が高く、事故などが起きた場合は、断減水、濁水、交通障害など、市民生活、社会活動に大きな影響を及ぼすことから、この指標が高い場合には、定期的な点検による補修、計画的な更新などによって事故を未然に防ぐとともに、事故が多発する路線、経年管のある路線の更新を積極的に実施するなどの対策が必要です。						
	B208	給水管の事故割合	2.0	1.2	1.8	3.5	↓
計算式：給水管の事故件数 / (給水件数 / 1,000)						単位：件/1000件	
給水件数1,000件当りに発生した破損などの給水管事故の割合を示すもので、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表しています。漏水事故の中でも、配水管分岐から水道メーターまでの給水管は事故が多く発生しています。給水サービスの向上、漏水量削減の観点などから適正な維持管理の促進を図り低減が望まれています。							
B302	配水量1m ³ 当たり消費エネルギー	2.06	2.10	2.08	2.10	↓	
	計算式：エネルギー消費量 / 年間配水量						単位：MJ/m ³
配水量1m ³ 当たりの電力や燃料で消費したエネルギー量を示すもので、省エネルギー対策への取組具合を表しています。また、この指標は水道事業全体のエネルギー消費量（電力、燃料等）を対象としています。地球環境保全への取組みが求められる中、本市水道事業のように取水、浄水、配水の各過程において電力を消費する水道事業には、省エネルギー対策の強化などによる消費エネルギー低減が求められています。							
B502	法定耐用年数超過設備率	82.4	76.8	79.3	56.0	↓	
	計算式：(法定耐用年数を超えた機械・電気設備などの合計数÷機械・電気設備などの合計数) × 100						単位：%
浄水場などに設置されている機械・電気・計装設備のうち法定耐用年数を超えているものの割合を示すもので、更新の取組状況を表す指標のひとつです。ここでは、地方公営企業法施行規則に定められている法定耐用年数の超過をもって設備の経年度としています。水道設備は設置されている環境や使用条件により、同じ設備であっても更新のタイミングが異なります。法定耐用年数を超過している設備であっても使用できないことはなく、また超過していないからといって使用できるとは限りません。このため、本市水道事業では維持管理などを通じ設備の状態を評価することでオーバーホールや更新の時期を設定しています。							

目標	番号	名称	算出値			近隣平均値 (2022)	望ましい 方向
			2022	2023	2024		
安定した水の給水	B503	法定耐用年数超過管路率	42.3	43.4	44.3	14.2	↓
		計算式：(法定耐用年数を越えた管路延長/管路延長)×100					
	<p>使用している管路のうち法定耐用年数を越えているものの割合を示すもので、更新の取組状況を表す指標のひとつです。ここでは、地方公営企業法施行規則に定められている法定耐用年数の超過をもって管路の経年度としています。水道管路は設置されている環境や使用条件により、同じ管路であっても更新のタイミングが異なります。法定耐用年数を超過している管路であっても使用できないことはなく、また超過していないからといって使用できるとは限りません。このため、本市水道事業では布設年度、管種、口径などのほか維持管理などを通じ管路の状態を評価することで更新の時期を設定しています。</p>						
	B602	浄水施設の耐震化率	72.5	72.5	72.5	17.8	↑
		計算式：(耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100					
	<p>全浄水施設のうち十分な耐震化されている浄水施設の割合を示すもので、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す指標のひとつです。また、震災時においても安定的に浄水処理を行うためには、浄水処理に必要な全ての施設での耐震化が必要です。この指標は大規模地震に対する浄水施設一体としての耐震性を示すもので、災害時においても安定した浄水処理が確保できるかどうかを表しています。なお、耐震対策の基本は、市民の生命・生活を預かる水の供給であり、応急復旧・応急給水対策とともに、浄水施設の耐震化によってあらかじめ被害低減化対策を講じることが求められています。</p>						
	B604	配水池の耐震化率	79.8	79.8	79.8	52.0	↑
		計算式：(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池等有効容量)×100					
	<p>全配水池のうち耐震化されている配水池の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標のひとつです。この指標では、震災時における安定的な水供給の確保を示すものとして、配水池の容量比によって影響の大きさを見ることとしています。また、過去の震災から、ライフラインである水道の断水によって社会生活に多大な支障をきたすことが明らかになっています。このため、水道事業には水道施設耐震化に向けた更なる取組が求められています。</p>						
	B605	管路の耐震管率	27.4	28.0	23.7	38.7	↑
計算式：(耐震管延長/管路延長)×100						単位：%	
<p>総管路延長のうち耐震管の延長割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の信頼性・安全性を表す指標のひとつです。この指標では、配水管を含め水道管路網を構成する全ての管路における耐震管の使用状況を表しています。また、ここではレベル2地震動（本市において発生すると想定される地震動のうち最大規模の強さを有するもの）についての対応も前提としていることから、地震災害に対する水道管路網全体としての信頼性・安全性を表しています。なお、耐震対策の基本は、市民の生命・生活を預かる水の供給であり、応急復旧・応急給水対策とともに、管路施設の耐震化によってあらかじめ被害低減化対策を講じることが求められています。</p>							
B606	基幹管路の耐震管率	40.1	41.0	45.4	39.7	↑	
	計算式：(基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100						単位：%
<p>基幹管路のうち耐震管の延長割合を示すもので、地震災害に対する基幹管路の信頼性・安全性を表す指標のひとつです。この指標では、基幹管路における耐震管の使用状況を表しています。本市水道事業では導水管、送水管及び配水本管（口径300mm以上）を基幹管路としています。また、基幹管路の備えるべき耐震性能は、水道施設の技術的基準を定める省令で“レベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該管路の機能に重大な影響を及ぼさないこと”としています。基幹管路は水運用上の重要度が高く、事故などが起きた場合は、断減水、濁水、交通障害など、市民生活、社会活動に大きな影響を及ぼすことから、この指標が低い場合には、耐震化に向け積極的な更新が求められています。本市水道事業では「春日部市基幹管路耐震化（管路更新）計画」に基づき、更新事業を推進しています。</p>							
B608	停電時配水量確保率	5.8	5.8	5.8	-	↑	
	計算式：(全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100						単位：%
<p>全水道施設の停電が24時間以上続いた場合に、非常用発電機設備などによって配水可能な一日当たりの配水量の割合を示すもので、災害時・広域停電時における危機対応性を表しています。この指標では東日本大震災に伴う長時間にわたる広域停電などを考慮し、基準となる配水量を一日平均配水量としています。</p>							

目標	番号	名称	算出値			近隣平均値 (2022)	望ましい 方向
			2022	2023	2024		
健全な事業経営	C101	営業収支比率	97.6	97.0	93.7	105.7	↑
		計算式：(営業収益－受託工事収益)÷(営業費用－受託工事費)×100					
	水道事業の営業活動により得られた収入と支出の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標のひとつです。この指標は値が高いほど営業利益率が高いことを示し、これが100%未満であることは営業損失を生じていることを意味します。						
	C102	経常収支比率	104.4	103.9	100.3	113.8	↑
		計算式：(営業収益＋営業外収益)÷(営業費用＋営業外費用)×100					
	水道事業の経営に関わる収入と支出の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標のひとつです。この指標は値が高いほど経常利益率が高いことを示し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味します。経常収支比率は収益性を見るときの最も代表的な指標であり、経常費用(営業費用＋営業外費用)には主要な経費が含まれるため、経常収支を見ればおおむね水道事業の経営状況を知ることができます。また、計画期間内で経常収支が100%を上回っていれば、良好な経営状態にあるといえます。						
	C108	給水収益に対する職員給与費の割合	6.5	6.5	6.0	8.8	—
		計算式：(職員給与費/給水収益)×100					
	給水収益(水道料金の収入)に対する職員給与費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標のひとつです。給水収益は様々な給水サービスに充てられるため、職員給与の上昇によってこの指標が高くなることは好ましくありません。また、職員給与費の削減を図るためには事業の効率化による職員数の削減が挙げられますが、職員の持つノウハウの継続なども必要となることから、年齢別構成におけるバランスの取れた配置など、組織体制づくりが求められています。						
	C112	給水収益に対する企業債残高の割合	169.8	169.2	173.6	88.2	↓
		計算式：(企業債残高/給水収益)×100					
	給水収益(水道料金の収入)に対する企業債残高(建設改良などに要する資金に充てるために発行した企業債の未償還残高)の割合を示すもので、企業債残高が水道事業の経営に及ぼす影響を表す指標のひとつです。企業債残高は少ないほうが好ましいですが、水道事業が起債により世代間の負担の公平化を行い、長期的視点に立った経営を行うことは必要です。そのため、企業債残高が過大となり経営を圧迫しないよう企業債残高の水準を管理していくことが重要です。						
	C113	料金回収率	100.1	99.5	95.0	104.7	↑
計算式：(供給単価/給水原価)×100						単位：%	
供給単価と給水原価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標のひとつです。100%以上であれば良好な経営状態にあるといえます。							
C114	供給単価	152.2	153.6	153.8	174.8	—	
	計算式：給水収益/年間有収水量						単位：円/m ³
1m ³ の水を給水した際に得られる料金収入の平均値を示すもので、水道事業でどれだけの収益を得ているかを表す指標のひとつです。供給単価は低額であるほうが水道サービスの観点からは望ましいですが、水源の水質などにより給水に必要な経費が大きく異なるため、単純に金額だけで判断することはできません。このため、料金回収率などから給水原価との関係を見る必要があり、供給単価が著しく給水原価を下回るとは好ましくありません。							
C115	給水原価	152.0	154.4	161.9	166.8	—	
	計算式：[経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋長期前受金戻入)]/年間有収水量						単位：円/m ³
1m ³ の水を給水するために係る費用を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表す指標のひとつです。給水原価は安いほうが水道事業者とお客双方にとって望ましいですが、水源の水質などにより給水に必要な経費が大きく異なるため、単純に金額だけで経営の優劣を判断することはできません。また、安い理由が本来必要とされている建設改良事業や修繕を十分に行っていないことである場合には、適正な原価とはいえません。							

※ 公益社団法人日本水道協会が平成28年(2016年)に改正した「水道事業ガイドライン」JWWA Q100:2016」の解説を参考に作成

資料編 財政計画の詳細

資料編 財政計画の詳細

1) 収益的収支の見通し (財源確保を図った財政収支見通し)

料金改定率 70%

収支計画(収益的収支)

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		3,747,713	3,734,588	3,720,157	4,196,560	6,128,824
	(1) 料金収入		3,568,130	3,538,973	3,493,498	3,929,413	5,949,137
	(2) 受託工事収益 (B)		8,674	2,519	9,218	9,218	4,751
	(3) その他		170,910	193,095	217,441	257,929	174,936
	2. 営業外収益		364,497	352,578	335,526	1,013,025	318,522
	(1) 補助金		-	-	-	-	-
	他会計補助金		-	-	-	-	-
	その他補助金		-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入		344,919	331,678	317,370	329,925	300,097
	(3) その他		19,577	20,900	18,156	683,100	18,425
収入計 (C)		4,112,210	4,087,166	4,055,683	5,209,585	6,447,346	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		3,866,478	3,990,936	4,267,717	4,761,132	4,404,444
	(1) 職員給与費		230,916	211,765	286,426	318,666	277,314
	基本給		110,718	102,982	121,811	130,589	124,063
	退職給付費		-	-	16,491	19,547	2,390
	その他		120,198	108,782	148,124	168,530	150,861
	(2) 経費		2,679,144	2,763,471	2,997,792	3,404,840	3,122,390
	動力費		115,649	122,866	175,669	173,910	126,877
	修繕費		157,393	122,332	210,899	163,740	162,452
	材料費		14,449	18,429	14,054	20,784	13,205
	その他		2,391,654	2,499,844	2,597,170	3,046,406	2,819,856
(3) 減価償却費		956,419	1,015,700	983,499	1,037,626	1,004,740	
2. 営業外費用		92,407	83,172	93,590	188,406	182,639	
(1) 支払利息		76,431	73,226	79,198	107,358	171,490	
(2) その他		15,977	9,946	14,392	81,048	11,149	
支出計 (D)		3,958,886	4,074,108	4,361,307	4,949,538	4,587,083	
経常損益 (C)-(D) (E)		153,324	13,058	▲ 305,624	260,047	1,860,263	
特別利益 (F)		18,744	34,777	90	78	-	
特別損失 (G)		17,874	1,697	1,139	1,118	-	
特別損益 (F)-(G) (H)		870	33,081	▲ 1,049	-1,040	-	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		154,194	46,139	▲ 306,673	259,007	1,860,263	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		905,789	130,069	-181,604	72,403	1,932,666	
累積欠損金比率 $(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100)$		-	-	-4.9	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益 - 受託工事収益 (M)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	4,187,342	6,124,073	
地方財政法による資金不足の比率							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した模事業の規 (P)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	4,187,342	6,124,073	
健全化法第22条により算定した資金不足比率							

(単位：税抜千円、%)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
6,087,276	6,040,610	5,994,234	5,973,610	5,942,512	5,906,254	5,870,188	5,849,613
5,907,503	5,860,749	5,814,283	5,793,568	5,762,377	5,726,024	5,689,862	5,669,189
4,837	4,925	5,015	5,106	5,199	5,294	5,390	5,488
174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936
313,907	303,176	296,942	289,356	285,700	276,147	275,015	273,331
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
293,420	280,833	274,017	266,476	262,826	253,289	252,203	250,571
20,487	22,343	22,925	22,880	22,874	22,858	22,812	22,760
6,401,183	6,343,786	6,291,176	6,262,966	6,228,212	6,182,401	6,145,203	6,122,944
4,534,898	4,849,407	4,985,588	5,030,481	5,098,129	5,127,625	5,189,311	5,346,094
279,866	282,438	285,039	287,661	290,306	292,979	295,675	298,394
125,203	126,355	127,518	128,692	129,874	131,071	132,277	133,493
2,412	2,434	2,457	2,479	2,502	2,525	2,548	2,572
152,251	153,649	155,064	156,490	157,930	159,383	160,850	162,329
3,137,056	3,347,184	3,358,213	3,366,468	3,385,396	3,402,916	3,420,716	3,444,651
128,512	130,035	131,587	133,746	135,693	137,539	139,395	141,673
165,407	168,418	171,483	174,604	177,781	181,017	184,312	187,666
13,446	13,691	13,939	14,193	14,451	14,714	14,982	15,255
2,829,691	3,035,040	3,041,204	3,043,925	3,057,471	3,069,646	3,082,027	3,100,057
1,117,976	1,219,785	1,342,336	1,376,352	1,422,427	1,431,730	1,472,920	1,603,049
261,386	344,234	402,060	413,429	428,063	460,766	475,091	548,829
250,237	333,085	390,911	402,280	416,914	449,617	463,942	537,680
11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149
4,796,285	5,193,641	5,387,649	5,443,911	5,526,192	5,588,390	5,664,402	5,894,923
1,604,898	1,150,145	903,527	819,055	702,020	594,011	480,801	228,021
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1,604,898	1,150,145	903,527	819,055	702,020	594,011	480,801	228,021
3,537,564	4,687,709	5,591,237	6,410,292	7,112,312	7,706,322	8,187,123	8,415,145
-	-	-	-	-	-	-	-
6,082,439	6,035,685	5,989,219	5,968,504	5,937,313	5,900,960	5,864,798	5,844,125
6,082,439	6,035,685	5,989,219	5,968,504	5,937,313	5,900,960	5,864,798	5,844,125

2) 資本的収支・資金残高の見通し（財源確保を図った財政収支見通し）

料金改定率70%

収支計画（資本的収支）

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資本的 収 入	1. 企 業 債		477,100	545,700	1,777,000	1,916,000	3,316,987
	うち 資本費平準化債		-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金		307,084	258,286	223,119	223,119	223,119
	3. 他 会 計 補 助 金		-	541	-	75,900	-
	4. 他 会 計 負 担 金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	5. 他 会 計 借 入 金		-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金		-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金		-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金		-	-	-	-	-
	9. そ の 他		-	-	-	-	-
	計 (A)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費		1,799,084	1,184,354	2,546,593	2,603,318	3,938,790
	うち 職員給与費		-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金		500,125	437,810	411,420	428,589	464,977
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金		-	-	-	-	-
	5. そ の 他		-	-	-	-	-
	計 (D)		2,299,209	1,622,164	2,958,013	3,031,907	4,403,767
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		611,500	684,022	666,129	342,695	-
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		154,194	46,139	▲ 311,673	254,007	503,654
	3. 繰 越 工 事 資 金		-	-	-	-	-
	4. そ の 他		710,726	49,112	557,063	202,484	329,877
	計 (F)		1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)			6,036,688	6,144,578	7,510,158	8,997,569	11,849,579

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収 益 的	収 支 分		896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち 基準内繰入金		896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち 基準外繰入金		-	-	-	-	-
資 本 的	収 支 分		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち 基準内繰入金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち 基準外繰入金		-	-	-	-	-
合 計			39,502	39,420	48,523	677,539	31,186

○資金残高

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資 金 残 高			2,425,677	2,535,970	1,709,450	1,361,368	3,422,620

(単位：税込千円)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
3,547,321	2,660,244	927,166	1,081,763	1,812,253	1,150,842	3,481,283	2,780,868
-	-	-	-	-	-	-	-
223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119
-	-	-	-	-	-	-	-
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	2,913,493	1,180,415	1,335,012	2,065,502	1,404,091	3,734,532	3,034,117
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	2,913,493	1,180,415	1,335,012	2,065,502	1,404,091	3,734,532	3,034,117
4,194,717	4,165,373	2,759,103	2,828,874	3,548,254	2,701,850	5,156,464	4,115,566
-	-	-	-	-	-	-	-
532,276	605,232	660,440	669,368	688,147	737,995	771,528	850,497
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
4,726,993	4,770,605	3,419,543	3,498,242	4,236,401	3,439,845	5,927,992	4,966,063
926,423	1,857,112	2,239,128	2,163,230	2,170,899	2,035,754	2,193,460	1,931,946
-	356,743	1,113,349	1,115,711	1,175,150	1,225,096	1,273,003	1,359,036
573,405	1,150,145	903,527	819,055	702,020	594,011	480,801	228,021
-	-	-	-	-	-	-	-
353,018	350,224	222,252	228,464	293,729	216,647	439,656	344,889
926,423	1,857,112	2,239,128	2,163,230	2,170,899	2,035,754	2,193,460	1,931,946
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
14,864,624	16,919,636	17,186,362	17,598,757	18,722,863	19,135,710	21,845,465	23,775,836

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
5,278,670	5,860,879	5,815,850	5,810,015	5,794,466	5,747,811	5,695,524	5,688,966

3) 収益的収支の見通し（財源確保を図った財政収支見通し）

料金改定率50%

収支計画（収益的収支）

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		3,747,713	3,734,588	3,720,157	3,905,492	5,429,020
	(1) 料金収入		3,568,130	3,538,973	3,493,498	3,638,345	5,249,333
	(2) 受託工事収益 (B)		8,674	2,519	9,218	9,218	4,751
	(3) その他		170,910	193,095	217,441	257,929	174,936
	2. 営業外収益		364,497	352,578	335,526	1,013,025	318,522
	(1) 補助金		-	-	-	-	-
	他会計補助金		-	-	-	-	-
	その他補助金		-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入		344,919	331,678	317,370	329,925	300,097
	(3) その他		19,577	20,900	18,156	683,100	18,425
収入計 (C)		4,112,210	4,087,166	4,055,683	4,918,517	5,747,542	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		3,866,478	3,990,936	4,267,717	4,761,132	4,404,444
	(1) 職員給与費		230,916	211,765	286,426	318,666	277,314
	基本給		110,718	102,982	121,811	130,589	124,063
	退職給付費		-	-	16,491	19,547	2,390
	その他		120,198	108,782	148,124	168,530	150,861
	(2) 経費		2,679,144	2,763,471	2,997,792	3,404,840	3,122,390
	動力費		115,649	122,866	175,669	173,910	126,877
	修繕費		157,393	122,332	210,899	163,740	162,452
	材料費		14,449	18,429	14,054	20,784	13,205
	その他		2,391,654	2,499,844	2,597,170	3,046,406	2,819,856
(3) 減価償却費		956,419	1,015,700	983,499	1,037,626	1,004,740	
2. 営業外費用		92,407	83,172	93,590	188,406	182,639	
(1) 支払利息		76,431	73,226	79,198	107,358	171,490	
(2) その他		15,977	9,946	14,392	81,048	11,149	
支出計 (D)		3,958,886	4,074,108	4,361,307	4,949,538	4,587,083	
経常損益 (C)-(D) (E)		153,324	13,058	▲ 305,624	▲ 31,021	1,160,459	
特別利益 (F)		18,744	34,777	90	78	-	
特別損失 (G)		17,874	1,697	1,139	1,118	-	
特別損益 (F)-(G) (H)		870	33,081	▲ 1,049	-1,040	-	
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		154,194	46,139	▲ 306,673	▲ 32,061	1,160,459	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		905,789	130,069	-181,604	-218,665	941,794	
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$		-	-	-4.9	-5.6	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (M)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	3,896,274	5,424,269	
地方財政法による資金不足の比率							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した模事業の規 (P)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	3,896,274	5,424,269	
健全化法第22条により算定した資金不足比率							

(単位：税抜千円、%)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
5,392,368	5,351,203	5,310,292	5,292,105	5,264,676	5,232,694	5,200,882	5,182,739
5,212,595	5,171,342	5,130,341	5,112,063	5,084,541	5,052,464	5,020,556	5,002,315
4,837	4,925	5,015	5,106	5,199	5,294	5,390	5,488
174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936
313,207	301,780	295,716	288,682	285,013	275,597	274,559	272,904
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
293,420	280,833	274,017	266,476	262,826	253,289	252,203	250,571
19,787	20,947	21,699	22,206	22,187	22,308	22,356	22,333
5,705,575	5,652,983	5,606,008	5,580,787	5,549,689	5,508,291	5,475,441	5,455,643
4,534,898	4,849,407	4,985,588	5,030,481	5,098,129	5,127,625	5,189,311	5,346,094
279,866	282,438	285,039	287,661	290,306	292,979	295,675	298,394
125,203	126,355	127,518	128,692	129,874	131,071	132,277	133,493
2,412	2,434	2,457	2,479	2,502	2,525	2,548	2,572
152,251	153,649	155,064	156,490	157,930	159,383	160,850	162,329
3,137,056	3,347,184	3,358,213	3,366,468	3,385,396	3,402,916	3,420,716	3,444,651
128,512	130,035	131,587	133,746	135,693	137,539	139,395	141,673
165,407	168,418	171,483	174,604	177,781	181,017	184,312	187,666
13,446	13,691	13,939	14,193	14,451	14,714	14,982	15,255
2,829,691	3,035,040	3,041,204	3,043,925	3,057,471	3,069,646	3,082,027	3,100,057
1,117,976	1,219,785	1,342,336	1,376,352	1,422,427	1,431,730	1,472,920	1,603,049
261,386	344,234	424,314	468,222	501,570	557,229	593,891	688,742
250,237	333,085	413,165	457,073	490,421	546,080	582,742	677,593
11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149
4,796,285	5,193,641	5,409,902	5,498,704	5,599,699	5,684,854	5,783,202	6,034,836
909,290	459,342	196,106	82,083	▲ 50,010	▲ 176,563	▲ 307,761	▲ 579,193
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
909,290	459,342	196,106	82,083	▲ 50,010	▲ 176,563	▲ 307,761	▲ 579,193
1,851,084	2,310,426	2,506,532	2,588,616	2,538,606	2,362,043	2,054,282	1,475,090
-	-	-	-	-	-	-	-
5,387,531	5,346,278	5,305,277	5,286,999	5,259,477	5,227,400	5,195,492	5,177,251
5,387,531	5,346,278	5,305,277	5,286,999	5,259,477	5,227,400	5,195,492	5,177,251

4) 資本的収支・資金残高の見通し（財源確保を図った財政収支見通し）

料金改定率50%

収支計画（資本的収支）

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資本的 収入	1. 企業債		477,100	545,700	1,777,000	1,916,000	3,316,987
	うち資本費平準化債		-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金		307,084	258,286	223,119	223,119	223,119
	3. 他会計補助金		-	541	-	75,900	-
	4. 他会計負担金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	5. 他会計借入金		-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金		-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金		-	-	-	-	-
	8. 工事負担金		-	-	-	-	-
	9. その他の他		-	-	-	-	-
	計 (A)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
資本的 支出	1. 建設改良費		1,799,084	1,184,354	2,546,593	2,603,318	3,938,790
	うち職員給与費		-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金		500,125	437,810	411,420	428,589	464,977
	3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-
	5. その他		-	-	-	-	-
	計 (D)		2,299,209	1,622,164	2,958,013	3,031,907	4,403,767
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補填財源	1. 損益勘定留保資金		611,500	684,022	666,129	633,763	-
	2. 利益剰余金処分量		154,194	46,139	▲ 311,673	-37,061	503,654
	3. 繰越工事資金		-	-	-	-	-
	4. その他		710,726	49,112	557,063	202,484	329,877
	計 (F)		1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (G)			-	-	-	-	-
企業債残高 (H)			6,036,688	6,144,578	7,510,158	8,997,569	11,849,579

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収益的 収支分			896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち基準内繰入金		896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち基準外繰入金						
資本的 収支分			38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち基準内繰入金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち基準外繰入金						
合 計			39,502	39,420	48,523	677,539	31,186

○資金残高

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資金残高			2,425,677	2,535,970	1,709,450	1,361,368	2,722,816

(単位：税込千円)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
3,547,321	3,520,912	2,205,152	1,854,450	2,767,804	2,105,797	4,412,894	3,476,085
-	-	-	-	-	-	-	-
223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119
-	-	-	-	-	-	-	-
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	3,774,161	2,458,401	2,107,699	3,021,053	2,359,046	4,666,143	3,729,334
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	3,774,161	2,458,401	2,107,699	3,021,053	2,359,046	4,666,143	3,729,334
4,194,717	4,165,373	2,759,103	2,828,874	3,548,254	2,701,850	5,156,464	4,115,566
-	-	-	-	-	-	-	-
532,276	605,232	679,682	717,684	755,002	827,962	885,199	987,970
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
4,726,993	4,770,605	3,438,785	3,546,558	4,303,256	3,529,812	6,041,663	5,103,536
926,423	996,444	980,384	1,438,859	1,282,203	1,170,766	1,375,520	1,374,202
-	186,878	562,025	1,128,312	1,038,484	1,130,682	1,243,625	1,608,506
573,405	459,342	196,106	82,083	-50,010	-176,563	-307,761	-579,193
-	-	-	-	-	-	-	-
353,018	350,224	222,252	228,464	293,729	216,647	439,656	344,889
926,423	996,444	980,384	1,438,859	1,282,203	1,170,766	1,375,520	1,374,202
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
14,864,624	17,780,304	19,305,774	20,442,540	22,455,342	23,733,177	27,260,872	29,748,986

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
3,883,258	4,635,332	5,141,626	5,123,191	5,244,308	5,292,066	5,269,158	5,013,130

5) 収益的収支の見通し（財源確保を図った財政収支見通し）

料金改定率30%

収支計画（収益的収支）

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		3,747,713	3,734,588	3,720,157	3,614,424	4,728,987
	(1) 料金収入		3,568,130	3,538,973	3,493,498	3,347,277	4,549,300
	(2) 受託工事収益 (B)		8,674	2,519	9,218	9,218	4,751
	(3) その他		170,910	193,095	217,441	257,929	174,936
	2. 営業外収益		364,497	352,578	335,526	1,013,025	318,522
	(1) 補助金		-	-	-	-	-
	他会計補助金		-	-	-	-	-
	その他補助金		-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入		344,919	331,678	317,370	329,925	300,097
	(3) その他		19,577	20,900	18,156	683,100	18,425
収入計 (C)		4,112,210	4,087,166	4,055,683	4,627,449	5,047,509	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		3,866,478	3,990,936	4,267,717	4,761,132	4,404,444
	(1) 職員給与費		230,916	211,765	286,426	318,666	277,314
	基本給		110,718	102,982	121,811	130,589	124,063
	退職給付費		-	-	16,491	19,547	2,390
	その他		120,198	108,782	148,124	168,530	150,861
	(2) 経費		2,679,144	2,763,471	2,997,792	3,404,840	3,122,390
	動力費		115,649	122,866	175,669	173,910	126,877
	修繕費		157,393	122,332	210,899	163,740	162,452
	材料費		14,449	18,429	14,054	20,784	13,205
	その他		2,391,654	2,499,844	2,597,170	3,046,406	2,819,856
(3) 減価償却費		956,419	1,015,700	983,499	1,037,626	1,004,740	
2. 営業外費用		92,407	83,172	93,590	188,406	182,639	
(1) 支払利息		76,431	73,226	79,198	107,358	171,490	
(2) その他		15,977	9,946	14,392	81,048	11,149	
支出計 (D)		3,958,886	4,074,108	4,361,307	4,949,538	4,587,083	
経常損益 (C)-(D) (E)		153,324	13,058	▲ 305,624	▲ 322,089	460,426	
特別利益 (F)		18,744	34,777	90	78	-	
特別損失 (G)		17,874	1,697	1,139	1,118	-	
特別損益 (F)-(G) (H)		870	33,081	▲ 1,049	-1,040	-	
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		154,194	46,139	▲ 306,673	▲ 323,129	460,426	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		905,789	130,069	-181,604	-509,733	-49,307	
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$		-	-	-4.9	-14.1	-1.0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (M)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	3,605,206	4,724,236	
地方財政法による資金不足の比率							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した模事業の規 (P)		3,739,039	3,732,069	3,710,939	3,605,206	4,724,236	
健全化法第22条により算定した資金不足比率							

(単位：税抜千円、%)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
4,697,235	4,661,571	4,626,128	4,610,379	4,586,620	4,558,916	4,531,358	4,515,648
4,517,462	4,481,710	4,446,177	4,430,337	4,406,485	4,378,686	4,351,032	4,335,224
4,837	4,925	5,015	5,106	5,199	5,294	5,390	5,488
174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936	174,936
312,507	300,384	293,629	285,959	282,067	272,143	270,491	268,124
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
293,420	280,833	274,017	266,476	262,826	253,289	252,203	250,571
19,087	19,551	19,612	19,483	19,241	18,854	18,288	17,553
5,009,742	4,961,955	4,919,757	4,896,338	4,868,687	4,831,059	4,801,849	4,783,772
4,534,898	4,849,407	4,985,588	5,030,481	5,098,129	5,127,625	5,189,311	5,346,094
279,866	282,438	285,039	287,661	290,306	292,979	295,675	298,394
125,203	126,355	127,518	128,692	129,874	131,071	132,277	133,493
2,412	2,434	2,457	2,479	2,502	2,525	2,548	2,572
152,251	153,649	155,064	156,490	157,930	159,383	160,850	162,329
3,137,056	3,347,184	3,358,213	3,366,468	3,385,396	3,402,916	3,420,716	3,444,651
128,512	130,035	131,587	133,746	135,693	137,539	139,395	141,673
165,407	168,418	171,483	174,604	177,781	181,017	184,312	187,666
13,446	13,691	13,939	14,193	14,451	14,714	14,982	15,255
2,829,691	3,035,040	3,041,204	3,043,925	3,057,471	3,069,646	3,082,027	3,100,057
1,117,976	1,219,785	1,342,336	1,376,352	1,422,427	1,431,730	1,472,920	1,603,049
261,386	344,234	424,314	469,518	514,823	575,293	614,062	708,420
250,237	333,085	413,165	458,369	503,674	564,144	602,913	697,271
11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149	11,149
4,796,285	5,193,641	5,409,902	5,499,999	5,612,952	5,702,918	5,803,373	6,054,514
213,457	▲ 231,686	▲ 490,145	▲ 603,661	▲ 744,265	▲ 871,859	▲ 1,001,524	▲ 1,270,742
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
213,457	▲ 231,686	▲ 490,145	▲ 603,661	▲ 744,265	▲ 871,859	▲ 1,001,524	▲ 1,270,742
164,150	-67,536	-557,681	-1,161,342	-1,905,607	-2,777,466	-3,778,990	-5,049,732
-	-1.5	-12.1	-25.2	-41.6	-61.0	-83.5	-112.0
4,692,398	4,656,646	4,621,113	4,605,273	4,581,421	4,553,622	4,525,968	4,510,160
4,692,398	4,656,646	4,621,113	4,605,273	4,581,421	4,553,622	4,525,968	4,510,160

6) 資本的収支・資金残高の見通し（財源確保を図った財政収支見通し）

料金改定率30%

収支計画（資本的収支）

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資本的 収 入	1. 企 業 債		477,100	545,700	1,777,000	1,916,000	3,316,987
	うち 資本費平準化債		-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金		307,084	258,286	223,119	223,119	223,119
	3. 他 会 計 補 助 金		-	541	-	75,900	-
	4. 他 会 計 負 担 金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	5. 他 会 計 借 入 金		-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金		-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金		-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金		-	-	-	-	-
	9. そ の 他		-	-	-	-	-
	計 (A)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)		822,790	842,891	2,046,494	2,232,721	3,570,236
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費		1,799,084	1,184,354	2,546,593	2,603,318	3,938,790
	うち 職員給与費		-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金		500,125	437,810	411,420	428,589	464,977
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金		-	-	-	-	-
	5. そ の 他		-	-	-	-	-
	計 (D)		2,299,209	1,622,164	2,958,013	3,031,907	4,403,767
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		611,500	684,022	666,129	924,831	43,228
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		154,194	46,139	▲ 311,673	-328,129	460,426
	3. 繰 越 工 事 資 金		-	-	-	-	-
	4. そ の 他		710,726	49,112	557,063	202,484	329,877
	計 (F)		1,476,419	779,273	911,519	799,186	833,531
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)			6,036,688	6,144,578	7,510,158	8,997,569	11,849,579

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
収 益 的	収 支 分		896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち 基準内繰入金		896	1,056	2,148	659,837	1,056
	うち 基準外繰入金		-	-	-	-	-
資 本 的	収 支 分		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち 基準内繰入金		38,606	38,364	46,375	17,702	30,130
	うち 基準外繰入金		-	-	-	-	-
合 計			39,502	39,420	48,523	677,539	31,186

○資金残高

区 分		年 度	令和5年度 〔決算〕	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 〔予算〕	令和9年度 計画値
資 金 残 高			2,425,677	2,535,970	1,709,450	1,361,368	2,022,783

(単位：税込千円)

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
3,547,321	3,520,912	2,255,269	2,318,063	2,965,505	2,203,741	4,412,894	3,476,085
-	-	-	-	-	-	-	-
223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119	223,119
-	-	-	-	-	-	-	-
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	3,774,161	2,508,518	2,571,312	3,218,754	2,456,990	4,666,143	3,729,334
-	-	-	-	-	-	-	-
3,800,570	3,774,161	2,508,518	2,571,312	3,218,754	2,456,990	4,666,143	3,729,334
4,194,717	4,165,373	2,759,103	2,828,874	3,548,254	2,701,850	5,156,464	4,115,566
-	-	-	-	-	-	-	-
532,276	605,232	679,682	718,804	766,517	844,198	904,050	1,007,314
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
4,726,993	4,770,605	3,438,785	3,547,678	4,314,771	3,546,048	6,060,514	5,122,880
926,423	996,444	930,267	976,366	1,096,017	1,089,058	1,394,371	1,393,546
359,947	877,906	1,198,159	1,351,564	1,546,553	1,744,270	1,956,239	2,319,398
213,457	-231,686	-490,145	-603,661	-744,265	-871,859	-1,001,524	-1,270,742
-	-	-	-	-	-	-	-
353,018	350,224	222,252	228,464	293,729	216,647	439,656	344,889
926,423	996,444	930,267	976,366	1,096,017	1,089,058	1,394,371	1,393,546
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
14,864,624	17,780,304	19,355,891	20,955,150	23,154,138	24,513,681	28,022,526	30,491,297

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130
31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186

令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
2,487,392	2,548,438	2,418,598	2,176,911	1,789,959	1,224,130	488,607	-478,313

資料編 用語解説

資料編 用語解説 (掲載ページ)

【あ行】

アセットマネジメント(あせつとまねじめんと) (P2)

水道事業におけるアセットマネジメントとは、持続可能な水道事業を実現するために、水道施設のライフサイクルを考慮した効率的かつ効果的な水道施設の管理運営のための実施活動のことをいいます。

アセットマネジメントの実践により、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化、計画的な更新投資、水道施設の全体のライフサイクルコストの減少、水道施設の健全性や更新事業の必要性をお客様や議会等に対する説明が可能となり、より信頼性の高い水道事業運営が達成できます。

委託料(いたくりょう) (P48)

業務等の一部を外部の企業などへ依頼した場合の費用をいいます。

一日最大給水量(いちにちさいだいきゅうすいりょう) (P58)

一日最大給水量は、一年間の各日の給水量の内、最大となった日の給水量をいいます。

一日平均給水量(いちにちへいきんきゅうすいりょう) (P58)

一日平均給水量は、一年間に各浄水場から配水された水量を年間日数で割った水量をいいます。

営業収益(えいぎょうしゅうえき) (P26)

主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものをいいます。水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載することとなっています。

営業収支(えいぎょうしゅうし) (P50)

決まった期間内での売り上げから仕入れや人件費を含む諸雑費を控除した、売上高のことをいいます。

営業利益(えいぎょうりえき) (P26)

営業活動によって生じる利益を指し、営業収益から営業費用を差し引いた額を指します。

応急給水(おうきゅうきゅうすい) (P32)

地震等により水道施設が破損し、給水ができなくなった場合、拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより給水することをいいます。

応急給水資機材(おうきゅうきゅうすいしきざい) (P32)

応急給水に使用する給水車や給水タンク、ポリタンク、飲料水用ポリ袋、電動式ポンプ等の資機材をいいます。

【か行】

ガスタービン(がすたーびん) (P17)

燃料と圧縮した空気を混合させて燃焼し、発生した高熱高圧のガスでタービンを回転させて動力を得る熱機関のことをいいます。

渇水(かつすい) (P13)

異常な少雨によって流量が減少し、水需要に対して供給が一時的に不足した状態をいいます。また、異常少雨によって発生した状態を気象学的渇水、流量がある水準以下に下がった状態を水文学的渇水と呼ぶ場合もあります。

カビ臭(かびしゅう) (P42)

湖沼や河川等で富栄養化現象に伴い繁殖するラン藻類などが原因となって発生する臭いで、墨汁のような臭いがします。

水質基準では、カビ臭物質である「ジェオスミン」、「2-メチルイソボルネオール」に対して基準値が設定されています。

簡易水道事業(かんいすいどうじぎょう) (P11)

計画給水人口が5,000人以下の規模で、水道によって水を供給する水道事業のことをいいます。

基幹管路(きかんかんろ) (P31)

基幹管路は、導水管、送水管、配水本管のことをいい、配水本管については、本市水道事業では口径 300mm 以上の配水管としています。

企業債(きぎょうさい) (P48)

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために、国や地方自治体などから借り入れる長期の地方債のことをいいます。

一般会計債との違いは、建設改良事業等に要する経費は許可等されればすべて起債の対象となること、収益を生ずる施設投資のための起債であり、償還費は料金により回収されること、その償還費用は公債費負担比率の計算から除外されることなどがあげられます。

企業債償還金(きぎょうさいしょうかんきん) (P48)

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額をいいます。

給水管(きゅうすいかん) (P41)

個別の需要者に水を供給するために、配水管から分岐し、水道メーターまで埋設された管路のこといい、給水管までは、水道事業者が管理を行います。

給水区域(きゅうすいくいき) (P11)

水道事業者が国土交通大臣等の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいい、水道事業者はこの区域内において給水義務を負います。給水区域を拡張しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

給水原価(きゅうすいげんか) (P51)

水を 1m³ 作るのに必要な経費のことをいいます。

$$\text{給水原価} = (\text{営業費用} + \text{営業外費用} - \text{受託工事費} - \text{不用品売却原価} - \text{長期前受金戻入}) \div \text{有収水量}$$

給水収益(きゅうすいしゅうえき) (P26)

水道事業会計における営業収益の 1 つであり、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（自治法 225 条）をいいます。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益であり、通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。

給水人口(きゅうすいじんこう) (P2)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者等は給水人口には含まれません。

給水栓(きゅうすいせん) (P23)

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具で、一般に蛇口、水栓等といいます。

給水装置(きゅうすいそうち) (P6)

水を必要としている需要者に水を供給するため、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及び、有圧のまま給水できる給水栓などの直結する給水用具のことをいいます。

供給単価(きょうきゅうたんか) (P51)

水道使用者からいただく 1m³当たりの単価（平均単価）をいいます。

供給単価＝給水収益÷有収水量

業務指標(ぎょうむしひょう) (P38)

水道事業における業務指標(PI: Performance Indicator)は、水道業務効率を図るために活用できる規格の一種で、水道事業体が行っている多方面にわたる業務を具体的にし、厳密に定義された算定式により評価するものをいいます。

計画給水量(けいかくきゅうすいりょう) (P58)

財政、施設計画の基本となる水量で、計画一日平均給水量、計画一日最大給水量、計画時間最大給水量及び計画一人一日平均給水量、計画一人一日最大給水量などがあります。

計装設備(けいそうせつび) (P86)

浄水場の運転管理に関する情報を把握し、操作に反映させる計測機器及び制御設備等の設備のことをいいます。

決算(けっさん) (P26)

期間内の金銭勘定を締めくくることが。収入と支出の総計算のことをいいます。

減価償却費(げんかしょうきゃくひ) (P90)

建物、機械設備、備品など、原則10万円以上で1年以上利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦資産として計上した後、当該金額を設定した資産の耐用年数にわたって費用として配分する金額のことをいいます。代表的な計算方法としては資産の価値が毎年同額下がると考える定額法と、毎年同率で下がると考える定率法があります。

検針(けんしん) (P25)

水道・ガス・電気などの使用量を知るために、計量器の目盛を調べることをいいます。

建設改良費(けんせつかいりょうひ) (P91)

水道施設の築造や更新により、固定資産を新たに取得するために要する経費をいいます。

【さ行】

再生可能エネルギー(さいせいかのうえねるぎー) (P35)

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいいます。

財政収支(ざいせいしゅうし) (P77)

歳入と歳出の差のことをいいます。歳入が歳出を上回る場合「財政黒字」、歳出が上回る場合を「財政赤字」といいます。

埼玉県営水道(さいたまけんえいすいどう) (P14)

埼玉県企業局が経営している水道事業のことをいいます。埼玉県営水道は本市を含めた埼玉県内の水道事業者に水道用水(浄水)を供給しています。

残留塩素(ざんりゅうえんそ) (P43)

消毒効果をもつ塩素として、消失せずに残留している塩素のことをいいます。

次亜塩素酸ナトリウム(じあえんそさんなとりうむ) (P14)

殺菌消毒や不純物の酸化のために浄水処理に用いられる一般的な薬品です。本市もこの薬品を使用して浄水処理を行っています。

資本的収支(しほんてきしゅうし) (P26)

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち、現金の収支を伴うものをいいます。主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことを指し、資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上します。

収益的収支(しゅうえきてきしゅうし) (P26)

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出のことをいいます。収益的収入には給水サービス提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には水道水を製造したり、用水供給事業などから購入したり、使用者へ水道水を送るための施設を維持管理するのに必要な経費(人件費・修繕費など)や、企業債利息、更には資産の取得に伴う減価償却費などのように、現金支出を伴わない経費なども含まれます。

修繕費(しゅうぜんひ) (P48)

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の維持管理のため、または損壊した固定資産の機能を回復するために要したと認められる部分の金額を処理するための費用勘定をいいます。

重要給水施設(じゅうようきゅうすいしせつ) (P85)

水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする量の飲用に適する水を供給する施設の中で、極めて大切な施設のことをいいます。

受水槽(じゅすいそう) (P44)

給水装置からの水を受水するための水槽をいいます。水道事業者の基準により直結直圧方式ができない場合、または需要者が常時一定の水量を使用する場合などに設置されます。

受水費(じゅすいひ) (P81)

県水を購入するための費用をいいます。

浄水場(じょうすいじょう) (P11)

浄水処理に必要な設備がある施設のことをいいます。

浄水処理(じょうすいしゅり) (P6)

河川、井戸、湖沼などから取水した原水は、種々の物質、生物、細菌などが含まれているため、飲用に適しません。これらの物質を取り除き、飲料用にするための処理を行うことをいいます。

上水道事業(じょうすいどうじぎょう) (P3)

計画給水人口が5,000人を超え、水道によって水を供給する水道事業のことをいいます。

商用電源(しょうようでんげん) (P46)

電力の製造、販売を生業とする電力会社から消費者に届けられる電力及び電力を消費者に届けるための設備一般の総称をいいます。

除鉄(じょてつ) (P36)

水中に溶解している鉄イオンを酸化して不溶性の化合物とし、凝集沈澱や砂ろ過で除去することをいいます。水に鉄が大量に含まれていると異臭味や衣類、陶器などを赤褐色に汚す原因となります。

除マンガン(じょまんがん) (P36)

水中に溶解しているマンガン塩素などの酸化剤で酸化し、不溶性のマンガン酸化物として凝集、沈澱、ろ過することをいいます。水にマンガンが含まれていると、塩素消毒によってマンガンが酸化され、析出した黒色酸化物が給・配水管に付着し、着色水や濁水の原因となります。

水源(すいげん) (P13)

川などの水の流れ出るおおもと、または、上水道として利用する水の供給源のことをいいます。

水質管理目標設定項目(すいしつかんりもくひょうせっていこうもく) (P23)

水質基準とは別に、より良い水質を目指すうえでは留意する必要があるものとして、環境省が目標値を設定している項目のことをいいます。令和7年度(2025年度)現在、水質管理目標設定項目は全27項目となっています。

水質基準(すいしつきじゅん) (P5)

水質基準は、水質基準に関する省令により定められた項目及び基準値のことをいいます。令和7年度(2025年度)現在、水質基準の項目は全51項目となっています。

水質検査計画(すいしつけんさけいかく) (P23)

水質検査計画は、水質検査の適正化や透明性を確保するため、水源の特徴、水質的課題、お客様のご意見及び安全性の確保など多方面から危害分析を行い、「どの地点で」「どんな項目を」「どんな分析方法で」「どのくらいの頻度で」水質検査を行うか、また、その理由や水質検査の精度・信頼性の保証などを明記したもののことをいいます。

水道法施行規則の改正により、平成17年度(2005年度)から毎年作成し、公表することが水道事業体等に義務付けられています。

水道原水(すいどうげんすい) (P6)

水道の元となる浄水前の天然水のことをいいます。

水道事業ガイドライン(すいどうじぎょうがいどらいん) (資料編-2)

平成17年(2005年)1月に公益社団法人日本水道協会の規格として策定されたガイドラインであり、水道事業における業務を定量化し評価することを目的としています。

策定当時は、水道ビジョンの内容を踏まえて、137項目の業務指標で構成されていましたが、平成28年(2016年)3月に改正され、新水道ビジョンの内容に基づいて見直され、119項目の業務指標を中心に構成されています。

水道事業広域化(すいどうじぎょうこういきか) (P52)

市町村の行政区域を越えた広域的見地から経営される水道をいいます。市町村単位で水道事業を経営するよりは、水道を地域的に広域化することにより、水資源の広域的利用や重複投資を排した施設の合理的利用による給水の安定化と財政基盤の強化が図られるとの考え方に基づくものです。

水道事業者(すいどうじぎょうしゃ) (P6)

水道法6条1項の規定にある国土交通大臣(計画給水人口が5万人以下の場合)は都道府県知事(同法施行令14条)の認可を受けて水道事業を営むものをいいます(同法3条5項)。水道事業は、原則として市町村が営むものとされています(市町村営原則主義、同法6条2項)。

水道施設(すいどうしせつ) (P3)

水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設であり、当該水道事業者、水道用水供給事業または専用水道の設置者の管理に属するものをいいます(水道法3条8項)。

ただし、水道用の施設であっても、水道事業者が管理権を有しない場合は水道施設ではありません。また、他の用途との共用であっても、その管理権を水道事業者が有する場合は水道施設であって、管理権さえあれば、必ずしも所有権を必要としません。

石綿管(せきめんかん) (P22)

石綿繊維(アスベスト)、セメント、珪砂を水で練り混ぜて製造した管路をいい、アスベストセメント管、石綿管ともいいます。耐酸性や耐衝撃性に劣っており、地震に対して弱いことから、優先的に更新することが求められています。

センシング技術(せんしんぐぎじゅつ) (P74)

感知器などを使用して様々な情報を計測して数値化する技術をいいます。

送水管(そうすいかん) (P20)

浄水場から配水池まで浄水を送るために使用する管路をいいます。

損益勘定留保資金(そんえきかんじょうりゅうほしきん) (資料編-10)

資本的収支の補てん財源の一つで、当年度分損益勘定留保資金と、過年度分損益勘定留保資金に区分されるものをいいます。

【た行】

耐震管(たいしんかん) (P40)

地震の際でも継ぎ目の接合部が離脱しない構造となっている管路をいいます。

ダウンサイジング(だうんさいじんぐ) (P39)

施設を小規模化することをいいます。施設の廃止や統合による規模縮小も含まれます。

ダクティル鑄鉄管(だくたいるちゅうてつかん) (P22)

鑄鉄に含まれる黒鉛を球状化させ、通常の鑄鉄に比べ強度や耐久に優れた鑄鉄管のことをいいます。その性質から施工性が高いため、現在、水道用管として広く用いられています。

ダクティル鑄鉄管(一般管)：

この管は内外圧に対する十分な強度、優れた耐久性、維持管理などの特長を有しており、広く普及しています。継手構造により、耐震性に優れた管に分けられます。

NS形ダクティル鑄鉄管：

大きな伸縮性と可撓性を備え、挿し込むだけで施工が完了するプッシュオンタイプの耐震継手を有した管のことをいいます。

GX形ダクティル鑄鉄管：

優れた継手構造により、NS形よりも大幅に施工性を向上させ、外面塗装の耐食性向上により、一層の長寿命化が可能となった耐震継手を有した管のことをいいます。

地方公営企業(ちほうこうえいきぎょう) (P11)

地方公営企業は、市町村などの地方公共団体が経営する公益性の高い事業のことをいいます。水道事業以外には、電気事業やガス事業、交通事業などがあります。

長期前受金(ちようきまえうけきん) (P89)

減価償却を行う固定資産を取得する際に交付された補助金等の財源をいいます。

長期前受金戻入(ちようきまえうけきんれいにゆう) (P89)

長期前受金を減価償却に合わせて収益化したものをいいます。

長寿命化(ちょうじゅみょうか) (P39)

水道事業における長寿命化は、施設や設備、管路について、修繕などの維持管理を計画的に実施し、耐久性を向上させ、長持ちさせるようにすることをいいます。

導水管(どうすいかん) (P20)

深井戸から取水した水などを浄水場まで送るために使用する管路をいいます。

トリハロメタン(とりはろめたん) (P24)

水道の原水に含まれる有機物と、浄水場で消毒に用いられる塩素が反応して生成される物質で国際がん研究機関では発ガン性が疑われる物質とされています。

【は行】

配水管(はいすいかん) (P20)

浄水場において造られた浄水を安全かつ円滑に利用者に輸送する管をいいます。

配水管網(はいすいかんもう) (P67)

網目状に配置された配水管のシステムをいいます。配水本管と配水支管からなり、道路下に網目上に配置されることから管網といいます。

配水管網による最大の利点は、各給水点は複数の経路から供給が可能となるため、消火時など局地的な大量使用の場合にも圧力効果が軽減されること、工事及び事故時の断水の影響範囲を小さく抑えることができること、末端部の管内の水の停滞がなくなり水質悪化の恐れが小さいこととあります。

配水池(はいすいち) (P14)

水道の需要量に応じて適切に配水するため、浄水を一時的に貯めておく施設のことをいいます。

備蓄拡充(びちくかくじゅう) (P45)

緊急時における供給途絶や供給不足に備えてエネルギー、食糧、原材料などを蓄えているものを充実させることをいいます。

深井戸(ふかいど) (P14)

地層によって圧力がかかっている地下水を取水する井戸をいい、井戸の深さによって区分されるものではありません。

包括的業務委託(ほうかつてきぎょうむいたく) (P38)

従来、各業務を個別で外部に委託していたものを一つにまとめて外部に委託することをいいます。水道事業の場合には、施設の設計と建設工事を一括で委託する場合や、浄水場の設計から建設工事、運転管理までを一括で委託する場合などがあります。

法定耐用年数(ほうていたいようねんすう) (P38)

地方公営企業法により定められた有形固定資産の減価償却期間のことをいいます。有形固定資産が使用不可能になるまでの期間と必ずしも一致はしません。

豊富低廉(ほうふていれん) (資料編-2)

たくさん存在し、かつ金額が安いことをいいます。

ポリエチレン管(ぼりえちれんかん) (P22)

樹脂でできた管の一種で、軽量なため施工性に優れ、また、ほかの管種に比べ可とう性に富んでおり、地盤変動に対して影響が少ないなどの特徴があります。

【ま行】

末端監視装置(またんかんしそうち) (P43)

配水池から末端に位置する場所の水質及び水圧を監視する装置のことをいいます。

マッピングシステム(まっぴんぐしすてむ) (P74)

地図情報を基本にして、管路の口径、管種、布設年度等の情報を管理するシステムのことをいいます。

水安全計画(みずあんぜんけいかく) (P31)

食品製造分野で確立されている HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入した安全な水を確実に供給するための計画のことをいいます。水道事業の水源から給水栓までに潜んでいる様々な水質に関するリスクを抽出し、それぞれのリスクへの対処や監視の方法を取りまとめます。

水循環(みずじゅんかん) (P35)

水が、蒸発、降下、流下または浸透により海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。

【や行】**有形固定資産(ゆうけいこていしさん)** (P83)

固定資産のうち、物としての実体を持つもので、無形固定資産に対する名称をいいます。

有収水量(ゆうしゅうすいりょう) (P51)

料金徴収の対象となった水量をいいます。

有収率(ゆうしゅうりつ) (P32)

全浄水場から配水した水量に対して、水道料金収入として計上される水量の割合をいいます。

【ら行】**ライフライン(らいふらいん)** (P2)

都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信などをいいます。

利益剰余金処分類(りえきじょうよきんしょぶんがく) (資料編-10)

企業活動で得た利益のうち、分配せずに内部に留保している額の使い方を決定することをいいます。

累積欠損金比率(るいせきけつそんきんひりつ) (資料編-8)

営業収益に対する累積欠損金の割合を示すものをいいます。

老朽管(ろうきゅうかん) (P40)

老朽管は、一般的に管路の法定耐用年数40年を超えたものをいいます。

漏水(ろうすい) (P32)

配水管や給水管において、管路の老朽化や施工不良によって漏れ出した水のことをいいます。

【英字】**PC造(プレストレストコンクリートぞう) (P17)**

PC造は、コンクリートの中に引っ張られた状態の鋼材を入れることで、あらかじめ圧縮力を持たせたコンクリートを用いて造られていることをいいます。コンクリートはあらかじめ圧縮力があるため、コンクリートが引っ張られた際にひび割れが生じにくい特徴を持っています。

PDCAサイクル(プラン・ドゥ・チェック・アクションさいくる) (P106)

品質改善や業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくことをいいます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) (P74)

民間の知識・経験の情報を採用し、質の良い公共サービスが提供できるとされる考え。病院やごみ処理場などの公共施設の建設、維持管理、運営に導入されることが多く、自治体は民間事業者に事業費を払い、市民は利用料を負担する仕組みのことをいいます。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ) (P74)

公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の整備等の効率化や公共サービスの水準の向上を目指す手法のことをいいます。

RC造(レインフォースコンクリートぞう) (P18)

RC造は、鉄筋によって補強されたコンクリートを骨組みの構造に用いて造られていることをいいます。

資料編 審議会開催状況

令和6、7年度 春日部市水道事業運営審議会 委員名簿

構成	氏名	所属団体等	委員区分	備考
委員	梅村 武尚	春日部市くらしの会	1号委員	
委員	齋藤 真衣子	一般公募	1号委員	
委員	中島 邦彦	春日部市自治会連合会	1号委員	
委員	二田 景子	春日部市PTA連合会	1号委員	
会長	作山 康	芝浦工業大学	2号委員	
副会長	木暮 昭彦	公益財団法人 水道技術研究センター	2号委員	
委員	石坂 誠	埼玉県庄和浄水場	2号委員	令和6年度
	野口 清隆			令和7年度
委員	臼井 俊英	臼井俊英税理士事務所	2号委員	
委員	下田 正樹	下田建設行政事務所	2号委員	
委員	藤田 英典	庄和商工会	2号委員	
委員	吉田 剛	春日部商工会議所	2号委員	

(会長と副会長を除く他、各号委員は50音順)

1号委員：水道使用者

2号委員：知識及び経験を有する者

答申に至る審議過程

開催回	開催日時	審議内容等
令和6年度 第1回	令和7年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部市水道事業運営審議会委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）等の改定について（諮問） （議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 春日部市水道事業の概要について 2. 春日部市水道事業の経営状況について 3. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定について
令和7年度 第1回	令和7年 5月22日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 春日部市水道事業について 2. 水道料金の仕組みについて
令和7年度 第2回	令和7年 6月30日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の補足説明について 2. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定の概要について
令和7年度 第3回	令和7年 10月8日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定（案）の概要 2. 一般的な料金算定（改定）の流れ
令和7年度 第4回	令和7年 10月31日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資及び財政計画のシミュレーション結果について 2. 近隣事業体の動向等について 3. 料金体系設定の基礎事項について
令和7年度 第5回	令和7年 11月19日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）改定（案）について 2. 投資及び財政計画のシミュレーション結果について
令和7年度 第6回	令和7年 12月17日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資及び財政計画のシミュレーション結果について 2. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）等の改定について（答申書素案）
令和7年度 第7回	令和8年 1月30日	（議題） <ol style="list-style-type: none"> 1. 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）等の改定について（答申書案）

春日部市新水道事業ビジョン (経営戦略) 改定版

令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)

編集・発行 春日部市上下水道部

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
TEL 048-736-1111(代) FAX 048-736-1549
E-mail gyomu-ws@city.kasukabe.lg.jp

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。